

令和元年度 包括外部監査結果報告書

委託事業にかかる財務事務の執行について

令和2年2月
盛岡市包括外部監査人
公認会計士 加藤 聡

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として盛岡市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、盛岡市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果】と【意見】に分けて記載している。【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

また、【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

4. 消費税の表記

本報告書に記載されている取引金額は、原則として消費税を含んだ金額である。消費税を含まない金額で表記する場合には、別途その旨の記載を行っている。

5. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令
盛岡市財務規則	⇒	財務規則

目 次

第1章 監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 監査の対象期間.....	1
5. 監査の実施期間.....	2
6. 監査従事者の資格及び氏名	2
7. 利害関係.....	2
第2章 監査の視点	3
1. 監査の基本的な方針.....	3
（1）事業の有効性	3
（2）事業の経済性	3
（3）契約事務の適正性	4
（4）委託先事業者の選定方法の妥当性	4
（5）委託事業の実施に対する市の関与の適正性	4
2. 監査要点.....	6
（1）事業の有効性	6
（2）事業の経済性	6
（3）契約事務の適正性	7
（4）委託先事業者の選定方法の妥当性	7
（5）委託事業の実施に対する市の関与の適正性	7
3. 監査手続.....	8
（1）監査対象事業の概要把握	8
（2）関連資料の閲覧と所管部署に対する質問	8
（3）現地又は現物の視察	8
（4）監査報告書の作成	8
第3章 監査対象の基本的事項	9
1. 地方公共団体と民間の協働	9
（1）様々な公的サービスの提供主体	9
（2）事業の民間委託とは	10
（3）官民連携の手法	10
2. 盛岡市の官民連携に関する取組	12
（1）盛岡市の官民連携に関する取組	12
（2）盛岡市における委託費の推移	14
3. 監査対象事業.....	15
（1）監査対象事業の選定方法	15
（2）監査対象事業	15

第4章 外部監査の結果及び意見—総論— 19

- 1. 監査の結果及び意見の総括 19
 - (1) 事業の有効性 20
 - (2) 契約事務の適正性 24
 - (3) 委託事業の実施に対する市の関与の適正性 28
- 2. 監査の結果及び意見のまとめ 32

第5章 外部監査の結果及び意見—各論— 36

- 1. 広報もりおか等配布業務委託（広聴広報課） 36
 - (1) 概要 36
 - (2) 監査の結果 37
- 2. 情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託（情報企画課） 39
 - (1) 概要 39
 - (2) 監査の結果 39
 - (3) 監査対象事業に対する意見 40
- 3. 住民基本台帳ネットワークシステム運用等事務委託（情報企画課） 42
 - (1) 概要 42
 - (2) 監査対象事業に対する意見 43
- 4. 住民記録システム管理運用事務等委託（情報企画課） 44
 - (1) 概要 44
 - (2) 監査対象事業に対する意見 45
- 5. 被災者支援総合交付金事業業務委託（危機管理防災課） 46
 - (1) 概要 46
 - (2) 監査対象事業に対する意見 48
- 6. 平成30年度盛岡市避難場所標識整備業務委託（危機管理防災課） 50
 - (1) 概要 50
 - (2) 監査対象事業に対する意見 51
- 7. 平成30年度盛岡市納税推進センター運營業務委託（納税課） 53
 - (1) 概要 53
 - (2) 監査の結果 54
 - (3) 監査対象事業に対する意見 54
- 8. 盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託（スポーツ推進課） 56
 - (1) 概要 56
 - (2) 監査の結果 57
 - (3) 監査対象事業に対する意見 58
- 9. 焼却残灰等運搬業務委託（クリーンセンター） 61
 - (1) 概要 61
 - (2) 監査対象事業に対する意見 62
- 10. 定期点検整備業務委託（クリーンセンター） 63
 - (1) 概要 63
 - (2) 監査の結果 63
- 11. 家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（a地区）（収集センター） 65
 - (1) 概要 65
 - (2) 監査対象事業に対する意見 66

1 2.	平成 30 年度リサイクルセンター浸出水処理施設及び玉山廃棄物処分場浸出水処理施設維持管理等業務委託（リサイクルセンター）	67
	（1）概要	67
	（2）監査の結果	68
	（3）監査対象事業に対する意見	68
1 3.	地域活動支援センター I 型事業業務委託（障がい福祉課）	70
	（1）概要	70
	（2）監査対象事業に対する意見	73
1 4.	平成 30 年度敬老バス運行業務委託（単価契約）（長寿社会課）	75
	（1）概要	75
	（2）監査対象事業に対する意見	76
1 5.	ワーク・ライフ・バランス推進リーディング企業育成等業務委託（子ども青少年課）	77
	（1）概要	77
	（2）監査対象事業に対する意見	78
1 6.	もりおか子育て応援プラザ運営業務委託（子ども青少年課）	79
	（1）概要	79
	（2）監査対象事業に対する意見	81
1 7.	私立児童福祉施設等運営事業委託（子ども青少年課）	82
	（1）概要	82
	（2）監査対象事業に対する意見	83
1 8.	病児・病後児保育事業委託（子育てあんしん課）	84
	（1）概要	84
	（2）監査対象事業に対する意見	85
1 9.	妊婦一般健康診査業務委託（母子健康課）	87
	（1）概要	87
	（2）監査対象事業に対する意見	89
2 0.	平成 30 年度もりおか元気応援寄附金推進事業業務委託（単価契約）（ものづくり推進課）	90
	（1）概要	90
	（2）監査の結果	91
2 1.	東北絆まつり 2018 盛岡におけるインバウンド対応 PR 業務委託（観光交流課）	92
	（1）概要	92
	（2）監査の結果	93
2 2.	平成 30 年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る異業種連携プラットフォーム整備等支援業務委託」（農政課）	94
	（1）概要	94
	（2）監査対象事業に対する意見	95
2 3.	平成 30 年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創出支援業務委託」（農政課）	96
	（1）概要	96
	（2）監査の結果	97
	（3）監査対象事業に対する意見	98
2 4.	平成 30 年度年間単価契約道路清掃業務委託（道路管理課）	99
	（1）概要	99
	（2）監査の結果	100
	（3）監査対象事業に対する意見	101

25.	道路除排雪業務委託（道路管理課）	102
	（1）概要	102
	（2）監査対象事業に対する意見	103
26.	平成30年度年間単価契約放置自転車等撤去業務委託その3 （交通政策課）	105
	（1）概要	105
	（2）監査の結果	106
	（3）監査対象事業に対する意見	108
27.	遊具施設点検（その1）業務委託（公園みどり課）	111
	（1）概要	111
	（2）監査対象事業に対する意見	112
28.	（仮称）新盛岡バスセンター整備による中心市街地活性化のための基盤整備検 討調査業務委託（まちなか整備室）	115
	（1）概要	115
	（2）監査対象事業に対する意見	117
29.	（仮称）新盛岡バスセンター整備に関する調査業務委託 （まちなか整備室）	118
	（1）概要	118
	（2）監査の結果	118
30.	平成30年度県費負担教職員研修業務委託（教育研究所）	120
	（1）概要	120
	（2）監査の結果	121
31.	盛岡市松園地区公民館児童健全育成事業業務委託（松園地区公民館）	122
	（1）概要	122
	（2）監査対象事業に対する意見	124
32.	盛岡市都南学校給食センター給食搬送業務委託 （都南学校給食センター）	126
	（1）概要	126
	（2）監査対象事業に対する意見	126
33.	盛岡市都南学校給食センター調理等業務委託（都南学校給食センター）	128
	（1）概要	128
	（2）監査対象事業に対する意見	129
34.	盛岡市玉山学校給食センター調理等業務委託（玉山学校給食センター）	131
	（1）概要	131
	（2）監査対象事業に対する意見	132

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

委託事業にかかる財務事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

盛岡市の平成30年4月における普通会計部門の職員総数は、平成23年4月から106人減少している。一方、歳出総額は平成22年度に104,336百万円であったものが、平成30年度においては110,325百万円となっている。この9年間における歳出総額の増加は、その大部分が扶助費の増加によると考えられるが、扶助費以外の事務事業についても増えることはあっても減ってはいないというのが実状であろう。

そのような前提に立つと、この職員数減少への対応として考えられるのは外部主体との連携であり、すなわち、これが事務事業の委託化が進んでいると考える根拠である。

そして、事務事業の委託化には必然的に市が自前の人員や設備で実施する事務事業とは異なる管理方法が要求される。つまり、どのような外部者に委託するか、どのような仕様の業務を実施してもらうか、それが適切に遂行されたことをどのように確認するか、という市が直接実施した場合とは異なった視点と手法による管理が必要になる。

昭和20年代前半に生まれたいわゆる団塊の世代の職員が大量に退職し、それに加えて少子高齢化による人手不足がいわゆる現在においては、今まで以上に事業の委託化が進む可能性が高いと考えられる。私は、そのような委託事業の重要性に鑑み、その有効性及び必要性、法令・規則等への準拠性を検証すべきであると判断し、令和元年度の盛岡市包括外部監査における特定の事件(テーマ)を委託事業にかかる財務事務の執行についてとした。

4. 監査の対象期間

原則として平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)ただし、必要に応じて平成29年度以前及び令和元年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

令和元年7月19日から令和2年2月5日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	加藤 聡
監査補助者	公認会計士	荒谷 祐介
	公認会計士	石崎 一登
	公認会計士	井上 正之
	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	谷川 淳

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の視点

1. 監査の基本的な方針

令和元年度盛岡市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)を選定した理由は前述したとおりである。この選定理由を踏まえて決定した監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

(1) 事業の有効性

市が行う事業は、それぞれ固有の事業目的を有する。市が市民の負託を受けてこれらの事業を実施する以上、その目的が達成されているかどうかは監査上最も留意すべき点として検証しなければならない。

特に、当該事業が、委託事業として実施される場合には、その実施主体が本来市であるところを他の主体に委ねるわけであるから、このことに起因する特有の論点がある。

一つは、「委託」という方法を選択した理由に合理性があるのかという点が挙げられる。委託事業では、しばしば民間事業者等に事業を委託した途端、サービスレベルが低下したなどという報道を目にすることもあるが、それにも関わらず、市が直営で実施していた事業を民間事業者等に委託した理由の合理性は検証する必要があるだろう。

さらに、事業を民間事業者等に委託する理由の一つとして、コスト削減による経済性の追求が考えられるが、これは事業の目的が想定どおりに達成されることを前提とする。このことを念頭におきつつ委託事業を検討すると、事業の有効性と経済性がトレードオフの関係になることはある程度仕方がないとしても、両者のバランスをどのように確保するのかという点は検証すべき論点であるといえる。

これらの点は、当該事業の有効性に直結する問題であり、監査上も特に留意して検証していくこととする。

(2) 事業の経済性

事業は、その有効性が最も重要な論点であると考えているが、市が実施する事業のVFM(Value for Money)が一定水準以上であるかということも検証すべき論点である。VFMとは、 $\text{VFM} = \text{お金(コスト)} - \text{税金}$ に対する使用価値を最大化しようという考え方である。

市が実施している事業は特にその有効性が問われなければならないが、同じ効果ならば1円でも安価な方法が選択されるべきである。それゆえ、監査においては、事業費の内容から非効率な部分がないかを検証していくこととなる。

委託事業を取り上げる際に特に注意すべき点として、全庁的に共通する内容の

業務(典型的なものとして清掃や警備などが挙げられる)が委託されている場合に、その積算根拠もまた全庁的に統一して管理されているかという点がある。すなわち、当該事業の所管課のみの情報では積算根拠等の比較ができないため、自らの委託事業の経済性についての情報が得られず、これが損なわれてしまう可能性がある。そのような状況下で長年にわたって継続して事業を行っていないかという点についても検証していくこととする。

(3) 契約事務の適正性

委託事業にかかる事務は、法令・条例・規則等(以下「法令等」という。)に則って実施されなければならない。

法令等は自治法及び自治令のほか、財務規則などを中心とした体系的なルールであるが、これらに詳細な規定がなく、所管部署において実施マニュアル又は要綱等(以下「実施マニュアル等」という。)により必要なルールを定めている場合には、これらの内部的なルールにも準拠した事務の執行が求められる。

また、仮に実施マニュアル等の内部的なルールが定められていても、当該「ルール」が委託事務を執行するにあたって有用なものでなければ適切な事務の執行を阻害する要因となってしまふ。「ルール」には現時点における必要事項が網羅的に規定されるよう、市は実態に合わせ適時に見直しを行い、更新していかなければならない。

(4) 委託先事業者の選定方法の妥当性

本来、随意契約や指名競争入札は自治法第 234 条、自治令第 167 条及び第 167 条の 2 の規定により一定の条件を満たしたときにのみこれによることができる。しかし、実際にはこれらが広範に採用されている実態があり、その採用理由の合理性については、監査上も特に留意して検証する必要がある。

また、合理的な理由により随意契約や指名競争入札に付されているとしても、長期にわたって事業が行われることによって、その選定方法を採用した当初とは事情が変わり、その理由の合理性が失われているケースもある。

このように、委託先事業者の選定方法については、形式的な要件だけでなく、実効性のある競争性の確保を念頭においているかという点について検証しなければならない。

(5) 委託事業の実施に対する市の関与の適正性

市の委託事業が有効かつ経済的に、そして適法に実施されるためには、市が事業の実施に際して適正に関与していくことが必要である。委託事業は、本来、市が実施主体となるべき事業であったものについて、様々な理由により外部の専門業者に実施してもらうことになったものであるから、市が自ら実施する場合とは異なり、他

者の行為を適正に統制するというマネジメント能力が問われる。

ここで、市の委託事業者に対するマネジメントが適当であることを検証するためには、市と委託事業者の間で事業目的が明確に共有されているかという点を検討する必要があると考える。

そのためには、まず、事業の成果または成果物が具体的に定義され、仕様書等に明確に記載されているかという点を検証する必要がある。さらに、明示された成果または成果物について実施報告がなされ、市はそれに基づいて事業の実施内容を的確に掌握しているかという点を確かめる必要がある。

市職員は、個々の委託事業については専門家ではないため、詳細な知識を有していることを必ずしも期待できないし、実施内容の適否を即断することは難しいであろう。このことから、市が組織として時間を掛けて、多くの職員の継続的な尽力によって、委託事業を適正に統制する力を集積しなければならない。

そこで、上記のような点が委託事業における市の関与の適正性にかかる指標になると考えられるため、これを検証することとしたい。

2. 監査要点

『1. 監査の基本的な方針』に従って定めた監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

(1) 事業の有効性

- ・ 事業目的が明確になっており、それが当該委託事業によって達成されているか。
- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合しているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・ 市や委託先事業者などの事業実施者側の都合を強調するあまり、利用者のニーズを取り込めていない実態はないか。
- ・ 経費の削減が主目的になって、サービスレベルが著しく低下している事実は見当たらないか。
- ・ 委託費の無理な削減が委託先事業者の経営に悪影響を及ぼすような場合、過度の競争を緩和するような措置が適切に実行されているか。
- ・ 直営ではなく、委託でなければならない理由に合理性はあるのか。
- ・ 長期間継続している事業は、その規模や実施方法が社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 所期の目的が達成されているにも関わらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにも関わらず支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国又は県の支出金等がある事業は、市として主体的に有効性等を勘案して実施しているか。

(2) 事業の経済性

- ・ 総コストを計算した上で、事業の実施方法を決定しているか。
- ・ 事業費の積算見積りは適切に行われているか、またその妥当性については常に注意を払った事務が行われているか。
- ・ 委託事業の契約金額について、複数の見積りを徴するなど、低減努力がなされているか。
- ・ 委託事業の実績評価及び検証結果が、次年度以降の事業計画や予算に反映されているか。
- ・ 全庁的に共通な委託業務について予定価格の積算を統一するなど積算見積りの適正化がなされているか。
- ・ 長期継続契約(複数年度契約)の導入等によりコスト削減の可能性を検討しているか。
- ・ 他の事業との重複や無理な細分化はないか。

(3) 契約事務の適正性

- ・ 契約関係の法令等に準拠した事務が行われているか。
- ・ 作成すべき書類や資料は適切に作成され、保管されているか。
- ・ 作成された書類の規定や文言は、管理の道具としての具体性があり、実態に即したものととなっているか。
- ・ 契約後の再委託の承認や契約変更は適切に行われているか。
- ・ 労働集約的な業務を委託する場合には、委託先事業者が労働関係法令を遵守した上で業務を実施することを当該事業の契約締結に際して明示しているか。

(4) 委託先事業者の選定方法の妥当性

- ・ 委託先事業者の選定は競争性が確保された方法によっているか。
- ・ 委託先事業者の選定についての基準は明確か。また、結果として、合理的な理由のない偏りが生じていないか。
- ・ 随意契約による場合の理由に合理性はあるか。また、競争性の確保に向けて改善すべく検討されているか。
- ・ 公募プロポーザル方式による場合、選定委員の選考などの点で公平性の確保はなされているか。
- ・ 委託先事業者に対して、市職員の再就職の実績はないか。また、委託先事業者に対して市の補助金が交付されていないか。

(5) 委託事業の実施に対する市の関与の適正性

- ・ 事業の実施前において仕様に関する打ち合わせは適切に行われているか。
- ・ 業務の実施過程を適時にチェックしているか。
- ・ 実績に係る報告は適切に行われ、市がその成果を把握するに足るものとなっているか。
- ・ 事業成果の定義があいまいなために実施報告書の記載が具体性に欠け、事業の実施報告が空洞化していないか。
- ・ 成果物等の検収は適切に行われているか。
- ・ 成果物等から事業目的の達成度を測り、次年度の実施に向けた仕様や実施方法の見直しは行われているか。

3. 監査手続

『2. 監査要点』に記載したそれぞれの事項を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

(1) 監査対象事業の概要把握

監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業の所管課から意見聴取を行い、事業の概要を確認した。

(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

監査対象事業について、予算の執行に関連する資料及び事業の実績又は効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。また、委託先事業者に関する資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容については、必要に応じて適宜所管部署に対し質問を実施している。

(3) 現地又は現物の視察

監査対象事業によっては、必要に応じて実地に赴き、事業の実施状況を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

(4) 監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第3章 監査対象の基本的事項

1. 地方公共団体と民間の協働

(1) 様々な公的サービスの提供主体

30年余り続いた平成の時代も終わりを告げ、令和の時代となった我が国であるが、今後、少子高齢化の波は一層進み、地方行政の有り様にも大きなインパクトを与えることは想像に難くない。

少子高齢化は、一つには、地方公共団体の職員数の減少を促している。現在、我が国では働き手の奪い合いが起こっており、公務員なら好条件の人材を優先的に採用できるなどということはない。昭和20年代前半生まれの世代が大量に退職してもその埋め合わせを新人の採用で埋めるということは非常に難しいであろう。加えて、少子高齢化は高齢者福祉にかかるコストを押し上げている。今後、地方公共団体の歳入の増加が見込めない状況のもと、高齢者福祉に投入せざるを得ない資金が他の事業に回す資金を逼迫させ、財政の硬直化を強いることが予想される。

このようにして人と資金の双方に制約が加えられつつある地方公共団体の運営には、さらに別の問題が投げかけられている。それは、行政サービスのニーズが多様化し、そのサービスを提供するには専門的な知識を前提とするものが多くなってきたことである。たとえば、高齢者に対する介護や共働き世帯に対する保育といった福祉サービス、犯罪や自然災害等の防犯・防災対策、ごみのリサイクルや廃棄物処理といった環境サービス、いじめ対応など問題山積の教育サービスなどは専門的なノウハウが不可欠である。

このような状況下においても、あるいはこのような状況下だからこそ、地方公共団体はこれまで以上に公共サービスを効率的に提供していくことが求められているが、今後、行政機関のみが住民ニーズに対応していくことには質的にも量的にも限界がある。

そもそも公共サービスは行政が独占的に担うものではなく、たとえば電気、ガス、公共交通やボランティア、PTA活動のように民間により担われるものも存在している。また、従来行政が担ってきた公共サービスについても、行政でなければ対応し得ないものから、NPOや住民団体、民間企業などでも十分対応し得るものまで様々なレベルが存在する。

これらのことに鑑みて、今後の地方公共団体においては、従来行政が担ってきた公共サービスについても真に行政でなければ対応し得ないもの以外は、NPOや住民団体、民間企業などへ積極的に委託する、あるいは、PFIなどの官民協働のための取組を行うといったことが重要かつ必要な対応になっている。

(2) 事業の民間委託とは

公共部門における民間委託は、経済合理性や政策目的の追求のために、行政の内部事務や公共サービスを行政の外部の民間企業等の諸団体や個人に委託するものである。国や地方公共団体は、事務事業を直接処理せず、監督権等の行政責任を果たす上で必要な権限を留保した上で、民間企業等に委託することとなる。

民間委託の法的性質は、一般的には、民法上の請負契約(民法第 632 条)や準委任契約(民法第 656 条)に当たる。また、その他にも、一般廃棄物の収集・運搬・処分等の委託などのように、個別法の枠組みで実施されるものや、自治法に基づく公の施設の指定管理者制度など特別な法的枠組みもある。

【民法】

(請負)

第六百三十二条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

(準委任)

第六百五十六条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

(3) 官民連携の手法

今般の包括外部監査のテーマは、「委託事業にかかる財務事務の執行について」とした。事業を民間委託することは、最もシンプルで多くの事例がある官民連携の手法である。しかし、民間委託以外にも、PFI、指定管理者制度など様々な手法がある。また、法的制度として確立したものではないものの、既存の業務委託を柔軟に活用する包括的管理委託を導入する地方公共団体も徐々に増えつつある。このように民間の力を借りて事業を行う手法は様々なものがあるが、導入にあたってはそれぞれの制度が持つ特性を踏まえ、最も効果的・効率的に事業目的を達成できる手法を選択することが必要である。

図表 1 様々な官民連携の手法

官民連携の手法	概要
《公共的な事業の一部または全部を民間事業者へアウトソーシングする方式》	
PFI (Private Finance Initiative)	PFI ¹ 法に基づく手法である。公共サービスの提供に際し、民間資金を活用して民間事業者に施設整備と公共サービスの提供の双方を委ねる手法である。

¹ PFI 法：「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」。第 1 条（目的）には、「民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。」と記載されている。

官民連携の手法		概要
	通常 PFI (下記を除くもの)	民間事業者が契約に基づいて、公共施設などの設計・建設・維持管理・運営などを一括発注・性能発注・長期契約などにより行う手法である。
	公共施設等運営権制度 (コンセッション方式)	民間事業者が契約に基づいて、公共施設などの運営権を取得し、公共施設などの運営などの事業を長期的・包括的に行う手法である。
PFI に類似する手法		PFI 法に基づかない手法である。PFI 法には基づかないものの、民間事業者に施設整備や公共サービスの提供を委ねる点で、PFI に類似する手法といえる。
	DB・DBO など (Design Build) (Design Build & Operate)	民間事業者が設計・建設などを一括発注・性能発注する手法(DB)や、民間事業者が設計・建設・維持管理・運営などを長期契約などにより一括発注・性能発注する手法(DBO)などがある。
包括的管理委託		民間事業者が維持管理などを複数年契約・性能発注などにより一括発注・性能発注する委託手法である。
指定管理者制度		地方自治法に基づく手法である。公の施設の維持管理・運営などを管理者に指定した民間事業者を実施させる。
民設公営		民間事業者が施設の設計・建設などを行い、公共主体が維持管理・運営などを行う手法である。施設については、民間事業者から公共主体に譲渡する方式や賃貸する方式などがある。
民設民営(除く PFI)		民間事業者が施設の建設・維持管理・運営を実施する手法である。
《他の事業・施設を併設・活用する方式》		
収益施設の併設・活用		収益施設を併設したり、既存の収益施設を活用したりするなど、事業収入により費用を回収するものや、副産物の活用など付加価値を創出し施設のバリューアップを図るもの。
公的不動産の有効活用 (Public Real Estate)		公有地や公有施設を有償または無償で民間事業者に貸与などし、民間事業者が公有地や公有施設を活用して事業運営やサービスの提供を行うもの。
《公共主体による民間事業者への事業参入促進》		
支援・助成		民間事業者が実施する公共的な事業に対して、一定の要件・期間などを設定し、活動に必要な情報提供・財政的支援・場所や資機材の提供・共催後援などの支援を実施する手法である。
民間提案制度		委託可能な公共的事业について、民間事業者側からの提案を受け付けることで、民間事業者の参入を促進する手法である。

(出典:国土交通省総合政策局資料を参考に作成された浜松市の HP より)

2. 盛岡市の官民連携に関する取組

(1) 盛岡市の官民連携に関する取組

平成 16 年度以降における盛岡市の官民連携に対する取組は、「盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」²⁾に始まる。この中で、市は「民間にできることは民間に委ねる」ことを原則として積極的に公共サービスの民間開放を進めるとしており、この取組によって市と民間の役割分担責任確保策、効率性、サービス水準検証により公共サービスの質を高めようとした。

また、この時期に自治法が改正され、公の施設に指定管理者制度が導入されることとなったが、市はいち早くこの導入についても検討している。さらに、家庭系可燃ごみ収集業務についての民間委託や先に挙げたPFI制度の導入についての検討が始まったのもこの時期である。

平成 22 年度には、「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」³⁾が制定される。ここでは、「多様な主体が参画するまちづくり」を経営の指針の一つに位置づけて、従前に引き続き民間委託や指定管理者制度等の活用に取り組んでいくこと、全庁的な視点のもとに公共施設の維持管理の更なる効率化、老朽化した施設の更新費用の低減・平準化に努めることが掲げられている。また、「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」等の策定により、公共施設アセットマネジメントを推進するとしている。

【第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画】

《第 4 自治体経営の指針》

2 多様な主体が参画するまちづくり

市民、町内会・自治会、NPO、企業、行政といった様々な主体が適切な役割分担の下、これまでの市民等のまちづくりへの参画や、地域活動に対する豊富な実績を生かしながら、協働によるまちづくりを進めます。

《第 5 実施計画》

多様な主体が参画するまちづくり	協働の環境整備	(仮称)市民協働推進指針の策定
		町内会・自治会活動の活性化
		市民協働推進基金の活用
	地域協働の推進	地域協働実施地区の拡大

²⁾ 「第一次盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」の取組期間は平成 16 年度から平成 18 年度、「第二次盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画」の取組期間は平成 19 年度から平成 21 年度である。

³⁾ 「第一次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」の取組期間は平成 22 年度から平成 24 年度、「第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」の取組期間は平成 25 年度から平成 27 年度である。

	協働事業の推進	公募型協働推進事業の実施
		まちづくり施設整備事業の実施
		民間委託, 指定管理者制度等の活用
	市民意見の把握, 反映	パブリックコメント制度の活用
		パブリックインボルブメント制度の活用
		市民意見把握の新たな手法の確立
情報提供	伝わる情報提供の推進	

出典:「第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」を監査人が加工

その後、平成 28 年度からはPPP⁴やPFIの導入に関する検討が本格化する。「官民連携事業の取組方針」が策定され、対象事業(建設 10 億円以上、運営 1 億円以上)やその実施プロセス・体制が定められる。平成 29 年度には、「もりおかPPPプラットフォーム」が設置され、地域企業、金融機関や関係民間団体等が集まり、案件形成を目指した取組を開始する。また、平成 30 年度には「PPP/PFI民間提案等ガイドブック」が策定され、民間発案(アイデア提案)と民間提案(PFI実施方針提案)の仕組みが構築されるに至る。

【官民連携事業の取組方針】

旧「盛岡市民間活力導入ガイドライン」を大幅に見直し、PFIをはじめとしたPPPに取り組む上での基本的な考え方を取りまとめたものである。内容は次のとおりである。

- 対象施設・対象事業
- 事業適用の検討プロセス
- 推進体制
- 事業者の募集・選定の考え方
- PPPロング・ショートリスト(※)の作成
- PFI法に基づく民間提案等への対応
- 地域プラットフォームの活用

※ PPPロングリストは、将来的に官民連携の実施可能性のある事業であり、PPPショートリストは、PPP事業として決定し、当年度の予算が計上されている事業である。

⁴ Public Private Partnership：公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

(2) 盛岡市における委託費の推移

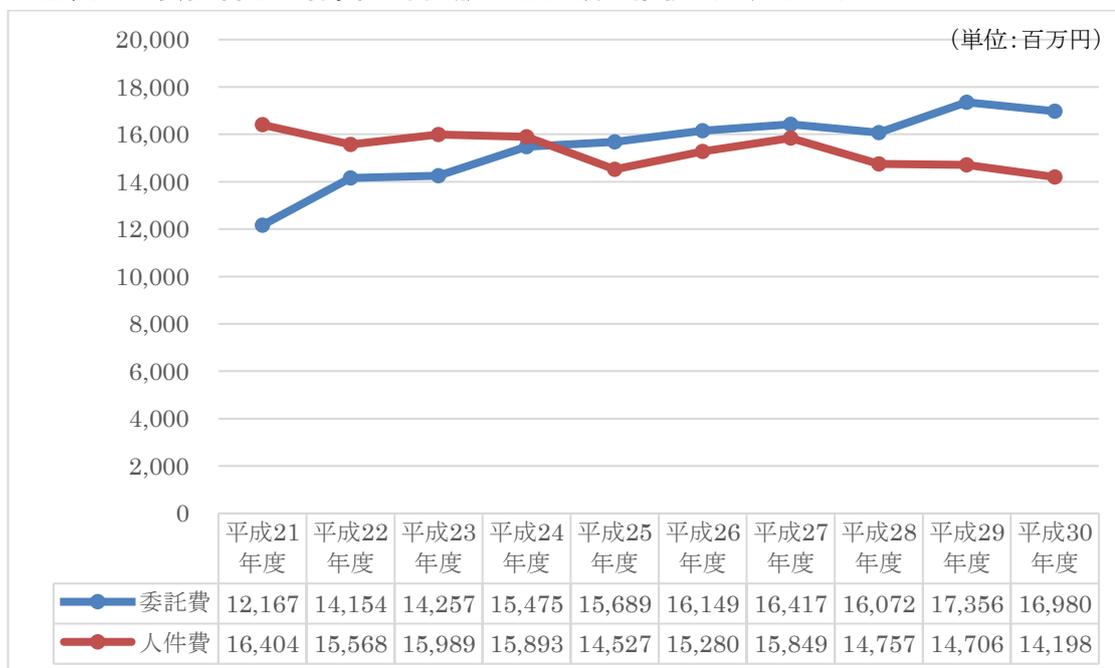
下に示したグラフは平成21年度から平成30年度までの盛岡市の一般会計における委託料と人件費の推移を表したものである。

委託料は一般会計における13節の合計金額であり、人件費は同じく一般会計における2節(給料:特別職給、一般職給)、3節(職員手当等:退職手当、特殊勤務手当、管理職手当、期末・勤勉手当等)並びに4節(共済費:市町村職員共済組合等負担金、社会保険料等⁵⁾)の合計金額とした。

グラフから委託料については過去10年間に亘って増加しつづけており、そして人件費はそれと対になるように10年間減少し続けていることがわかる。年間歳出額ベースでは、平成24年度において両者はほぼ同額になり、その後逆転していく形になっている。

上述の『(1) 盛岡市の官民連携に関する取組』に記載したとおり、市は最近10年間、多様な主体が行政サービスの実施に参画することを推進している。したがって、このようなグラフの形態になることはその成果とも言える。そして同時に、このことは、市の事務事業における委託契約の重要性が増大していることを意味する。それはすなわち、委託事業の管理監督の実効性や業務執行の効率性の確保といった課題の重要性が今まで以上に増していることでもある。

図表2 委託料と人件費の年間歳出合計額の推移(一般会計)



(出典:市提示資料より監査人が加工して作成)

⁵ 4節には臨時職員の社会保険料が含まれるが、これは地方公共団体における義務的経費の内訳項目としては「物件費」に分類されている。上表では、便宜上、これを除外することはしていない。

3. 監査対象事業

(1) 監査対象事業の選定方法

監査対象事業は、平成 30 年度の一般会計における委託事業の中から、事業の決算額が 3 百万円以上の事業とした。ただし、事業の内容が重複するものについてはそのうちの任意の 1 事業を選択することとした。

なお、委託事業の中には、公の施設にかかる指定管理料が含まれているが、指定管理者制度については施設の管理運営全般を対象とし、委託事業に関する監査要点と重複しない項目があるため、指定管理料については監査対象から除外することとした。

(2) 監査対象事業

上記の基準により抽出した委託事業は以下の 80 事業である。

図表 3 監査対象事業

(単位:円)

No.	対象課	事業名または委託契約名	平成 30 年度 決算額
《市長公室》			
1	広聴広報課	広報もりおか等配布業務委託	27,989,508
《総務部》			
2	情報企画課	情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託	10,855,296
3	情報企画課	住民基本台帳ネットワークシステム運用等事務委託	13,076,640
4	情報企画課	住民記録システム管理運用事務等委託	173,101,536
5	危機管理防災課	被災者支援総合交付金事業(コミュニティ形成支援事業)業務委託	6,355,147
6	危機管理防災課	平成 30 年度盛岡市避難場所標識整備業務委託	6,761,880
7	危機管理防災課	盛岡市防災行政無線(同報系)整備実施設計業務委託	10,191,960
8	危機管理防災課	被災者支援総合交付金事業(被災者見守り・相談支援事業)業務委託	28,156,436
9	危機管理防災課	被災者支援総合交付金事業(盛岡市住宅・生活再建支援事業)業務委託	31,411,662
《財政部》			
10	納税課	平成 30 年度盛岡市納税推進センター運営業務委託	22,025,520
《市民部》			
11	スポーツ推進課	盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託	5,580,000
12	スポーツ推進課	盛岡南公園野球場(仮称)整備事業アドバイザー業務委託	27,540,000

(単位:円)

No.	対象課	事業名または委託契約名	平成 30 年度 決算額
13	健康保険課	平成 30 年度盛岡市後期高齢者総合健康診断業務委託	13,044,000
14	健康保険課	平成 30 年度盛岡市後期高齢者健康診査業務委託	123,989,040
15	医療助成年金課	乳幼児医療給付国保連審査集計委託	22,295,484
《環境部》			
16	収集センター	家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託(a地区)	77,876,640
17	リサイクルセンター	平成 30 年度リサイクルセンター浸出水処理施設及び玉山廃棄物処分場浸出水処理施設維持管理等業務委託	14,472,000
18	クリーンセンター	焼却残灰等運搬業務委託	20,520,000
19	クリーンセンター	ごみ焼却運転管理業務委託	126,037,690
20	クリーンセンター	定期点検整備業務委託	156,600,000
《保健福祉部》			
21	地域福祉課	平成 30 年度盛岡市地域福祉人材育成等業務委託	5,832,000
22	地域福祉課	平成 30 年度盛岡市地域力強化推進モデル事業業務委託	10,318,108
23	地域福祉課	平成 30 年度盛岡市多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業業務委託	13,125,524
24	障がい福祉課	盛岡市基幹相談支援センター事業業務委託(社会福祉法人千晶会)	7,546,000
25	障がい福祉課	地域活動支援センター I 型事業業務委託	16,546,000
26	障がい福祉課	盛岡市相談支援事業業務委託(社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団)	9,600,000
27	長寿社会課	平成 30 年度敬老バス運行業務委託(単価契約)	22,646,362
28	生活福祉第一・二課	平成 30 年度盛岡市生活困窮者就労準備支援事業業務委託	5,023,944
29	生活福祉第一・二課	平成 30 年度生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託	8,680,698
30	生活福祉第一・二課	平成 30 年度盛岡市生活困窮者自立相談支援事業業務委託	29,994,000
《子ども未来部》			
31	子ども青少年課	シェアリングエコノミー活用推進事業委託	6,799,680
32	子ども青少年課	ワーク・ライフ・バランス推進リーディング企業育成等業務委託	9,227,260
33	子ども青少年課	もりおか子育て応援プラザ運営業務委託	9,845,280
34	子ども青少年課	私立児童福祉施設等運営事業委託	13,013,435
35	子育てあんしん課	病児・病後児保育事業委託	70,987,632
36	母子健康課	産婦健康診査業務委託	13,165,000

(単位:円)

No.	対象課	事業名または委託契約名	平成 30 年度 決算額
37	母子健康課	妊婦一般健康診査業務委託	208,701,980
《商工観光部》			
38	経済企画課	平成 30 年度盛岡地域若者サポートステーション運営 業務委託	4,536,000
39	経済企画課	ジョブカフェいわて運営業務委託	4,920,000
40	経済企画課	平成 30 年度まちなかマッチング事業業務委託	4,994,861
41	経済企画課	盛岡市高校生等地元就職フォローアップ事業業務委託	5,516,640
42	経済企画課	平成 30 年度盛岡市UIJターン就職支援事業業務委託	6,994,600
43	ものづくり推進課	道明地区産業等用地整備に係る開発協議業務委託	5,155,920
44	ものづくり推進課	平成 30 年度もりおか元気応援寄附金推進事業業務委託 (単価契約)	33,858,397
45	観光交流課	東北絆まつり 2018 盛岡におけるインバウンド対応PR 業務委託	49,000,000
《農林部》			
46	農政課	平成 30 年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業 に係る異業種連携プラットフォーム整備等支援業務 委託」	7,850,000
47	農政課	平成 30 年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業 に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創 出支援業務委託」	15,999,336
48	林政課	平成 30 年度市有林除間伐及び枝打その3作業委託	11,826,000
《建設部》			
49	道路管理課	平成 30 年度年間単価契約交通安全施設補修業務委託	9,428,845
50	道路管理課	平成 30 年度年間単価契約道路清掃業務委託	20,042,897
51	道路管理課	平成 30 年度年間単価契約舗装補修等業務委託	284,392,696
52	道路管理課	道路除排雪業務委託	464,520,861
53	交通政策課	平成 30 年度年間単価契約放置自転車等撤去業務委託 その 3	3,835,008
54	交通政策課	バス仮設乗降施設管理業務委託	4,966,920
55	交通政策課	盛岡駅前広場誘導業務委託	6,039,360
56	交通政策課	盛岡市地域公共交通網形成計画策定業務委託	9,806,400
《都市整備部》			
57	都市計画課	岩手公園地下駐車場排煙ダンパー修景・植栽業務委託	5,497,200
58	都市計画課	盛岡市立地適正化計画策定業務委託	7,862,400
59	公園みどり課	遊具施設点検(その1)業務委託	3,348,000

(単位:円)

No.	対象課	事業名または委託契約名	平成 30 年度 決算額
60	公園みどり課	公園維持管理業務委託料(第1工区)	19,819,080
61	公園みどり課	岩山南公園を活用した観光振興及び地域活性化のための基盤整備調査業務委託(繰越)	20,867,760
62	市街地整備課	太田地区土地区画整理事業仮換地指定図書作成等業務委託	25,920,000
63	市街地整備課	平成 30 年度太田地区土地区画整理事業物件調査業務委託	28,448,280
64	まちなか整備室	(仮称)新盛岡バスセンター整備による中心市街地活性化のための基盤整備検討調査業務委託	9,741,600
65	まちなか整備室	(仮称)新盛岡バスセンター整備に関する調査業務委託	12,906,000
《玉山総合事務所》			
66	健康福祉課	平成 30 年度玉山地域庁用バス等運行管理業務委託(患者輸送バス運行業務委託)	9,570,201
67	健康福祉課	成人健康診査事業	10,127,055
68	玉山建設課	平成 30 年度市道維持補修業務委託(単価契約)総額	27,162,302
69	玉山建設課	平成 30 年度玉山地域道路除排雪業務委託(総額)	46,183,844
《教育委員会》			
70	学務教職員課	(仮称)盛岡学校給食センター整備運営事業PFIアドバイザー業務委託	10,692,000
71	学務教職員課	スクールバス等運行管理業務委託	35,677,688
72	学務教職員課	盛岡市中学校給食調理等業務委託	52,812,000
73	教育研究所	平成 30 年度県費負担教職員研修業務委託	9,244,860
74	松園地区公民館	盛岡市松園地区公民館児童健全育成事業業務委託	5,316,840
75	市立図書館	平成 30 年度盛岡市図書館窓口業務及び移動図書館車運行業務委託	33,368,000
76	都南図書館	平成 30 年度盛岡市図書館窓口業務及び移動図書館車運行業務委託(都南図書館予算執行分)	27,490,000
77	都南学校給食センター	盛岡市都南学校給食センター給食搬送業務委託	15,681,999
78	都南学校給食センター	盛岡市都南学校給食センター調理等業務委託	49,338,720
79	玉山学校給食センター	盛岡市玉山学校給食センター給食搬送業務委託	10,886,400
80	玉山学校給食センター	盛岡市玉山学校給食センター調理等業務委託	22,247,913

第4章 外部監査の結果及び意見－総論－

1. 監査の結果及び意見の総括

令和元年度盛岡市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)は、「委託事業にかかる財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その結果及び意見の総括は、以下のとおりである。

また、本章『**2. 監査の結果及び意見のまとめ**』に事業ごとの監査の結果及び意見の見出しを一覧形式でまとめ、続く『**第5章 外部監査の結果及び意見－各論－**』において、事業ごとの監査の結果及び意見の詳細な内容を記載している。

※【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

※【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

監査の結果及び意見の総括については、次に記載するとおり、6つの小項目に分類して記載している。しかし、それぞれの項目は相互に関連しており、結果や意見の内容によっては2つ以上の項目に分類できるものもある。その場合には、包括外部監査人としての主張を優先して分類することとする。

また、『**第5章 外部監査の結果及び意見－各論－**』に記載している個々の事業にかかる結果及び意見は、当該事業についての措置は当然求められるが、委託事業そのものの根幹に関わる問題については他の事業においても共通して改善する必要がある可能性が高い。そのような場合には、一つの事業に対する結果及び意見であっても、市が積極的に他の事業に当てはまるかどうかを検討し、適切に対応することを要望する。本章『**第4章 外部監査の結果及び意見－総論－**』は、そのような場合の検討の一助とするために記載するものである。

(1) 事業の有効性

① 事業の有効性について

『第2章 監査の視点 1. 監査の基本的な方針』に記載したとおり、今般の監査においては、特に事業の有効性、すなわち事業目的の達成度の測定及び検証に力点をおいている。これは、事業の実施過程において、その手続きが法令等に則っていることのみをもって良として、効果が上がらない事業を何の工夫もなく継続していることがないかと疑うためである。特に、委託事業の場合、監督権限を有するとはいえ、その実施過程は市職員の手を離れた状況におかれる。そのことが、市の側に知識不足、関心の希薄化、責任を分担しているかのような錯覚を生むことが多少なりともないかと考え、これを監査上の視点の土台として監査手続を実施した。その結果、事業の有効性にかかる指摘は以下ようになった。

事業の有効性にかかる指摘は次の2つのパターンに集約される。一つは、現状では事業の有効性が確認されていないため、有効性にかかる客観的な指標を設定し、これを測定することで今後の事業の方向性を検討すべきであるとするものであり、今一つは、既に有効性にかかる指標を測定し、有効性の程度について認識しているが、それが事業の有効性を疑問視する結果となっている場合の市の対応について指摘したものである。

前者の指摘として、『平成30年度盛岡市納税推進センター運營業務委託【意見8】客観的な評価基準の設定について』(納税課)という意見を記載した。

本事業の委託業務内容は、「盛岡市納税推進センター」において電話による納付勧奨業務、文書による納付勧奨業務、滞納整理補助、納付勧奨税目の督促状及び催告状の発送事務補助、所得申告勧奨及びこれらに関する業務である。

本事業では、業務実績が良好であることを理由にして一者随意契約としている。そして、業務実績が良好であるか否かについては、業務委託評価シートを用いて評価を行っている。

しかし、業務委託評価シートにおける1から5の各区分にかかる小項目は、仕様書の項目に従って設定されているため、評価区分として機能しないと考える。具体的には、B(取り組んでいる)の評価については、仕様書どおりに履行したということであり、当然である。C(取り組んでいない)の評価については、業務不履行ということになるためあってはならない。また、A(取り組んでおり成果を上げている)の評価については、何をもって成果とするのかの判断基準が明確でなく、主観的にならざるを得ない。

業務実績が良好であるか否かを判断するにあたっては、できるだけ客観的な目標を成果として設定することが必要であり、その目標値の達成状況によって、評価すべきである。

後者の指摘としては、『**地域活動支援センター I 型事業業務委託【意見 14】委託業務の評価について**』(障がい福祉課)を例示する。

本事業は障がい者の自立及び社会参加の促進を図り、障がい者の福祉の増進に資することを目的とするものである。

市は、委託業務終了後に委託先事業者から当該業務にかかる業務完了報告書や事業実績書を入手し、検収している。これら報告書等には、地域活動支援センター等で実施されている食事会やその他の行事の状況が記載されている。

この中で、特に、活動内容の都南文化会館調理室実施分については、事業の周知が十分に図られていなかったため、参加人数が著しく少なく、委託料に対する十分な効果が得られているのか疑問である。

参加人数等についての当初目標を設定し、他市の類似事業の実施状況について情報収集することや、盛岡市内地域活動支援センターの情報交換会を開催し、運営改善の方策等について情報収集し、当所の事業運営に生かすべきである。

② 事業の契約方法及び実施方法について

地方公共団体における委託化推進の目的とは何であるか、その答えは「第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」の文言の中にも記載されている。

《第4 自治体経営の指針》(再掲)

2 多様な主体が参画するまちづくり

市民、町内会・自治会、NPO、企業、行政といった様々な主体が適切な役割分担の下、これまでの市民等のまちづくりへの参画や、地域活動に対する豊富な実績を生かしながら、協働によるまちづくりを進めます。

まず、この中では「様々な主体が適切な役割分担」を行うとある。これは、市の役割を少し軽くするという意味においては、経費削減が念頭にある。今一つは、様々な主体の「豊富な実績を生かしながら、協働によるまちづくりを進め」と記載されている。つまり、様々な主体のノウハウの活用も大きな目的である。このことは、まちづくり、すなわち行政サービスの内容が多様化したため、様々な主体のノウハウを持ち寄らなければよりよい行政サービスの提供が難しいという現実を示している。

そして、そのような状況で、『**第3章 監査対象の基本的事項 2. 盛岡市の委託事業 (2)盛岡市における委託費の推移**』に記載したとおり、一般会計では平成 24 年度において委託費の合計歳出額が人件費の合計歳出額を上回るという状況となった。

地方公共団体の置かれている財政状況を考えると、経費削減の圧力は今後この状態をさらに加速させると考えられるが、一方で委託事業の担い手である民間事業

者等の置かれている経済状況も市以上に厳しいものがある。それゆえ、市は将来に亘って、行政サービスの委託化が可能な状態を持続させなければならないが、そのためには表層的に業務を請け負わせるというのではなく、様々な主体と共存し協働しながら行政サービスを提供していくことをもって真剣に考える必要がある。

そのような観点からは、市が今後どうやって生き延びていくかということと同時に、委託先事業者が今後どうやって生き延びていくのかということも考えつつ委託事業を実施していかなければならない。ここでは、そのことについて論及した意見の例を2つ挙げる。

『平成30年度年間単価契約放置自転車等撤去業務委託その3【意見32】新たな契約方法の検討について』(交通政策課)においては、次のような意見を付している。

本事業では、ここ数年にわたり現行の委託先事業者のみが応札する状況が続いており、当該事業者が業務を実施できない、もしくは引き受けないような場合には、放置自転車等の撤去業務自体の実施に支障が生じることとなる。

これは、一つには放置自転車等の警告台数や撤去台数等自体が少ないため、本事業単独では、民間事業者の採算ベースに合っていない可能性があるためである。

このため、単価設定の合理性も重要であるものの、他の委託業務等と一括して発注すること等により、業務の規模から生じる採算性の問題を解決することを検討することも有用なものとする。

本事業は、道路の路側帯及び歩道等を主な対象として作業を実施するものである。このため、本件業務の実施にあたりトラックが必要になることも踏まえると、該当するエリアの公園・道路等清掃業務委託契約と組み合わせて、一括して発注する形態も考えられる。

また、盛岡駅前の放置禁止区域等で撤去された放置自転車等は盛岡駅前自転車駐車場内に移され一時保管されるとともに、その返還業務は盛岡駅前自転車駐車場の指定管理者が行っている。このため、次期の指定管理者選定にあたっては、盛岡駅前エリアの警告及び撤去業務については、自転車駐車場の指定管理者が、指定管理業務と併せて撤去業務等の委託契約を締結することを要件として募集することなども考えられる。

場合によっては所管課をまたぐ事案となる可能性もあるが、将来にわたり安定的に放置自転車等の撤去業務等を継続することを目的として、全市的な視点で、新たな契約方法を検討することが望まれる。

『盛岡市都南学校給食センター給食搬送業務委託【意見 36】 予定価格の設定方法について』(都南学校給食センター)は、予定価格の設定方法についての意見であるが、内容としては、委託業務の担い手不足に関する事案であり、それに対する市の対応の是非について言及したものである。

本事業では、予定価格の設定において事業者からの参考見積りを徴しているが、実際の予定価格はこれを参考にしつつも大幅に下回る価格に設定されている。

参考見積りはあくまでも参考であるため、これをそのまま採用する必要はない。しかし、その結果は、まるで市の都合のみで決めた予定価格に事業者を従わせているようにも見受けられる。市の予算執行における経済性の追求は当然に必要であるが、その前提としては価格設定が合理的でなければならない。

本事業の委託先は、実質的に現在の委託先事業者しかない状況である。したがって、市が契約金額を不合理に下げすぎた場合には、今後、委託先事業者がいなくなってしまうという問題が発生しかねない。その場合には、より高い事業費を設定して新たな事業者を探すか、又は、本事業を市が直営で行うなど抜本的な対策が求められることとなる。

今後は、見積り合わせの段階で事業者と協議するのではなく、予定価格を設定する段階で直近年度に実際に掛かった費用を検討し、これを元にした、いわば実勢価額を反映した参考見積りをもって予定価格の決定に生かすようにすべきである。

また、事業実施における契約形態について言及した意見もある。

これは、指定管理者制度の導入と長期継続契約の導入について触れたものである。これらの方法は経済性を考慮したものであるが、様々な主体のノウハウを持ち寄らなければよりよい行政サービスの提供が難しいという現実に対処するための方法でもある。その意味では上述した意見と同様に、民間事業者等の立場を考慮した事業設計を検討すべきという意見である。

『盛岡市都南学校給食センター調理等業務委託【意見 37】 長期継続契約の導入について』(都南学校給食センター)及び『盛岡市玉山学校給食センター調理等業務委託【意見 38】 長期継続契約の導入について』(玉山学校給食センター)においては、次のような意見を付している。

市は、本事業の委託先事業者を年度ごとに選定して実施している。一方、一の事業者が長期継続的に委託事業の実施者になる方が市及び事業者双方にとって望ましいこともある。

本事業の場合は、給食の調理を行うものであり、将来数年に亘って業務内容に大幅な変更が生じる可能性は低いと考えられる。その上で、委託先事業者が一定の複数年度に携わることでその練度が上がり技術的な習熟が期待できること、また、長

期の契約が委託先事業者の経営の安定性に寄与することなどがメリットとして考えられる。

加えて、市の側にも、事業者の都合に配慮した結果として契約価格の低下、すなわち一定程度の経費削減効果を期待できること、また、長期に亘る契約が委託事業者への説明や意思疎通の負担軽減に繋がることなども期待できる。

他方、一の事業者が長期継続的に委託事業の実施者になることによるデメリットも考えられる。

一つは、多くの事業者が当該事業に参入することを阻んでしまう可能性があることである。さらには、一旦決定した委託先事業者に問題があった場合、その交代が容易でないことである。

前者の問題に対しては、あまり長い期間の契約とせず、他の事業者の参入を促すようにする必要がある。また、後者については、問題があった場合、速やかに契約を解除し、他の事業者に交代することができる権利を市に残しておくことが求められる。

今般の監査では、監査対象事業として給食調理事業にかかる委託事業を取り上げて長期継続契約の検討を促しているが、現状、市においては総じて役務提供にかかる委託事業への長期継続契約が進んでいないと見受けられる。そのため、給食調理事業だけでなく役務提供事業にかかる委託事業全般について、上記のメリットとデメリットを検討し、長期継続契約の導入可否を議論していただきたい。

(2) 契約事務の適正性

① 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項

本来、契約金額の妥当性に関する議論は、委託先事業者の選定において競争性のある方法が採用されていれば、殊更問題とするものではない。また、この方法は契約金額の妥当性のみならず、委託先事業者選定における公平性の観点もその性格に包含するため、地方公共団体の説明責任は大部分解除される。そのため、非常に便利なものである。

そこで、妥当な、すなわち経済的でかつ公平な契約金額にて事業を執行するためには、入札の実施や複数見積書の徴取といった仕組みを徹底することが第一である。これらは法令等に規定されていることであり、本来徹底されていないこと自体が問題である。

しかし、入札や見積り合わせを実施していても競争性が働かない状態であれば、その契約金額は妥当とは言えない可能性がある。また、見積書についても、一者からしか徴取していない場合や毎年度決まった事業者から徴取している場合は、これも期待された機能を発揮しているとは言い難いものである。

そのような場合、市が能動的に対応しない限り、契約金額の妥当性は担保されないであろう。能動的な対応には様々なものが考えられるが、一例としてその事業実施にかかるコスト情報の収集を定型化し、標準化して、その妥当性を検証する仕組みを設定することが考えられる。この例としては、以下の事業を挙げる。

『ワーク・ライフ・バランス推進リーディング企業育成等業務委託【意見 19】 契約金額の妥当性について』(子ども青少年課)においては、次のような意見を付している。

本事業は、契約方法が一者随意契約であるうえ、予定価格の積算方法は委託先事業者からの参考見積りを基にしている。そして、その委託先事業者から提出された参考見積りについて市が検討しているとはいえ、ほぼその金額が採用されて予定価格になっている。こうして最終的な契約金額は予定価格に対してほぼ 100%の金額となったが、このような事務の流れでは、契約金額が妥当であるかどうかは一切担保されないこととなる。

このような場合は、市が委託先から本事業にかかる支出の情報を入手し、事後的ではあるが、契約金額の妥当性をチェックし、来年度以降の契約金額の妥当性を検証することが唯一残された方法である。

市は、委託先事業者から本事業にかかる支出内容を把握することで委託費の妥当性を検証し、翌年度以降の予定価格の積算に役立てるべきである。

コスト情報には見積書も含まれるが、それ以外にも積算単価の情報や事業実施時の収支の状況に関する情報もある。情報の収集方法を可能な限り定型化、標準化することで事務負担を増やさずに事業の契約金額の妥当性に対する検証能力を高めることが可能である。個々の職員の裁量に任せず、全庁的な仕組みとして実施することを要望するものである。

また、予定価格は、地方公共団体が契約を締結する際に入札や随意契約に付する事業の価格について、その契約金額を決定する基準として、あらかじめ作成しなければならない見込価格である。

予定価格は、発注者が競争入札を行う際に、その落札金額を決定するための基準となる。そして、随意契約においても予定価格は作成されるが、この場合は契約金額を決定するための基準となる。

したがって、契約金額の妥当性を検討する場合には、予定価格が妥当なものであることが前提になる。

『住民基本台帳ネットワークシステム運用等事務委託【意見 3】 予定価格の妥当性の検証について』(情報企画課)においては、予定価格の設定について、次のような意見を付している。

本事業の予定価格は、委託先事業者から徴取した参考見積書をもとに設計されている。参考見積書の内訳書は、項目ごとに品名・仕様が詳細に示されており、それぞれ数量・単位・単価・金額が記載されている。

しかし、示された項目に漏れがないか、示された項目が必要か否か、品名・仕様が妥当か否か、数量や単価は適切か否かなどについて、十分な検証がなされていなかった。

一者随意契約であるとしても、住基ネットは全国的なものであるから、他者からも参考見積書を徴することは十分に可能であると考ええる。

予定価格の設計に当たっては、複数の参考見積書を徴すなどして、予定価格の妥当性について検証するとともに、その検証過程を記録し、事後的にも予定価格の妥当性を明らかに出来るようにする必要がある。

『平成 30 年度リサイクルセンター浸出水処理施設及び玉山廃棄物処分場浸出水処理施設維持管理等業務委託【意見 13】 見積書の審査について』(リサイクルセンター)においては、次のような意見を付している。

本事業は一者随意契約であり、委託料の予定価格の積算にあたっては、市が委託先事業者から参考見積書入手し、その見積書の審査を行い、見積審査額の算定を行っている。

市作成の見積審査書を確認したところ、委託先の見積額に 0.9 を乗じた金額が見積審査額として明記されていたが、0.9 を乗じた根拠については文書化されていなかった。今後も継続的に発生する業務委託であり、事後の事業の検証可能性確保のためにも、0.9 を乗じた根拠を文書化すべきである。

また、この業務委託に関する委託料は、平成 26 年度以降平成 30 年度まで、14,472 千円と同額で推移している。委託先事業者が、リサイクルセンターの浸出水処理施設設置業者ということもあり、当該施設について熟知していること、これまでの委託先事業者による業務実績も良好であることから一者随意契約が継続しているが、一方で、見積書は委託先事業者からのみ入手している状況であり、現状においては契約金額の客観性が担保されているとはいえない。

財務規則第 119 条においても、随意契約による場合は、なるべく 2 人以上の者から見積書入手する旨が規定されており、複数者から見積書入手し、契約金額の客観性を確保すべきである。

② その他の事務の適正性について

契約金額や予定価格に関係する事務以外で問題を指摘したものは次のとおりである。いずれも事務そのものが問題なのではなく、手続きの欠落を指摘するものである。今後は注意する必要がある。

『盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託【結果 5】減免申請理由の記載の徹底について』(スポーツ推進課)においては、次のような指摘をしている。

市立学校校舎等を使用するにあたっては、許可と同時に使用料を納付しなければならないが、盛岡市立学校体育施設開放事業においては、体育に使用することを理由として、盛岡市有校舎等使用料条例により使用料を減免している。

減免にあたっては、「盛岡市有校舎等使用料減免申請書」を提出させ、減免申請理由の記載を求めている。しかし、この記載がないものが多数見受けられた。減免理由に該当することを明確にするためにも、減免申請理由の記載の徹底を図る必要がある。

『(仮称)新盛岡バスセンター整備に関する調査業務委託【結果 13】再委託内容の検証について』(まちなか整備室)においては、次のような指摘をしている。

本事業では、業務の一部について再委託を行っている。この再委託部分に関して、市が積算した直接人件費と委託先事業者が積算した直接人件費の内訳が双方で大きく異なり、直接人件費の総額についても委託先事業者の積算額は市の積算額の 2.39 倍となっている。

また、再委託の承認に関して、承認の起案はされていたが、承認にあたっての具体的な検討状況の文書化はされていなかった。

委託先事業者が積算した再委託部分の直接人件費が、市積算金額の 2.39 倍となっていることに鑑みると、再委託の承認の際に、市の積算と委託先事業者の積算が大きく異なることについて詳細に検討し、合理的な理由があることを確認することが必要であり、さらには、事業実施後の検証可能性を確保するためにも、その理由について文書化することが必要である。

(3) 委託事業の実施に対する市の関与の適正性

① 業務内容やその範囲の明確化について

市が委託事業を管理する方法は、その実施過程や段階に応じて様々である。この中で、業務を実施する前に行われる業務管理としては、業務の対象及び範囲、目的及び成果物等を明確化し、それについて市と委託先事業者の間で認識を共有することが挙げられる。

それでは、こういった認識の共有化はどのように行われるかと言えば、通常は、契約書や仕様書においてこれらの事項を明確にしておくことが第一歩となる。この点につき、不備が認められた事業としては、以下のものがあつた。

『情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託【意見 1】 保守対象の明示について』(情報企画課)においては、次のような意見を付している。

本事業は、市の基幹ネットワークにおいて、個人情報等の漏洩防止のため、個人番号利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系のネットワーク通信の分離に伴い、盛岡市情報セキュリティ強靱化機器調達及び情報セキュリティ強靱化業務委託において調達した仮想化環境等の保守を行うものである。

この事業にかかる仕様書では、保守対象は「平成 28 年度導入済み情報セキュリティ強靱化仮想化環境」と記載されているのみであり、平成 28 年度導入済みの調達機器などの個別具体的な記載がなされていない。そのため、保守対象となる環境が仕様書上明らかになっていない。

また、「保守環境以外の仮想化環境の保守及び復旧」は「保守業務に含まない」とされているが、保守対象となる環境が明らかでないため、保守業務に含まない環境も明らかになっていない。

保守対象となる個別具体的な機器名や設置先、数量などを仕様書上、明示する必要がある。

『平成 30 年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創出支援業務委託」【結果 10】 仕様書に定める業務内容について』(農政課)においては、次のような指摘をしている。

本事業は、盛岡産農畜産物の高付加価値化や販路拡大による農家所得の向上、地域経済の活性化を図ることを目的とした事業である。

委託先事業者から提出された業務実績報告書には、仕様書に記載されている「東京オリンピック・パラリンピック等大型イベントの関係者の食事等に盛岡産農畜産物が使われる条件を調査し、本市の生産者、食産業事業者等が、食材等を供給するための具体的な方策」についての記載がなかった。

委託業務内容が適切に履行されるようにするためにも、市は、委託先事業者にど

のような成果を求めるのかを明確にし、市と事業者双方が納得した内容を仕様書に記載し、業務を委託する必要がある。

上述したような結果や意見は複数見られるが、多くの場合、随意契約によって長年に亘って同一の事業者をパートナーとして事業を実施してきたという点が要因として挙げられる。このような状況においては、委託先事業者に対する事業内容の説明も簡略化でき、所管課としても表面的には業務を効率化できるメリットがある。しかし、委託先事業者が新たに選定された場合や、あるいは業務内容が前年度から大きく変更した場合には、上述した「認識の共有化」はうまく行かないこととなる。

また、契約書や仕様書の記載事項（業務範囲や報告様式にかかる事項も含む。）に具体性がない場合、委託先事業者の責務が如何様にも解釈できたり、また事業実態やその成果が本来の事業目的と乖離していても特に問題視しなかつたりするということが起こり得る。そして、そのことが事業の実績報告を空洞化させ、ひいては事業のPDCAサイクルを断絶させる原因となってしまふ。

今般の監査において同様の指摘をした事業については、この点に留意しながら、契約書や仕様書の内容をも再度検討し直す必要がある。

② 業務の実績報告について

『① 業務内容やその範囲の明確化について』では、委託事業について業務を実施する前の段階において、業務の対象及び範囲、目的及び成果物等を明確化し、それについて市と委託先事業者の間で認識を共有化しておくことが肝要であると記載した。一方、業務が完了した後は、来年度に向けてのPDCAサイクルの一環として、当期を振り返っておく必要がある。そして、この業務管理のプロセスには委託先事業者が提出した成果物や実績報告を用いることとなる。

今般の監査における事業の実績報告に関する結果や意見には、次のようなものがあつた。

『被災者支援総合交付金事業業務委託【意見 5】仕様書に定めた業務単位での業務報告の明瞭化について』（危機管理防災課）においては、次のような意見を付している。

本事業（コミュニティ形成支援事業、被災者見守り・相談支援事業、盛岡市住宅・生活再建支援事業の3事業）は、被災者支援総合交付金を財源として実施される委託事業であり、被災者支援総合交付金交付要綱に定める事業ごとに事業者を選定しているが、結果的に、同一の事業者との間で契約が締結されている。

また、いずれの事業も、もりおか復興支援センターを拠点として実施されていることから、市においては、実質的に一つの事業として認識している。このため、年間の

業務実績として、もりおか復興支援センターの事業実績をまとめた報告書が提出されている。

しかし、当該報告書はもりおか復興支援センターの事業実績をまとめたものであるため、記載されている実績も各事業で区分されておらず、かつ、必ずしも各事業の仕様書にて示された業務の実績が記載されている訳ではない。また、毎月の月間業務報告においても、「もりおか被災者見守りネットワーク会議」の開催記録のように、月間業務報告等には記載されず、単独で会議資料等が提出されているものもある。

結果的に、委託先事業者から提出される業務報告において、各契約の仕様書に定められた業務が適切に実施されたかどうか、明瞭に示されていない状況にある。

月間業務報告の内容を委託契約ごとに仕様書に定められた業務内容について、その実績を示す形態に早急に変更するとともに、年度終了後においては、年間の業務実績を集計した報告をあらためて求める等、委託業務の実績を明瞭に示す形態の業務報告とすることが望ましいものとする。

『盛岡市立学校体育施設開故事業業務委託【意見 10】支出内容の妥当性の検証について』(スポーツ推進課)においては、次のような意見を付している。

本事業は、スポーツの場の開放にかかる開放校の利用を円滑に行うことを目的とする団体である各学校体育施設開放運営委員会に委託して行われている。事業実施後には、この運営委員会から契約書に基づいた完了報告書及び収支精算書が提出されている。収支精算書の支出の部には、科目・金額・説明の欄が設けられており、説明欄には支出内容を記載することが想定されていると思われるが、記載状況が様々であった。具体的には、購入したものの単価、数量、使用目的などを詳細に記載しているものもあれば、無記入で空欄のものもあった。

委託料の対象となる経費は、取扱要領で定められている。したがって、対象経費以外の支出が含まれていないかどうかについて確認する必要があるが、説明欄の記載が不足していると、その確認ができないこととなる。

また、収支精算書を確認したところ、全ての収支精算書において、支出額が90,000 円丁度であった。端数調整等を行わない限り、現実的にはあり得ないと考えられる。そのほか、予算書と用途が大きく異なっていた事例もあった。

いずれにしても、取扱要領に規定する対象経費以外の支出が含まれていないかどうかを確認する必要があることから、たとえば、支出内容を確認するために、説明欄の記載を充実させたり、支出金額を確認するために、領収書や通帳の写しの添付を求めたりする方法などを検討し、支出の妥当性の検証をより確実にを行う必要がある。

業務が完了した後の業務管理は、単に成果物や実績報告が提出されたかどうかだけでなく、その内容を検討することで当期の状況を振り返り、それによっ

て来年度に向けての修正点や改定すべき箇所を探ることが重要である。上記2つの意見は、委託先事業者から提出された実績報告の内容に不備があり、これでは来年度に向けた検討が有意義に行われないのではないかという点を危惧したものである。

今般の監査においては、市職員の減少と委託事業の増加がトレードオフになっている現状に鑑み、今後重要性を増していくであろう委託事業の管理をどうするのかを考えると、監査テーマ選定の端緒であった。市職員が実績報告の内容を厳しく吟味することで市にも当該事業のノウハウがある程度留保されると考えるが、実績報告が形式化し、空洞化すると、将来的には委託先事業者をコントロールすることもできなくなる可能性があることを認識しておく必要がある。

2. 監査の結果及び意見のまとめ

監査の結果及び意見の一覧は次のとおりである。結果が 14 項目、意見が 38 項目あり、合わせて 52 項目である。

なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における当該項目の記載箇所である。

対象課	事業名または委託契約名	監査の結果または意見		頁
(1) 事業の有効性 ① 事業の有効性について				
危機管理防災課	平成 30 年度盛岡市避難場所標識整備業務委託	意見 6	市としての整備スケジュールの策定について	51
納税課	平成 30 年度盛岡市納税推進センター運営業務委託	意見 8	客観的な評価基準の設定について	55
障がい福祉課	地域活動支援センター I 型事業業務委託	意見 14	委託業務の評価について	73
子ども青少年課	私立児童福祉施設等運営事業委託	意見 21	委託内容の定期的な確認について	83
子育てあんしん課	病児・病後児保育事業委託	意見 23	病児保育施設の稼働状況について	85
母子健康課	妊婦一般健康診査業務委託	意見 25	健診受診後のフォロー状況について	89
農政課	平成 30 年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創出支援業務委託」	意見 27	事業の検証の文書化について	98
(1) 事業の有効性 ② 事業の契約方法及び実施方法について				
クリーンセンター	定期点検整備業務委託	結果 6	再委託の承諾について	64
障がい福祉課	地域活動支援センター I 型事業業務委託	意見 15	委託先事業者の選定理由について	73
子ども青少年課	ワーク・ライフ・バランス推進リーディング企業育成等業務委託	意見 18	委託先事業者の選定について	78
観光交流課	東北絆まつり 2018 盛岡におけるインバウンド対応 PR 業務委託	結果 9	再委任の申請手続について	93
道路管理課	平成 30 年度年間単価契約道路清掃業務委託	結果 11	貸与車両の車検時期の再検討について	100

対象課	事業名または委託契約名	監査の結果または意見		頁
道路管理課	道路除排雪業務委託	意見 30	今後の除排雪業務委託にかかる実施方法の再検討について	103
交通政策課	平成 30 年度年間単価契約放置自転車等撤去業務委託その 3	意見 32	新たな契約方法の検討について	109
公園みどり課	遊具施設点検(その1)業務委託	意見 33	点検結果の判断基準を統一化する方策の検討について	112
まちなか整備室	(仮称)新盛岡バスセンター整備に関する調査業務委託	結果 13	再委託内容の検証について	118
松園地区公民館	盛岡市松園地区公民館児童健全育成事業業務委託	意見 35	指定管理者制度導入の検討について	124
都南学校給食センター	盛岡市都南学校給食センター調理等業務委託	意見 37	長期継続契約の導入について	129
玉山学校給食センター	盛岡市玉山学校給食センター調理等業務委託	意見 38	長期継続契約の導入について	132
(2) 契約事務の適正性 ① 契約金額及び予定価格の妥当性にかかる事項				
広聴広報課	広報もりおか等配布業務委託	結果 1	予定価格の積算根拠について	37
情報企画課	住民基本台帳ネットワークシステム運用等事務委託	意見 3	予定価格の妥当性の検証について	43
情報企画課	住民記録システム管理運用事務等委託	意見 4	予定価格の妥当性の検証について	45
リサイクルセンター	平成 30 年度リサイクルセンター浸出水処理施設及び玉山廃棄物処分場浸出水処理施設維持管理等業務委託	意見 13	見積書の審査について	68
子ども青少年課	ワーク・ライフ・バランス推進リーディング企業育成等業務委託	意見 19	契約金額の妥当性について	78
交通政策課	平成 30 年度年間単価契約放置自転車等撤去業務委託その 3	結果 12	予定価格の積算方法について	106
交通政策課	平成 30 年度年間単価契約放置自転車等撤去業務委託その 3	意見 31	予定価格の積算における間接費相当額の積算方法について	108

対象課	事業名または委託契約名	監査の結果または意見		頁
都南学校給食センター	盛岡市都南学校給食センター給食搬送業務委託	意見 36	予定価格の設定方法について	126
(2)契約事務の適正性 ② その他の事務の適正性について				
情報企画課	情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託	結果 2	随意契約見積通知書における見積書提出日の誤りについて	39
情報企画課	情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託	意見 2	請求遅延について	41
スポーツ推進課	盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託	結果 5	減免申請理由の記載の徹底について	57
スポーツ推進課	盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託	意見 9	減免理由に該当することの確認について	58
クリーンセンター	焼却残灰等運搬業務委託	意見 11	見積書に添付される内訳書について	62
収集センター	家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託(a地区)	意見 12	入札書に添付される内訳書について	66
子ども青少年課	私立児童福祉施設等運営事業委託	意見 22	適切な予算の分類項目について	83
農政課	平成 30 年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る異業種連携プラットフォーム整備等支援業務委託」	意見 26	企画提案書評価書の記入について	95
農政課	平成 30 年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創出支援業務委託」	意見 28	企画提案書評価書の記入について	98
道路管理課	平成 30 年度年間単価契約道路清掃業務委託	意見 29	車両の老朽化対策について	101
まちなか整備室	(仮称)新盛岡バスセンター整備による中心市街地活性化のための基盤整備検討調査業務委託	意見 34	企画提案書審査票の記入について	117
(3)委託事業の実施に対する市の関与の適正性 ① 業務内容やその範囲の明確化について				
情報企画課	情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託	意見 1	保守対象の明示について	40

対象課	事業名または委託契約名	監査の結果または意見		頁
納税課	平成 30 年度盛岡市納税推進センター運營業務委託	意見 7	プロポーザル実施要綱における契約更新条件の明示について	54
スポーツ推進課	盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託	結果 4	委託取扱要領の記載誤りについて	57
リサイクルセンター	平成 30 年度リサイクルセンター浸出水処理施設及び玉山廃棄物処分場浸出水処理施設維持管理等業務委託	結果 7	成果品について	68
長寿社会課	平成 30 年度敬老バス運行業務委託(単価契約)	意見 17	敬老バスの使用回数の明示について	76
子ども青少年課	もりおか子育て応援プラザ運營業務委託	意見 20	契約更新条件の明示について	81
ものづくり推進課	平成 30 年度もりおか元気応援寄附金推進事業業務委託(単価契約)	結果 8	報告書の体裁について	91
農政課	平成 30 年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創出支援業務委託」	結果 10	仕様書に定める業務内容について	97
(3)委託事業の実施に対する市の関与の適正性 ② 業務の実績報告について				
危機管理防災課	被災者支援総合交付金事業業務委託	意見 5	仕様書に定めた業務単位での業務報告の明瞭化について	48
納税課	平成 30 年度盛岡市納税推進センター運營業務委託	結果 3	月報及び年報の提出者について	54
スポーツ推進課	盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託	意見 10	支出内容の妥当性の検証について	59
障がい福祉課	地域活動支援センター I 型事業業務委託	意見 16	委託事業の収入及び支出の内容把握について	74
子育てあんしん課	病児・病後児保育事業委託	意見 24	病児・病後児保育事業者(体調不良児対応型)の収支状況について	86
教育研究所	平成 30 年度県費負担教職員研修業務委託	結果 14	実績報告書の記載内容の誤りについて	121

第5章 外部監査の結果及び意見—各論—

1. 広報もりおか等配布業務委託（広聴広報課）

（1）概要

① 事業内容

広報もりおか等の市指定印刷物を指定された世帯に配布する業務である。なお、本業務で指定されていない世帯への配布は、町内会等を通じて配布されている。

配布予定物は、次の11種類の印刷物である。

図表 4 平成30年度広報もりおか等配布予定一覧

No.	印刷物品名	発行回数	配布地区
1	広報もりおか(1日号)	12	全地区
2	広報もりおか(15日号)	12	全地区
3	いわてグラフ	5	全地区
4	いわて県議会だより	4	全地区
5	緑の募金運動チラシ	1	全地区
6	交通災害共済PRチラシ	1	全地区
7	交通災害共済加入申込書	1	全地区
8	盛岡さんさ踊り交通規制図	1	全地区
9	住宅用火災報知器周知用リーフレット	1	全地区
10	太田地区土地区画整理事業広報「未来・街・おおた」	3	中新田
11	クリーンセンター公害防止対策協議会だより	2	庄ヶ畑、東黒石野、上米内、小鳥沢、松ノ木平

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成30年度支出額
広報もりおか等配布業務委託	株式会社アオバヤ	27,989千円
契約方法	予定価格	契約額
随意契約（見積り合わせ）	15.33円	14.82円
落札率		
96.7%		
一者随意契約の場合の理由		
—		

(2) 監査の結果

【結果 1】予定価格の積算根拠について

本事業は、1回目の見積り合わせにおいて、応札した2者がいずれも予定価格を超える金額を提示したため、2回目の見積り合わせの前に予定価格を改定している。その内容は以下のとおりである。

図表 5 予定価格の設定状況

1回目の予定価格 (入札日:平成30年 2月28日)	・契約実績														
	<table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>税抜契約単価</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成24年度</td><td>11.75円</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>11.90円</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>12.12円</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>12.12円</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>12.86円</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>13.80円</td></tr></tbody></table>	年度	税抜契約単価	平成24年度	11.75円	平成25年度	11.90円	平成26年度	12.12円	平成27年度	12.12円	平成28年度	12.86円	平成29年度	13.80円
	年度	税抜契約単価													
	平成24年度	11.75円													
	平成25年度	11.90円													
	平成26年度	12.12円													
	平成27年度	12.12円													
	平成28年度	12.86円													
	平成29年度	13.80円													
	・積算額														
平成29年度契約金額に人件費上昇率(3%)を加算した金額 $13.8円 \times 103\% = 14.21円$															
【参考】															
平成30年度予算額(税込)28,904,300円 / 1.08 = 26,763,241円 26,763,241円 / 24回 / <u>75,500部</u> = 14.77円															
予算額 > 積算額のため、積算額を予定価格とする。															

2 回目の予定価格 (入札日:平成 30 年 3 月 15 日)	・契約実績	
	年度	税抜契約単価
	平成 24 年度	11.75 円
	平成 25 年度	11.90 円
	平成 26 年度	12.12 円
	平成 27 年度	12.12 円
	平成 28 年度	12.86 円
	平成 29 年度	13.80 円
	・積算額	
	平成 29 年度契約金額に人件費上昇率(3%)を加算した金額 13.8 円 × 103% = 14.21 円	
【参考】		
平成 30 年度予算額(税込)28,904,300 円 / 1.08 = 26,763,241 円 26,763,241 円 / 24 回 / 72,712 部 = 15.33 円		
宅配等の人件費単価も上昇していることから予算単価をもって予定価格とする。		

上記の計算要素にある配布予定枚数であるが、1 回目は 75,500 部であったのが、2 回目は 72,712 部となっている。これは、1 回目の 75,500 部が前年度の配布予定枚数であり、2 回目の予定価格設定の前に平成 31 年度の正確な配布予定枚数を精査したところ、72,712 部であることが判明したためである。前年度より約 3,000 部も減少したのは、町内会による配布枚数が増えたことなどによって、委託事業者に依頼する分量が減ったためである。

今回、決定した予定価格の設定根拠には、結果的に配布枚数は影響していないが、入札の状況や市の選択次第では予定価格が不適正なものになっていた可能性がある。今後、予定価格の設定根拠における計算要素については正確な数値を用いるよう注意する必要がある。

2. 情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託（情報企画課）

（1）概要

① 事業内容

市の基幹ネットワークにおいて、個人情報等の漏洩防止のため、個人番号利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系のネットワーク通信の分離に伴い、盛岡市情報セキュリティ強靱化機器調達及び情報セキュリティ強靱化業務委託において調達した仮想化環境等の保守を行うものである。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 30 年度支出額	
情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託	株式会社富士通エフサス岩手支店	10,855 千円	
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約（一者）	10,866 千円	10,855 千円	99.9%
一者随意契約の場合の理由			
当該業者は、本契約の対象となる、情報セキュリティ強靱化仮想環境を構築導入した事業者であり、設定等について精通していること、連携する他システムについても、同一の者が保守を実施していることから、管理運用を統一し、安定運用を図るものである。			

（2）監査の結果

【結果 2】随意契約見積通知書における見積書提出日の誤りについて

本業務を随意契約により執行するに当たって、見積りを依頼した事業者に対し随意契約見積通知書により、随意契約見積対象事項、契約期間、見積書提出の日時及び場所等を通知している。

当該通知書では、見積書提出日が平成 30 年 3 月 31 日となっているが、正しくは平成 30 年 3 月 28 日である。なお、実際の見積書徴取日は平成 30 年 3 月 28 日であった。

随意契約見積通知書における見積書提出日は、通常は年度末である 3 月 31 日としていることから、そのまま通知してしまったものである。今後は、見積書提出日を正しく記載する必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 1】保守対象の明示について

情報セキュリティ強靱化仮想環境保守業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)において、下記のとおり、保守内容が示されている。

【仕様書 (抜粋)】

4 保守内容

- (1) 平成 28 年度導入済み情報セキュリティ強靱化仮想化環境について、保守を行う。
- (2) 復旧保守 (略)
- (3) 保守業務の範囲
次に掲げる作業は、保守業務に含まないものとする。
 - ・ 天災、地変等で受注者の責に帰すことのできない原因により生じた障害の復旧。
 - ・ 発注者の不適切な使用又は取り扱いにより発生した障害の復旧。
 - ・ 保守対象の日常の点検。
 - ・ 保守環境以外の仮想化環境の保守及び復旧
- (4) 保守作業時間帯 (略)
- (5) 報告 (略)

このように、保守対象は「平成 28 年度導入済み情報セキュリティ強靱化仮想化環境」と記載されているのみであり、平成 28 年度導入済みの調達機器などの個別具体的な記載がなされていない。そのため、保守対象となる環境が仕様書上明らかではない。

また、「保守環境以外の仮想化環境の保守及び復旧」は「保守業務に含まない」とされているが、保守対象となる環境が明らかでないため、保守業務に含まない環境も明らかとならない。

これは、本契約の対象となる情報セキュリティ強靱化仮想環境を構築導入した事業者との一者随意契約であることから、仕様書上明示せずとも、発注者と受注者の双方が保守対象を暗黙のうちに共有できているとの判断がなされていることに起因していると考ええる。

しかし、当該契約は、仮想化環境の構築導入とは別個の契約である。また、当該事業者が撤退した場合等に他事業者が関与する際に、保守対象が明らかでない場合、業務上支障が出ることになる。

したがって、保守対象となる個別具体的な機器名や設置先、数量などを仕様書上、明示する必要がある。

【意見 2】請求遅延について

業務委託契約書において、委託料の支払いは月ごととなっている。具体的には、受注者から業務完了後速やかに業務実施報告書が市に提出され、市は 10 日以内に業務完了の確認を行う。そして、業務完了の確認ができたのちに、受注者から請求書が提出される。市はその請求内容を審査し、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うこととなる(業務委託契約約定第 12 条、第 14 条)。

委託料の支払いにかかる平成 30 年度の関連書類を閲覧したところ、委託先事業者から業務実施報告書が毎月末に提出され、市が同日付で業務完了の確認を行い、委託先事業者から請求書が提出される流れとなっていた。しかし、平成 30 年 4 月分の請求書は平成 30 年 6 月 6 日に提出されており、平成 30 年 5 月分の請求書(平成 30 年 6 月 1 日提出)より、請求が遅れていた。このため、支払いは 4 月分、5 月分とも同日(平成 30 年 6 月 13 日)になされていた。

請求書の提出期限が定められているわけではないため、事務手続き上の誤りはない。しかし、請求漏れや請求遅延があると、委託先事業者に対する支払いが遅れることとなり、業務履行上好ましくはない。

したがって、今後は請求遅延がないか留意するとともに、請求遅延があれば、繰り返し請求を促すといった対応を行うことが望ましい。

【業務委託契約約定（抜粋）】

(検査)

第 12 条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から 30 日以内に速やかに業務完了の確認又は成果品の検査(以下「検査等」という。)を行うものとする。

(代金の支払い)

第 14 条 受注者は、第 12 条第 2 項又は第 3 項に規定する検査等又は再検査等に合格した旨の通知を受けたのちに、所定の手続きに従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときはこれを審査し、適正と認めるときは、その受理した日から 30 日以内にこれを支払わなければならない。

3. 住民基本台帳ネットワークシステム運用等事務委託（情報企画課）

（1）概要

① 事業内容

住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)は、住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたものである。

行政機関等に対する本人確認情報(氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード・マイナンバーとこれらの変更情報)の提供や市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、地方公共団体共同のシステムとして、各市町村の住民基本台帳のネットワーク化が図られ、平成 14 年 8 月から運用が開始されている。

当該契約では住基ネットの運用のための事務支援及びシステム運用に必要な機器の管理及び保守に関する業務を委託している。

② 委託契約の概要

契約名		契約先	平成 30 年度支出額
住民基本台帳ネットワークシステム運用等事務委託		株式会社アイシーエス	13,076 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約（一者）	13,259 千円	13,076 千円	98.6%
一者随意契約の場合の理由			
当該業者は、当市の住民記録システムの開発・運用管理を行っている唯一の業者である。本業務の対象となる住民基本台帳ネットワークシステムは、住民記録システムとの一体的な運用により、窓口における事務処理を円滑に行うことを前提に構築されており、住民記録システムと密接不可分の関係にあることから、同一の者以外の者に履行させた場合、システムの運用等に著しく支障が生じる恐れがあるほか、責任の範囲が不明確になり、障害発生時の対応等に支障が生じる恐れがある。このことから、システムの安定稼働を図るため、当該業者を随意契約の相手方として選定するものである。			

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 3】予定価格の妥当性の検証について

本委託契約の予定価格は、受注者である株式会社アイシーエスからの参考見積書をもとに設計されている。参考見積書の内訳書は、項目ごとに品名・仕様が詳細に示されており、それぞれ数量・単位・単価・金額が記載されている。

しかし、示された項目に漏れがないか、示された項目が必要か否か、品名・仕様が妥当か否か、数量や単価は適切か否かなどについて、十分な検証がなされていなかった。所管課によると、株式会社アイシーエス以外の事業者に対し、人口規模などを示して、見積額の総額について、他者から聞き取るなどしたとのことであったが、口頭での確認にとどまっており、実際に検証を行ったか否かは判然としない。

一者随意契約であるとしても、住基ネットは全国的なものであるから、他者からも参考見積書を徴することは十分に可能であると考ええる。

したがって、予定価格の設計に当たっては、複数の参考見積書を徴すなどして、予定価格の妥当性の検証を行うとともに、その検証過程を記録し、事後的にも予定価格の妥当性を明らかに出来るようにする必要がある。

4. 住民記録システム管理運用事務等委託（情報企画課）

（1）概要

① 事業内容

住民記録システムは、窓口業務の円滑化、効率化に資するため、住民基本台帳と連携し、住民基本台帳法に規定する住所、氏名、生年月日等の基本項目を管理するシステムとして構築されたものである。

また、住民基本台帳を中心として、住民登録外・印鑑登録・改正原住民票（除票）・国民健康保険・国民年金等各種業務システムと連携を行い、市税、国民健康保険、年金、宛名情報等、各課の窓口業務等の円滑化、効率化を図っている。マイナンバーについても、マイナンバーの付番要求や副本登録、情報照会・情報提供等が可能となるようシステム改修を実施し、市の各種事務でマイナンバーを利用する基盤として利用されている。

当該契約では住民記録システムの運用のための事務支援及びシステム運用に必要な機器の管理及び保守に関する業務を委託している。

② 委託契約の概要

契約名		契約先		平成 30 年度支出額
住民記録システム管理運用事務等委託		株式会社アイシーエス		173,101 千円
契約方法	予定価格	契約額		落札率
随意契約（一者）	173,255 千円	173,101 千円		99.9%
一者随意契約の場合の理由				
当該業者は、当市の住民記録システムの開発・運用管理を行っている唯一の業者である。本業務は、住民窓口における事務処理を行うシステムの運用に資するものであり、システムの開発元である当該業者以外の者に当該業務を履行させた場合、システムの運用等に著しく支障が生じる恐れがあるほか、責任の範囲が不明確になり、障害発生時の対応に支障が生じる恐れがある。このことから、システムの安定稼働を図るため、当該業務を随意契約の相手方として選定するものである。				

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 4】予定価格の妥当性の検証について

本委託契約の予定価格は、受注者である株式会社アイシーエスからの参考見積書をもとに設計されている。参考見積書の内訳書は、項目ごとに品名・仕様が詳細に示されており、それぞれ数量・単位・単価・金額が記載されている。

しかし、示された項目に漏れがないか、示された項目が必要か否か、品名・仕様が妥当か否か、数量や単価は適切か否かなどについて、十分な検証がなされていなかった。所管課によると、機器の更新のタイミング(5年に1回程度)で、他者からも参考見積書を徴しているとのことであったが、平成30年度の当該契約においては徴していなかった。

他者からの参考見積書の徴取は、住民記録システムの機器の更新時に限る必要はない。予定価格の設計に当たっては、複数の参考見積書を徴するなどして、予定価格の妥当性の検証を行うとともに、その検証過程を記録し、事後的にも予定価格の妥当性を明らかに出来るようにする必要がある。

5. 被災者支援総合交付金事業業務委託（危機管理防災課）

（1）概要

① 事業内容

被災者支援総合交付金は、東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、住宅再建により災害公営住宅等への移転の進捗など、被災者を取り巻く環境の変化に対応し、それぞれの地域において、被災者支援のための事業を効果的に実施することを支援することにより、被災者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与することを目的とした復興庁所管の交付金である。

ここに示す3事業は、いずれも被災者支援総合交付金を財源として実施される委託事業であり、被災者支援総合交付金交付要綱に定める事業ごとに事業者を選定しているが、結果的に、同一の事業者との間で契約が締結されている。

図表 6 各委託事業の業務内容

区分	業務委託内容
コミュニティ形成支援事業	(1) 地元町内会との顔合わせやイベントの開催 (2) 内陸災害公営住宅入居予定者による交流会、ワークショップの支援 (3) 支援者ネットワーク会議の開催 (4) その他本事業の目的を達成するために必要と認められる事業
被災者見守り・相談支援事業	(1) 生活支援相談員による被災者の戸別訪問や窓口及び電話による見守り・相談支援（見守り・相談支援業務は、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く午前9時から午後6時まで行うものとする。） (2) 社会福祉協議会や民生委員が行う見守り事業と連携した被災者の多面的な見守りネットワークの構築 (3) 生活支援相談員の資質向上のための研修会等の実施 (4) その他本事業の目的を達成するために必要と認められる事業
盛岡市住宅・生活再建支援事業	(1) 生活再建相談員による被災者の戸別訪問や窓口及び電話による相談受付（生活再建に係る相談受付業務は、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く午前9時から午後6時まで行うものとする。） (2) 専門家と提携した相談会の開催 (3) 郵送及び支援センター館内掲示等による被災者への情報提供 (4) 生活再建相談員の資質向上のための研修会等の実施 (5) その他本事業の目的を達成するために必要と認められる事業

（出典：仕様書）

② 委託契約の概要

ア. 被災者支援総合交付金事業（コミュニティ形成支援事業）業務委託

契約名		契約先	平成 30 年度支出額
被災者支援総合交付金事業(コミュニティ形成支援事業)業務委託		一般社団法人 SAVE IWATE	(注)6,355 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約(一者)	7,456 千円	(注)6,922 千円	(注)92.8%
一者随意契約の場合の理由			
当該法人は、もりおか復興支援センター開所時からその運営に係る業務委託を請け負っており、平成 27 年度から実施している本事業の実施運営にも精通しており、その実績も良好であるため。			

(注)委託料は、年度末において事業費の実績額にて精算することから、「契約額」欄には当初契約額を記載し、「平成 30 年度支出額」には精算後の実績額を記載している。また、落札率は、予定価格に対する当初契約額の比率としている。他の事業も同様である。

イ. 被災者支援総合交付金事業（被災者見守り・相談支援事業）業務委託

契約名		契約先	平成 30 年度支出額
被災者支援総合交付金事業(被災者見守り・相談支援事業)業務委託		一般社団法人 SAVE IWATE	(注)28,156 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約(一者)	29,738 千円	(注)28,561 千円	(注)96.0%
一者随意契約の場合の理由			
当該法人は、もりおか復興支援センター開所時からその運営に係る業務委託を請け負っており、しえあハート村においても様々な事業の企画運営を行っているなど、窓口訪問や戸別訪問等のきめ細やかな支援に精通しており、被災者の信頼も得るなど、現在までの実績が良好であるため。			

ウ. 被災者支援総合交付金事業（盛岡市住宅・生活再建支援事業）業務委託

契約名		契約先	平成 30 年度支出額
被災者支援総合交付金事業(盛岡市住宅・生活再建支援事業)業務委託		一般社団法人 SAVE IWATE	(注)31,411 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約(一者)	34,852 千円	(注)33,083 千円	(注)94.9%
一者随意契約の場合の理由			
当該法人は、もりおか復興支援センター開所時からその運営に係る業務委託を請け負っており、市内避難者のニーズを的確にとらえた住宅再建・生活再建に関する窓口相談や戸別訪問等のきめ細やかな支援に対する利用者からの信頼も高く、現在までの実績が良好であるため。			

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 5】仕様書に定めた業務単位での業務報告の明瞭化について

被災者支援総合交付金交付要綱に定める事業ごとに契約を締結しており、各々の仕様書において、契約ごとの業務内容が定められている。また、業務報告や業務完了届の内容についても、内容は共通であるものの個別に定められている。

一方、いずれの事業も、もりおか復興支援センターを拠点として実施されていることから、市においては、実質的に一つの事業として認識している。このため、年間の業務実績として、もりおか復興支援センターの事業実績をまとめた報告書が提出されている。しかし、当該報告書はもりおか復興支援センターの事業実績をまとめたものであるため、記載されている実績も各事業で区分されていないとともに、必ずしも各事業の仕様書にて示された業務の実績が記載されている訳ではない。また、毎月の月間業務報告においても、「もりおか被災者見守りネットワーク会議」の開催記録のように、月間業務報告等には記載されず、単独で会議資料等が提出されているものもある。

結果的に、委託先事業者から提出される業務報告において、各契約の仕様書に定められた業務が適切に実施されたかどうか、明瞭に示されていない状況にある。このような状態においては、委託先事業者の当該年度における事業遂行の適切性を確認することができないばかりか、一者随意契約の理由として挙げられている「現在までの実績が良好である」ことの根拠も希薄となりかねない。

いずれにしても、月間業務報告の内容を委託契約ごとに仕様書に定められた業務内容について、その実績を示す形態に早急に変更するとともに、年度終了後においては、年間の業務実績を集計した報告をあらためて求める等、委託業務の実績を明瞭に示す形態の業務報告とすることが望ましいものとする。

【仕様書（抜粋）】（※各契約共通）

仕様書より抜粋(各契約共通)

7 業務報告等

受託者は、事業の進捗等に関する次の報告及び市等による検査に協力しなければならない。

(2) 月間業務報告

受注者は、毎月の業務実施状況について、市が別に定める様式により、実施月の翌月 10 日まで(3 月は 3 月末日まで)に市に報告すること。

8 業務完了届

受注者は、業務が完了したときは、市が定める日までに市に対して業務完了届を提出し、検査等を受けること。また、次に掲げる事項を記載した業務完了届を次項に掲げる書類を添付して、市に提出すること。

- (1) 委託事業の名称、期間及び終了期日
- (2) 契約金額
- (3) その他必要な事項

9 業務完了届の添付書類

前項に規定する業務完了届に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 経費支出内訳書
- (2) 人件費内訳書(労働者ごとに一覧表形式で整理したもの)
- (3) 事業に従事した全従事者の賃金台帳の写し
- (4) 事業に従事した全従事者の勤務状況が確認できる資料(出勤簿、タイムカード等)の写し
- (5) 業務実施報告(毎月提出のこと。)
- (6) 経費支出に係る領収書の写し
- (7) その他必要な事項

6. 平成 30 年度盛岡市避難場所標識整備業務委託（危機管理防災課）

（1）概要

① 事業内容

平成 27 年度において、市では指定緊急避難場所にかかる災害種別ごとの指定及び指定緊急避難場所・指定避難所の追加指定等を行っている。また、平成 28 年 3 月の内閣府通知（「避難誘導に係る標識案内用図記号の使用について」）により、指定避難所等の表示にあたっては、全国的に標準化された図記号（日本産業規格（JIS 規格）に定められている図記号）を用いて表示することが望ましいものとされている。

これらを受けて、市においては、平成 30 年 11 月に「盛岡市避難場所等標識整備方針」を策定し、計画的に既設標識の更新及び未整備箇所への新設を行うこととし、本事業はこれに基づいて、避難場所又は避難所を明示した標識（以下「避難場所標識」という。）の製作設置を行うものである。

図表 7 避難場所標識の表示方式及び表示項目

表示方式	<p>日本産業規格（JIS）による「災害種別一般図記号（ピクトグラム）」を使った表示方式を基本とする。</p> <p>※地震及び火山については、JIS ピクトグラムが無い場合、市独自のデザインで作成することとし、個別ピクトグラムを含め、標識デザインを業務受注者から提案を受けて選定する。</p>
表示項目	<p>次に掲げる項目を表示するが、道路標識タイプ（設置高 5.0m）、壁面又はネットフェンス取付けタイプ（設置高 1.5m）等、タイプ別に表示する情報量を精査検討する。</p> <p>ア 避難場所及び避難所の図記号</p> <p>イ 避難場所及び避難所の文字表示</p> <p>ウ 災害種別図記号（ピクトグラム）</p> <p>エ 災害種別図記号（ピクトグラム）の文字表示 （洪水、土砂災害、地震、大規模な火事、火山）</p> <p>オ 当該避難場所の災害種別ごとの適不適表示（○or×）</p> <p>カ 避難場所及び避難所の名称（ふりがな、外国語）</p> <p>キ その他注記表示（洪水の階層指定、大規模な火事の屋外等）</p>

（出典：盛岡市避難場所等標識整備方針）

② 委託契約の概要

契約名		契約先	平成 30 年度支出額
平成 30 年度盛岡市避難場所標識整備業務委託		協積産株式会社	6,761 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
条件付一般競争入札	7,058 千円	6,804 千円	96.3%
一者随意契約の場合の理由			
—			

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 6】市としての整備スケジュールの策定について

所管課においては、平成 30 年 11 月に「盛岡市避難場所等標識整備方針」を策定し、避難場所標識の整備スケジュールを定めている。これは公表されているものではなく、所管課の内部資料としての位置付けであるが、整備済の平成 29 年度分を含めて、指定緊急避難場所及び指定避難所全 193 箇所の整備を行うものとした上で、まずは既設標識 84 箇所の更新(貼替)を優先して行い、その後、未整備箇所への新設 109 箇所を行うものとしている。また、毎年度、整備の進捗状況に合わせて修正を行っている。

整備の期間は令和 5 年度までとしているが、平成 30 年度までにおいて既設標識の更新 23 箇所が完了したに過ぎず、令和元年度に整備予定の 9 箇所を加えても、既設標識全体の 38.1%が完了するに過ぎない。また、既設標識の更新が完了後における未整備箇所への新設 109 箇所の整備が手つかずの状態が残っている状況である。

これまでの実績は年に 10 箇所程度の更新にとどまっていることから、令和 5 年度までに整備が完了することは困難なものと考えられる。所管課によれば、中心部の人口が多い場所や過去に避難が生じるような災害が発生した場所等のように危険度の高いところを中心に実施しているものの、財政上の問題から進捗に限りがあるとのことである。確かに、財政状況が厳しく、かつ他にも実施すべき事業が多い中、当該事業に割くことができる予算にも限りがあることは理解できるところではあるが、本事業も防災対策として重要性を有するものである。このため、あらためて整備スケジュールの見直し等の着実な実行に向けた検討が必要と考える。

図表 8 現在における「年次整備計画」

設置方法		H29	H30	R元	R2	R3～5
撤去(計3)		2	—	—	—	1
貼替(計84)		10	13	10	51	—
新設 (計109)	標識柱	—	—	—	—	33
	壁面アンカー	—	—	—	—	36
	ネットフェンス	—	—	—	—	40

(出典:市提供データより監査人作成)

(注1)平成31年3月1日見直し済

(注2)貼替の令和2年度の51件は、51件が残っているという意味であり、令和2年度に51件を実施することを意味しない。

(注3)新設の109件は令和3年度から令和5年度に整備すると記載されているが、既設の更新(貼替)完了後に実施することを意味している。

7. 平成 30 年度盛岡市納税推進センター運営業務委託（納税課）

（1）概要

① 事業内容

市では、平成 23 年 10 月から、電話で市税等の納付を呼び掛ける「盛岡市納税推進センター」を開設している。

「盛岡市納税推進センター」は、市が業務を委託した民間業者の専門オペレーターが、市税等の納付が遅れている人に対し、電話で納付を促すことにより、納め忘れの防止や納税意識の向上を図るとともに、収納率の向上を目指して設置されたものであり、玉山総合事務所内に設置されている。

納付勧奨税目及び保険料は、市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）及び介護保険料（普通徴収）である。

委託業務内容は、電話による納付勧奨業務、文書による納付勧奨業務、滞納整理補助、納付勧奨税目の督促状及び催告状の発送事務補助、所得申告勧奨及びこれらに関する業務である。

② 委託契約の概要

契約名		契約先		平成 30 年度支出額
平成 30 年度盛岡市納税推進センター運営業務委託		株式会社アイティフォー		22,025 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率	
随意契約（一者）	22,047 千円	22,025 千円	99.9%	
一者随意契約の場合の理由				
当該業者は、平成 28 年度に実施した公募型プロポーザル方式により、最適提案者として選ばれ平成 29 年度に契約した業者であり、別紙業務委託評価シートのとおり今年度の業務実績が良好であるため。				

(2) 監査の結果

【結果 3】月報及び年報の提出者について

納付案内等の実績について、月報は概ね翌月の 10 日まで、年報は履行期間終了後、速やかに市へ提出するものと仕様書で定められている。月報及び年報の様式については仕様書に定められていないため、委託先事業者の任意の様式により、提出を受けている。

しかし、月報の提出者は「株式会社アイティフォー 提出者〇〇」、年報の提出者は「株式会社アイティフォー公共システム事業部盛岡市様担当」と記載されているのみであり、押印がなされていなかった。

月報及び年報は、契約者により提出されるべきである。したがって、契約者により適切に提出されていることを明らかにするために、契約書記載の契約者名を記載させるとともに、契約印を押印の上、提出を求める必要がある。

【仕様書（抜粋）】

9 業務報告義務

(1) 受注者は、納付案内等の実績について日報・月報・年報を作成し、発注者へ提出する。月報は概ね翌月 10 日まで、年報は履行期間終了後、速やかに発注者へ提出するものとする。

(2) 日報、月報及び年報の記載内容等及び様式については、契約後の協議により定めるものとする。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 7】プロポーザル実施要綱における契約更新条件の明示について

『(1) ②委託契約の概要』に記載したとおり、「当該業者は、平成 28 年度に実施した公募型プロポーザル方式により、最適提案者として選ばれ平成 29 年度に契約した業者であり、別紙業務委託評価シートのとおり今年度の業務実績が良好であるため。」との理由により、一者随意契約によっている。

しかし、公募型プロポーザルに複数の事業者が参加していることを踏まえると、「業務実績が良好であること」のみをもって、一者随意契約とすることは適切ではない。また、根拠法令を、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)としているが、「業務実績が良好であること」が、当該条項に該当するとはいえない。

そのため、本来であれば、毎年度公募型プロポーザル方式の企画競争により業者を選定すべきであるということになるが、事務の効率性を考慮すると実務的ではな

いともいえる。

所管課によると、平成 23 年度に納税推進センターを設置して以来、3 年ごとに公募型プロポーザルを実施しており、プロポーザルにより選定した業者との契約を業務実績が良好であること等を条件に、随意契約により 2 回更新しているとのことであった。この点は、事務の効率性を考慮すると合理的な実務上の取扱いといえる。

現在の実務上の取扱いを継続するのであれば、公募型プロポーザルの実施時に、たとえば、「業務委託が適正かつ円滑に実施されていると認められる場合は、市の予算措置及びその他指示事項を条件として、引き続き 1 年間更新する。更新は 2 回を限度とする。」といったように、プロポーザル実施要綱で契約更新条件を明示する必要がある。

【意見 8】客観的な評価基準の設定について

『(1) ②委託契約の概要』に記載したとおり、業務実績が良好であることを理由に一者随意契約としている。業務実績が良好であるか否かについては、業務委託評価シートを用いて評価を行っている。

業務委託評価シートには、

1. 業務の履行状況について、
2. 人員配置・職員研修等について、
3. 業務報告・業務調整会議について、
4. 個人情報保護、
5. その他

の区分を設け、各区分の小項目ごとに、

- A(取り組んでおり成果を上げている)、
- B(取り組んでいる)、
- C(取り組んでいない)

の評価を行った上で、総合評価コメントを付している。

しかし、上記の業務委託評価シートにおける 1 から 5 の各区分にかかる小項目は、仕様書の項目に従って設定されているため、評価区分として機能しないと考える。具体的には、B(取り組んでいる)の評価については、仕様書どおりに履行したということであり、当然である。C(取り組んでいない)の評価については、業務不履行ということになるためあってはならない。また、A(取り組んでおり成果を上げている)の評価については、何をもって成果とするのかの判断基準が明確でなく、主観的にならざるを得ない。

したがって、良好であるか否かを判断するにあたっては、できるだけ客観的な目標を成果として設定することが必要であり、その目標値の達成状況によって、評価すべきである。

8. 盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託（スポーツ推進課）

（1）概要

① 事業内容

学校教育に支障のない範囲で、市立学校の体育施設を市の区域内に住所を有し、若しくは通勤し、又は通学する青少年及び一般成人に開放し、自主的な団体で行うスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ることを目的とした事業である。

本事業は、スポーツの場の開放にかかる開放校の利用を円滑に行うことを目的とする団体である各学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委託して行われている。なお、委託業務は、「平成 30 年度盛岡市立学校体育施設開放事業実施要領」及び「盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託取扱要領」（以下「委託取扱要領」という。）により行われている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先		平成 30 年度支出額
盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託	盛岡市立〇〇学校体育施設開放運営委員会（注：〇〇は学校名）		5,580 千円※
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約（一者）	5,580 千円※	5,580 千円※	100%
一者随意契約の場合の理由			
開放事業に係る開放校の管理のため、スポーツの場の開放に係る開放校の利用を円滑に行うことを目的とする団体であり、過去の履行状況も良好であるため、			

※ 90 千円×62 校=5,580 千円

(2) 監査の結果

【結果 4】委託取扱要領の記載誤りについて

委託取扱要領において、委託事業の内容が下記のとおり規定されている。

【委託取扱要領（抜粋）】

1 開放事業について

市は、運営委員会に盛岡市立学校学校施設開放事業業務(以下「委託事業」という。)を委託します。

委託事業の内容は、次のとおりとする。

- ① 利用者の団体登録及び使用許可に関すること
- ② 開放中の学校施設の開錠及び施錠に関すること
- ③ 実績報告書に関すること

このうち、利用者の団体登録及び使用許可については、行政処分であることから、運営委員会に委託することはできない事項である。一方、盛岡市立学校体育施設開放事業業務仕様書においては、委託業務の内容として、「利用者の団体登録及び使用許可の補助に関すること」と記載されている。

実際には、学校施設開放利用団体登録申請書は、運営委員会から所管課に提出され、所管課が団体登録及び使用許可を行っている。このように、運営委員会は利用者の団体登録及び使用許可の補助業務を行っていることから、委託取扱要領の記載が誤っていると考えられる。

したがって、委託取扱要領の記載誤りを修正する必要がある。

【結果 5】減免申請理由の記載の徹底について

市立学校校舎等を使用するにあたっては、許可と同時に使用料を納付しなければならないが、盛岡市立学校体育施設開放事業においては、体育に使用することを理由として、盛岡市有校舎等使用料条例第 3 条の 2 により使用料を減免している。

【盛岡市有校舎等使用料条例】

第 3 条の 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 体育に使用するとき(営利を目的とする場合を除く。)

- | |
|---|
| <p>(2) 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者(以下「障害者」という。)の参加を目的とする催し等その他障害者の福祉の増進に資するものと市長が認めたものに使用するとき(営利を目的とする場合を除く。)</p> <p>(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。</p> |
|---|

減免にあたっては、「盛岡市有校舎等使用料減免申請書」を提出させ、減免申請理由の記載を求めている。しかし、減免申請理由の記載がないものが多数見受けられた。

なお、当該様式は2つある。一方の様式は、減免申請理由の欄は空欄となっており、申請者自らが記載することとなっている。もう一方の様式は、あらかじめ「体育に使用・障がい者の参加を目的・その他()」が印字されており、該当項目を選択する方式になっている。しかし、いずれの様式においても、空欄(未記載)が多い。

減免理由に該当することを明確にするためにも、減免申請理由の記載の徹底を図る必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 9】減免理由に該当することの確認について

『【結果 5】減免申請理由の記載の徹底について』で述べたとおり、当該事業においては、盛岡市有校舎等使用料条例第 3 条の 2 に該当するとして、使用料を減免している。

具体的には、(1)体育に使用するとき(営利を目的とする場合を除く。)に該当するものとしているが、営利目的の有無については、確認することが難しいと思われる。たとえば、参加費を徴収してスポーツ教室を開催する場合などについては、営利目的に該当することになるが、減免申請書ではその判定を行うことが難しい。

しかし、減免理由に該当することを明確にするためにも、営利目的の有無については、確認を行う必要がある。たとえば、減免申請書に、参加料を徴収しない旨を記載させるなどの方法により、減免理由に該当することを明確に確認する必要がある。

【意見 10】支出内容の妥当性の検証について

盛岡市立学校体育施設開放事業業務委託契約書(以下「契約書」という。)第 5 条第 1 項に基づき、運営委員会から完了報告書及び収支精算書が提出されている。

【契約書（抜粋）】

(実績報告等)

- 第 5 条 受注者は、委託事業が完了した場合は、完了報告書(様式第 4 号)及び収支精算書(様式第 5 号)を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による書類を受領した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委託事業の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを受注者に対して指示するものとする。
- 3 受注者は、前項の規定に従って措置した場合には、その結果を発注者に報告するものとする。

収支精算書の支出の部には、科目・金額・説明の欄が設けられている。説明欄には、支出内容を記載することが想定されていると思われるが、記載状況が様々であった。具体的には、購入したものの単価、数量、使用目的などを詳細に記載しているものもあれば、無記入で空欄のものもあった。

委託料の対象となる経費は、取扱要領で下記のとおり定められている。したがって、対象経費以外の支出が含まれていないかどうかについて、確認する必要があるが、説明欄の記載が不足しているとその確認ができないこととなる。

【取扱要領（抜粋）】

2(2) 委託料の対象及び金額

対象となる経費は次表の左欄に掲げるとおりとし、これに対する金額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

経費	委託額
(1) 運営委員会及び指導員調整会議の開催に要する経費	90,000 円以内
(2) 指導員等の費用弁償及び謝礼に要する経費	
(3) 事務用品等の購入に要する経費	
(4) 学校体育施設の清掃及び修繕に要する経費	

また、収支精算書を確認したところ、全ての収支精算書において、支出額が 90,000 円丁度であった。端数調整等を行わない限り、現実的にはあり得ないと考えられる。そのほか、予算書と用途が大きく異なっていた事例もあった。

いずれにしても、取扱要領に規定する対象経費以外の支出が含まれていないか

どうかを確認する必要があることから、たとえば、支出内容を確認するために、説明欄の記載を充実させたり、支出金額を確認するために、領収書や通帳の写しの添付を求めたりする方法などを検討し、支出の妥当性の検証をより确实に行う必要がある。

9. 焼却残灰等運搬業務委託（クリーンセンター）

（1）概要

① 事業内容

クリーンセンターから排出される焼却残灰を廃棄物処分場に、粗大ごみ処理施設から排出される破碎可燃物をクリーンセンターにそれぞれ運搬する業務を委託により実施するものである。

業務委託期間内（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の運搬量、運搬回数（予想運搬量・運搬回数）は以下のとおりである。

図表 9 業務委託期間内の運搬量、運搬回数（予想運搬量・運搬回数）

運搬対象物	運搬量	運搬回数
焼却残灰（焼却灰）	6,402トン	2,354回
焼却残灰（飛灰）	2,827トン	1,037回
破碎可燃物	3,975トン	2,450回

予定運搬日数：247日

（出典：業務委託仕様書より）

② 委託契約の概要

契約名	契約先		平成30年度支出額
焼却残灰等運搬業務委託	株式会社盛岡清掃センター		20,520千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約（見積り合わせ）	20,520千円	20,520千円	100%
一者随意契約の場合の理由			
—			

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 11】見積書に添付される内訳書について

本事業に関する随意契約の見積り合わせにおいて、見積書の他に見積金額の内訳が記載された内訳書が添付される。内訳書を確認したところ、直接人件費や車関係費などの項目別の合計金額は見積事業者 4 者全員が記入していたが、各項目別の算出根拠や内訳(以下「算出根拠」という。)の欄については、4 者中 1 者が未記入であった。

算出根拠の記載について、市としては記入をお願いする程度であり、記入がないからといって見積り合わせが無効になるわけではない。しかし、算出根拠を記入してもらうことで、市としても算出根拠を分析し、検証を実施し、市の設計額の積算に役立て、本事業の経済性確保に活用することも可能となる。本事業の経済性を高めるためにも、算出根拠の記入を強く促すよう努めるべきである。

10. 定期点検整備業務委託（クリーンセンター）

（1）概要

① 事業内容

本事業は、クリーンセンター内にある稼働中のごみ焼却施設について、当初のごみ焼却能力、安定燃焼性及び安全性を確保するため、ごみ焼却施設内の各設備の定期点検整備を行い、それによって可燃ごみを適正かつ円滑に処理できる状態に保ち、ごみ焼却処理業務の適正な維持管理を確保するとともに、公害防止協定の順守を目的に実施するものである。

② 委託契約の概要

契約名	契約先		平成 30 年度支出額
定期点検整備業務委託	JFE エンジニアリング株式会社東北支店		156,600 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約（一者）	162,498 千円	156,600 千円	96.4%
一者随意契約の場合の理由			
当初性能発注により、ごみ焼却施設を建設した経緯があり、施設全体についてメーカーによる性能保証責任を継承する必要があることから、点検整備はメーカーが主体で実施する必要があること、また、各所に特許や実用新案が存在し、その部分については、メーカー以外の業者が点検、調整を行うことは不可能であるため。			

（2）監査の結果

【結果 6】再委託の承諾について

定期点検整備は、燃焼設備、通風設備、給排水設備等、様々な設備が対象となっているが、定期点検整備の対象となる全ての設備について、再委託が行われている。業務委託契約約定で定めたとおり、再委託にあたって、委託先事業者は市の承諾を得る必要がある。

【業務委託契約約定（抜粋）】

（一括再委任又は一括下請負の禁止）

第 4 条 受注者は、業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

再委託の承諾状況について確認したところ、市は委託先事業者から、再委託内容、再委託業者のリストを入手し、リストの記載内容の確認を行ない、再委託の承諾をしている。しかし、再委託に関する、契約書、注文書(注文請書)等の入手はしていなかった。

定期点検整備の対象となる全ての設備について再委託が行われている状況に鑑みると、委託先事業者から再委託に関する契約書、注文書等を入手し、市が積算した各設備の直接委託費の積算金額と、各設備の再委託金額を比較し、特定の再委託先に不相当に高額な支払いが行われていないか、すなわち、再委託の金額に異常がないことを確認することが必要である。また、再委託を承諾する理由について、文書化されていなかった。

本事業は一者随意契約によるものであるが、一方で定期点検整備の対象となる全ての設備について再委託されている。再委託が必要となる合理的な理由を検討し、その合理的な理由を文書化した上で承諾すべきである。

1 1. 家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託（a 地区）（収集センター）

（1）概要

① 事業内容

市で発生した家庭系廃棄物を各集積場所（約 305 箇所）から収集し、市が指定する施設に搬入する業務であり、収集運搬対象別の搬入施設は下表のとおりである。市の収集区域は、以前 23 地区あったが、平成 29 年 6 月より 9 地区に集約され、本事業はその 9 地区のうちの 1 地区分である。

図表 10 収集運搬対象別の搬入施設

収集運搬対象物	搬入施設
可燃廃棄物	クリーンセンター (盛岡市上田字小鳥沢 148-25)
古紙	市が別途指定する施設
不燃廃棄物	リサイクルセンター (盛岡市川又字大日向 32-5)
びん	
缶	
ペットボトル	
プラスチック製容器包装	盛岡・紫波地区環境施設組合 (紫波郡矢巾町大字西徳田第 12 地割 168 番地 2)

(出典:家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託(a 地区)仕様書より一部抜粋)

② 委託契約の概要

契約名		契約先	平成 30 年度支出額
家庭系廃棄物地区別収集運搬業務委託(a 地区) 長期継続契約(平成 29 年 6 月 1 日～令和 2 年 5 月 31 日)		有限会社 藤忠商事	77,876 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
指名競争入札	月額 6,490 千円	月額 6,489 千円	100%
一者随意契約の場合の理由			
-			

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 12】入札書に添付される内訳書について

本事業に関する指名競争入札において、入札書の他に入札金額の内訳が記載された内訳書が添付される。内訳書を確認したところ、直接人件費や塵芥収集車関係費などの項目別の合計金額については、入札した 6 事業者全員が記入していたが、各項目別の算出根拠や内訳(以下「算出根拠」という。)の欄については、6 者中 4 者が未記入と、半数以上の事業者が未記入であった。

算出根拠の記載について、市としては記入をお願いする程度であり、記入がないからといって入札が無効になるわけではない。しかし、算出根拠を記入してもらうことで、市としても算出根拠を分析及び検証し、市の設計額の積算に役立て、当業務委託の経済性確保に活用することも可能となる。

当業務委託の経済性を高めるためにも、算出根拠の記入を強く促すよう努めるべきである。

12. 平成30年度リサイクルセンター浸出水処理施設及び玉山廃棄物処分場 浸出水処理施設維持管理等業務委託（リサイクルセンター）

(1) 概要

① 事業内容

本事業は、盛岡市川又のリサイクルセンター及び盛岡市門前寺の玉山廃棄物処分場にある浸出水処理施設の維持管理について業務委託するものである。

埋立処分された廃棄物は処分場地内で醗酵・分解などの作用を受け一部は雨水などにより溶解流出する。この浸出水が外に漏れ出さないよう、処分場の地中には遮水シートを何層にもわたり敷設し、集水管により浸出水処理施設の調整槽に流入するような仕組みをとっている。この浸出水は、浸出水処理施設において化学・生物処理され、水を浄化し、近隣の河川に放流している。

② 委託契約の概要

契約名		契約先		平成30年度支出額
平成30年度リサイクルセンター浸出水処理施設及び玉山廃棄物処分場浸出水処理施設維持管理等業務委託		森永エンジニアリング株式会社		14,472千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率	
随意契約(一者)	14,472千円	14,472千円	100%	
一者随意契約の場合の理由				
リサイクルセンター浸出水処理施設設置業者であり、施設について熟知していること、これまでの維持管理業務の実績も良好であるため。				

(2) 監査の結果

【結果 7】成果品について

委託業務完了報告として提出すべき書類について、仕様書に下記のとおり明記されている。

【仕様書（抜粋）】

12 委託業務完了報告

受注者は、業務完了後速やかに、次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了報告
- (2) 委託業務年間報告書
- (3) 今後の運転作業マニュアル(案)及び機器修繕計画書
- (4) その他発注者・受注者が協議した書類

業務完了後の提出書類について所管課に確認したところ、今後の運転作業マニュアル(案)（以下「マニュアル(案)」という。）は提出されていなかった。仕様書に業務完了後の提出書類として明記されている以上、速やかに委託先事業者よりマニュアル(案)を入手する必要がある。

また、仕様書において提出書類としてマニュアル(案)が明記されているが、業務の内容としては明記されていなかった。マニュアル(案)の作成を確実に履行させるためにも、業務の内容としてもマニュアル(案)の作成を仕様書に明記すべきである。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 13】見積書の審査について

本事業は一者随意契約であり、委託料の予定価格の積算にあたっては、市が委託先事業者から見積書を入手し、見積書の審査を行い、見積審査額の算定を行っている。市作成の見積審査書を確認したところ、委託先の見積額に 0.9 を乗じた金額が見積審査額として明記されていたが、0.9 を乗じた根拠については文書化されていなかった。今後も継続的に発生する業務委託であり、事後の事業の検証可能性確保のためにも、0.9 を乗じた根拠を文書化すべきである。

また、この業務委託に関する委託料は、平成 26 年度以降平成 30 年度まで、14,472 千円と同額で推移している。委託先事業者が、リサイクルセンターの浸出処理施設設置業者ということもあり、当該施設について熟知していること、これまでの委託先事業者による業務実績も良好であることから一者随意契約が継続しているが、一方で、見積書は委託先事業者からのみ入手している状況であり、現状において

は契約金額の客観性が担保されているとはいえない。

財務規則第 119 条においても、随意契約による場合は、なるべく 2 人以上の者から見積書入手する旨が規定されており、複数者から見積書入手し、契約金額の客観性を確保すべきである。

【財務規則】

(見積書)

第 119 条 前条に規定する随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を提出させなければならない。

13. 地域活動支援センター I 型事業業務委託（障がい福祉課）

（1）概要

① 事業内容

本事業は、障がい者等からの相談に応じ必要な情報提供及び助言等を行い、市及び指定障害福祉サービス事業所業者等との連絡調整その他厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することにより、また、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会参加の促進等の便宜を供与することにより、障がい者の自立及び社会参加の促進を図り、障がい者の福祉の増進に資することを目的としている。

本事業の業務内容は次のとおりである。

ア. 相談支援事業

- ・社会福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介

イ. 地域活動支援センター I 型事業

- ・創作的活動、生産活動の機会の提供

ウ. 地域活動支援センター I 型機能強化事業

- ・医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整
- ・住人ボランティアの育成
- ・障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業

② 委託契約の概要

契約名		契約先		平成 30 年度支出額
地域活動支援センター I 型事業業務委託		NPO 法人いわてソーシャルサポートセンター		16,546 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率	
随契契約（一者）	16,546 千円	16,546 千円	100%	
一者随意契約の場合の理由				
過年度に当該事業の受託実績があり、円滑な事業運営が可能である。				

③ 利用実績

ア. 相談支援事業

図表 11 相談支援人数

区分	人数
身体障害	3
重症心身障害	0
知的障害	5
精神障害	112
発達障害	10
その他	7
計	137

(出典：市提供データより監査人作成)

図表 12 支援内容及び件数

項目	件数
福祉サービスの利用等に関する支援	301
障害や病状の理解に関する支援	44
健康・医療に関する支援	59
不安の解消・情緒安定に関する支援	526
保育・教育に関する支援	2
家族関係・人間関係に関する支援	33
家計・経済に関する支援	48
生活技術に関する支援	37
就労に関する支援	47
社会参加・余暇活動に関する支援	545
その他	70
計	1,712

(出典：市提供データより監査人作成)

イ. 地域活動支援センター事業実績

図表 13 利用者人数（延人数）

月	人数	月	人数
4月	46	10月	41
5月	22	11月	53
6月	46	12月	42
7月	49	1月	37
8月	48	2月	31
9月	35	3月	31

（出典：市提供データより監査人作成）

図表 14 活動内容（事業所実施分）

月日	内容	参加人数
4月20日	お花見（裁判所前、盛岡城址公園）	6名
6月1日	カフェの会（タリーズコーヒーナナック盛岡店）	1名
6月15日	バーベキュー（都南つどいの森）	8名
7月10日	プラネタリウム（盛岡市子ども科学館）	2名
8月3日	盛岡さんさ踊り見学（県庁前）	10名
8月25日	カラオケ（ビックエコー盛岡店）	3名
11月14日	紅葉狩り（南昌荘）	3名
12月6日	大掃除&クリスマスツリー飾り	1名
12月14日	クリスマス会	9名
1月9日	新年会	5名
2月1日	カラオケ（カラオケ館大通店）	4名

（出典：市提供データより監査人作成）

図表 15 活動内容（都南文化会館調理室実施分）

月日	内容	参加人数
4月25日	食事会（パスタ）	0名
5月23日	食事会（太巻き）	0名
6月27日	食事会（ピザ）	0名
7月31日	食事会（冷やし中華）	0名
8月22日	食事会（焼うどん）	0名
9月26日	食事会（グラタン）	0名
10月24日	食事会（芋の子汁）	0名
11月28日	食事会（かぼちゃグラタン）	1名
12月25日	食事会（クリスマス風料理）	1名

月日	内容	参加人数
1月23日	食事会（お雑煮）	1名
2月27日	食事会（クリームシチュー）	1名
3月27日	食事会（ちらし寿司）	2名

（出典：市提供データより監査人作成）

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 14】委託業務の評価について

市は、委託業務終了後に委託先事業者から当該業務にかかる業務完了報告書や事業実績書を入手し、検収している。これら報告書等には、地域活動支援センター等で実施されている食事会やその他の行事の状況が記載されている。（『（１）概要③利用実績』に記載した「**図表 14 活動内容（事業所実施分）**」及び「**図表 15 活動内容（都南文化会館調理室実施分）**」参照。）

この中で、特に、活動内容の都南文化会館調理室実施分については、事業の周知が十分に図られていなかったため、参加人数が著しく少なく、委託料に対する十分な効果が得られているのか疑問である。

今後は、参加人数等についての当初目標を設定し、他市の類似事業の実施状況について情報収集することや、盛岡市内地域活動支援センターの情報交換会を開催し、運営改善の方策等について情報収集し、当所の事業運営に生かすべきである。

【意見 15】委託先事業者の選定理由について

市は、本事業の契約執行時の伺い文において、業者選定理由を「当該事業の受託実績があり、円滑な事業運営が可能な法人である」ことを挙げているが、当該理由のみでは他に事業運営が可能な法人があり得ると考えられる。市としては、指定相談支援事業所であり、かつ地域活動支援センターⅠ型を受託できる施設と人員を満たす法人は、当該事業者以外にないと考えている。よって、業者選定理由を明確にし、一者随意契約の正当性を伺い文に明記すべきである。

なお、平成 31 年度の本事業の契約執行時における業者選定理由については、「当該法人は、精神障がいを中心とした指定相談支援事業所であるとともに、精神障がい者の日中活動の場を提供するための施設と人員を有しており、当該事業の受託者として適当と認められる。これまでの実績も良好であり、円滑な事業運営が可能な法人である。」と改められている。

【意見 16】委託事業の収入及び支出の内容把握について

市は、委託先事業者から本事業にかかる収入・支出の内訳資料を入手している。当該資料においては、収入合計及び支出合計が同額になっており、支出金額が実態を表わしているものかが不明である。

また、支出額の中に「退職引当金」が含まれており、これはいわゆる現金支出費用ではなく、同時に本事業に直接関係するものとは考えられない。

よって、委託先事業者から入手する収入・支出の内訳を精査し、事業の評価及び委託料への反映を検討すべきである。

14. 平成30年度敬老バス運行业務委託（単価契約）（長寿社会課）

（1）概要

① 事業内容

敬老バス事業は、地域の老人クラブ等の高齢者団体の活動に利用させ、その事業推進を図ることにより高齢者の生活を豊かなものにし高齢者福祉の増進に資することを目的とした事業である。

敬老バスを運行する区域は、岩手県並びに秋田県鹿角市及び仙北市の区域内となっている。運行は日帰りであり、その時間は午前9時から午後5時までとなっている。使用は無料であるが、見学料、拝観料、有料道路通行料及び駐車場使用料等に関する経費については、使用者の負担となっている。

② 委託契約の概要

契約名		契約先		平成30年度支出額
平成30年度敬老バス運行业務委託 (単価契約)		株式会社ヒノヤタクシー		22,646千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率	
随意契約（見積合せ）	※	※	※	
一者随意契約の場合の理由				
—				

※ 予定価格、契約額、落札率（単価ベース）は下表のとおりである。

区分	予定価格	契約額	落札率
大型バス 1kmあたり	216.00円	140.40円	65.0%
中型バス 1kmあたり	183.60円	118.80円	64.7%
マイクロバス 1kmあたり	151.20円	97.20円	64.3%
大型バス 1時間あたり	8,056.80円	5,367.60円	66.6%
中型バス 1時間あたり	6,793.20円	4,525.20円	66.6%
マイクロバス 1時間あたり	5,842.80円	3,888.00円	66.5%

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 17】敬老バスの使用回数の明示について

敬老バスは、老人クラブ等ごとに年 2 回まで使用することができる運用としているが、敬老バス使用要綱には、その旨が明示されていない。

現在 236 の老人クラブがあることから、使用機会の公平性や予算上の都合等を考慮すると、年 2 回が妥当か否かも含めて、使用回数について再検討する必要があると考える。そのうえで、敬老バス使用要綱に使用回数に関することを明示する必要がある。

15. ワーク・ライフ・バランス推進リーディング企業育成等業務委託 (子ども青少年課)

(1) 概要

① 事業内容

本事業は、民間企業等における自発的なワーク・ライフ・バランスの推進により働き方が見直されることにより、男女ともに働きやすい環境が整備され、結果として、子育て・介護・地域福祉における課題解決に資することを目的とする事業である。ワーク・ライフ・バランスを推進する企業・人材の育成を行うほか、社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進するための機運を醸成するための取組を行う。主な事業内容は以下のとおりである。

- ア. 公募により選定された「ワーク・ライフ・バランス推進モデル企業」に対する働き方改革コンサルティングの実施
- イ. ワーク・ライフ・バランスを推進するための実践的な技術を習得するための講座の企画・運営
- ウ. その他、モデル企業や講座修了者等が、主体的に情報共有する場となるネットワークの形成等の支援や、事業と関連のある会議等への参加

② 委託契約の概要

契約名		契約先	平成 30 年度支出額
ワーク・ライフ・バランス推進リーディング企業育成等業務委託		株式会社ワーク・ライフ・バランス	9,227 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随契契約 (一者)	9,228 千円	9,227 千円	100%
一者随意契約の場合の理由			
過年度に当該事業の受託実績があり、その専門性の高さから引き続き当該事業者へ委託する必要があるため。			

③ 利用実績

公募により選定された「ワーク・ライフ・バランス推進モデル企業」2社に対する個別コンサルティングを実施した。キックオフ 1 回、リーダーミーティング 4 回、定例会 4 回、及び報告会を 2 回開催している。最終報告会はイベント形式で開催し、モデル企業の成果報告の他、働き方改革に取り組んでいる企業の経営者等によるゲストスピーチを実施した。

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 18】委託先事業者の選定について

本事業の契約方法は一者随意契約であり、その理由は平成 27 年度から平成 29 年度に実施した当該事業の受託者であり、当該事業者が実施した講座等の専門性の高さから、これまでと同等以上の成果を達成しているためとしている。

しかしながら、本事業の内容は、『(1) 概要①事業内容』に記載したとおりであり、このような内容のコンサルティングを実施している事業者は他に見られないわけではない。したがって、本事業について、平成 30 年度の委託先事業者が代替不能な存在とは言い難い。少なくとも、他に実施可能な事業者がいないことは一般競争入札等を実施しなければわからないはずである。

契約方法が一者随意契約であることは経済性に問題があるうえ、将来的には業務の水準にも良い影響を与えないと思われる。他の事業者に本事業に参加する機会を与えるべく一般競争入札等による委託先事業者の選定を行うべきである。

【意見 19】契約金額の妥当性について

本事業は、契約方法が一者随意契約であるうえ、予定価格の積算方法は委託先事業者からの参考見積りを基にしている。そして、その委託先事業者から提出された参考見積りについて市が検討しているとはいえ、ほぼその金額が採用されて予定価格になっている。こうして最終的な契約金額は予定価格に対してほぼ 100%の金額となったが、このような事務の流れでは、契約金額が妥当であるかどうかは一切担保されないこととなる。

この点に関し、最も適切な方法は競争入札の採用であるが、次善の策としては、複数の事業者から参考見積りを徴取することである。こうすることで、予定価格が市価を反映し、これを基に契約金額が決定されるからである。しかし、一者随意契約を前提にしているような事業では、他の事業者が参考見積りを提示することをためらう可能性も十分に考えられる。

このような場合は、市が委託先から本事業にかかる支出の情報を入手し、事後的ではあるが、契約金額の妥当性をチェックし、来年度以降の契約金額の妥当性を検証することが唯一残された方法である。

市は、委託先事業者から本事業にかかる支出内容を把握することで委託費の妥当性を検証し、翌年度以降の予定価格の積算に役立てるべきである。

16. もりおか子育て応援プラザ運営業務委託（子ども青少年課）

（1）概要

① 事業内容

本事業は、「子ども」をキーワードに市民、地域活動団体・市民活動団体及び企業等が連携・交流できる場として設置するもりおか子育て応援プラザ公共エリアを運営することである。

応援プラザには、室内遊び場、セミナースペース、リラックスルーム、情報・交流コーナー、託児室等を設置している。主な業務内容は以下のとおりである。

- ア. 応援プラザ公共エリア各室の管理及び企画運営
- イ. 応援プラザ民間事業エリア出店事業者との連絡調整
- ウ. その他応援プラザの運営に必要な業務

② 委託契約の概要

契約名	契約先		平成 30 年度支出額
もりおか子育て応援プラザ運営業務委託	認定 NPO 法人いわて子育てネット		9,845 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随契契約（一者）	9,846 千円	9,845 千円	100%
一者随意契約の場合の理由			
過年度に当該事業の受託実績があり、その履行状況が良好であり、最も円滑な履行と安定した運営を図ることが見込まれるため。			

③ 利用実績

図表 16 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施内容

項目	取組内容
定期的な講座	0 歳児のママサロン、プレママサロン、みんなであそぼう♪、わくわく運動教室、ママのためのリラックスヨガ、リズムであそぼう！、ベビーマッサージ体験講座、のりものゴーゴーDAY
不定期の講座	子育て支援講座「ようこそ、盛岡へ!!」「子育てを楽しく!!」、ma*mall コンサート、木のおもちゃひろば、コントラバス演奏会
子育て支援応援団の講座	「後悔しないライフプランの作り方講座」「子育てマネー教室」プチ・シヤルール「リボンワーク教室」「リボンワーク」「グルーデコ」「ハーバリウム」「ポーセラーツ」「交流分析講座」「セルフコーチング講座」「ストローク講座」「ピラティス」「スキンタッチ体験会」「冷え対策」

項目	取組内容
	「カウンセリング体験会」「お灸講座」「親子英語サークル体験」「結婚相談会」「ペアレント・トレーニング」「ゴスペル体験」「和みのヨーガ」
盛岡市関係の講座	盛岡市環境学習講座「eco 上手！ママパパちびっこ」、親子 de 絵本タイム
事務局関係の講座	にこにこ Day
その他	ふれあいペアトレ勉強会
子育て等相談日	アイクレオ栄養育児相談：毎月第 2 火曜日（12 件） 母乳相談（盛岡市子育て世代包括支援センター：毎月第 1・第 3 火曜日（24 件）
託児	一時預かり、講座時の集団託児
リラックスルームの設置	母親のケア、母乳相談、無料法律相談、子育て支援応援団の活動

図表 17 来館者数 (単位:人)

区分		平成 29 年度	平成 30 年度
保 護 者	10 代	5	4
	20 代	687	917
	30 代	2,222	3,203
	40 代	411	684
	50 代	52	63
	60 代	86	122
子 ど も	0 歳	1,163	1,420
	1 歳	1,130	1,334
	2 歳	513	1,018
	3 歳	280	515
	4 歳	245	176
	5 歳	138	252
	6 歳	41	90
	その他	30	59
そ の 他	視察	19	41
	見学	141	45
	取材	18	6
	その他	544	810
合計		7,725	10,759

図表 18 子育て等に関する相談、援助の実施件数

0 歳	188 人	5 歳	7 人
1 歳	82 人	6 歳	3 人
2 歳	36 人	その他	2,420 人
3 歳	5 人		
4 歳	4 人	合計	2,745 人

図表 19 その他利用状況

区分		平成 29 年度	平成 30 年度
期 主 講 催 座 定	実施回数	159 回	221 回
	参加組数	1,170 組	1,528 組
	参加人数	2,468 人	3,113 人
利 託 用 児	一時預かり	66 人	152 人
	集団託児	56 人	116 人
ム リ ラ ッ ク ス ル 利 用	通常利用	3 人	2 人
	母乳相談	10 人	29 人
	無料法律相談	9 人	1 人
	子育て支援応援団	0 人	26 人

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 20】契約更新条件の明示について

本事業の委託先事業者は、平成 28 年度に実施した「もりおか子育て応援プラザの運営団体公募プロポーザル」において運営団体として選考されたものであり、その後は当該事業者との間で每期随意契約を締結している。

このため、厳密に言えば、平成 29 年度以降については他の事業者による代替可能性について十分な検討が行われていないということになる。

一方、本来であれば、毎年度公募型プロポーザル方式の企画競争により事業者を選考すべきであるということになるが、事務の効率性を考慮すると実務的ではないともいえる。

このことから、他の事業者が契約できる機会に配慮しつつ、実務的な取扱いを優先するのであれば、公募型プロポーザルの実施時に、たとえば、「業務委託が適正かつ円滑に実施されていると認められる場合は、市の予算措置及びその他指示事項を条件として、引き続き 1 年間更新する。更新は 2 回を限度とする。」といったように、プロポーザル実施要綱で契約更新条件を明示する必要がある。

17. 私立児童福祉施設等運営事業委託（子ども青少年課）

（1）概要

① 事業内容

児童福祉法第22条及び第23条に基づき、保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により、入院助産を受けることができない場合や配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に母子生活支援施設、助産施設において保護する。

監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護し、その児童福祉施設に対して委託費を給付する。

② 委託契約の概要

契約名	契約先		平成30年度支出額
私立児童福祉施設等運営事業委託	ア. 社会福祉法人仙台市社会事業協会 イ. 青森市 ウ. 社会福祉法人秋田婦人ホーム		13,013千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
※	※	※	—
一者随意契約の場合の理由			
—			

※ 意見22を参照のこと。

③ 保護実績

母子生活支援施設の保護の実施状況は以下のとおりである。なお、助産施設の直近の実績はない。

図表20 母子生活支援施設保護の実施状況

区分	委託施設数	年間利用世帯数	年間利用人員
平成27年度	2施設	18世帯	54人
平成28年度	4施設	27世帯	71人
平成29年度	3施設	26世帯	64人
平成30年度	3施設	36世帯	84人
令和元年度(見込)	4施設	48世帯	120人

(出典:市提供データより監査人が作成)

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 21】委託内容の定期的な確認について

市は、児童福祉法第 51 条に基づき母子生活支援施設に対して運営費を委託料として支弁し、委託先事業者は監護している者にかかる状況を必要な都度、市に報告をしている。

また、監護されている者に問題が発生した場合や、その兆候が見られることが想定された場合には、いち早くその変化に気付く必要があり、市としても、監護されている者にかかる情報を積極的に収集する必要がある。

しかしながら、市は、委託先事業者から定期的かつ能動的に情報収集を行っておらず、主に委託先事業者からの情報提供や、監護されている者と年に一度面談をするにとどまっている。

そのため、市は監護されている者にかかる情報を積極的に収集するとともに、市の関係部署と連携を取り、さらなる母子生活支援を充実させるべきである。

【意見 22】適切な予算の分類項目について

現在、市では本事業にかかる予算の分類項目(節区分)として 13 節の委託料を用いている。しかし、本事業は、児童福祉法第 23 条に基づく母子保護として実施するものであり、母子生活支援施設は、母子の保護を前提に設置されるものであること、支弁する費用の主旨は扶助費的な意味合いであること、及び知的障害者の措置(平成 14 年まで、以降支援費)の関係から、昭和 35 年に委託決定通知書によって契約書を省略できる旨の厚生省社会局長通知があることから、契約書の取り交わしを省略する事務を行ってきたところである。

このことから、本事業における契約は、その基本的な性格として、民間の法人や個人が取り交わすいわゆる請負や委託事業にかかる契約とは趣旨が異なるものであり、これらを想起させる 13 節の委託料という節区分を用いることは穏当でない可能性がある。

そこで、事業の本旨や性格を考慮して、節区分としては 20 節の扶助費を用いることを検討されたい。

18. 病児・病後児保育事業委託（子育てあんしん課）

（1）概要

① 事業内容

本事業は、病気の治療中又は回復期にあることから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難である児童を一時的に保育することにより、安心して子育てができる環境の整備を図り、もって児童の福祉の増進に資することを目的としている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 30 年度支出額	
病児・病後児保育事業委託	ア. 社会福祉法人岩手愛児会 運営施設：たんぼぼ病児保育所 業務内容：病児・病後児保育事業	70,987 千円	
	イ. 盛岡医療生活協同組合 運営施設：虹っ子ケアルーム 業務内容：病児・病後児保育事業		
	ウ. 杜のこどもクリニック 運営施設：病児保育室ままぼけっと 業務内容：病児・病後児保育事業		
	エ. 医療法人ハレルヤ会 運営施設：病児保育室フレンズ 業務内容：病児・病後児保育事業		
	オ. 社会福祉法人福振会 運営施設：津志田保育園 業務内容：病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）		
	カ. 社会福祉法人白楊 運営施設：なかのこども園 業務内容：病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）		
	キ. 社会福祉法人岩手県同胞援護会 運営施設：みたけ保育園 業務内容：病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）		
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随契契約（見積り合わせ）	—	70,987 千円	—
一者随意契約の場合の理由			
—			

② 利用実績

図表 21 施設の年間利用人数

施設名	人数（人）
たんぼぼ病児保育所	248
虹っ子ケアルーム	1,158
病児保育室ままぼけっと	719
病児保育室フレンズ	524
津志田保育園	330
なかのこども園	464
みたけ保育園	156

（出典：市提供データより監査人作成）

（２）監査対象事業に対する意見

【意見 23】病児保育施設の稼働状況について

平成 30 年度の病児保育施設の稼働状況について、比較的稼働率の高い施設があり、その日の受け入れ可能人数を超えた利用依頼のある施設があった。

委託先事業者である病児保育施設のうち、特に「虹っ子ケアルーム」及び「病児保育室ままぼけっと」については、施設利用希望者が施設を利用できない「お断り」が年間利用人数に比して多く、利用者が十分にサービスを受けられないケースが発生している。これは感染症の種類によって受け入れ可能人数が日々変動し、定員に満たなくても利用のお断りをしているケースがあることが大きな要因である。

本事業の本来の目的にある、安心して子育てができる環境の整備を図り、もって児童の福祉の増進に資するためには、利用者が適時適切にサービスの提供を受けられるように施設の改修などにより、満員によるお断りが多く発生する状況を改善すべきである。

図表 22 平成 30 年度病児保育施設満員お断り人数 (単位:人)

月	たんぼぼ病児保育所	虹っ子ケアルーム	病児保育室ままぼけっと	病児保育室フレンズ
4月	0	84	27	-
5月	0	35	7	0
6月	0	45	21	1
7月	0	34	13	5
8月	0	38	6	4

月	たんぽぽ 病児保育所	虹っ子 ケアルーム	病児保育室 ままぼけっと	病児保育室 フレンズ
9月	0	56	8	0
10月	0	52	8	1
11月	0	9	12	0
12月	0	41	7	0
1月	5	57	3	1
2月	3	62	10	4
3月	0	9	8	0
計	8	522	130	16

(出典：市提供データより監査人作成)

【意見 24】病児・病後児保育事業者（体調不良児対応型）の収支状況について

市は、病児・病後児保育事業者(体調不良児対応型)から収支精算書を入手し、事業者の収支状況を把握しているが、当該事業者のうち、事業者の判断で看護師を多めに配置するケースがあるため、これに係る人件費が増加し、病児・病後児保育事業委託料によって人件費を十分に賄えていない施設がある。人件費の増加は課題ではあるが、病児・病後児保育は児童の健康状態の変化に適時かつ適切に対応する必要があり、看護師等の人数に不足が生じる状況は望ましくないと考えられる。

そのため、市は、十分なサービスの提供に必要な人件費が十分に賄える委託料となっているか、また看護師等の人数が足りない現場がないかを十分に検証し、継続的に安定したサービス提供ができる体制を整えるべきである。

19. 妊婦一般健康診査業務委託（母子健康課）

（1）概要

① 事業内容

本事業の目的は、母子健康法に基づいて妊婦に対する健康診査を行い、疾病の早期発見・早期治療に努め、健康の保持増進を図ることである。具体的な事業内容は下記のとおりである。

- ア. 市内三ヶ所(子育て世代包括支援センター、都南総合支所、玉山総合事務所)で、母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票(第1回～第14回と子宮頸がん検診)を交付する。転入妊婦へは転入後の該当枚数を交付する。
- イ. 妊婦は市が委託契約を結んだ医療機関に受診票を持参して妊婦健診を受ける。健診項目は別途定められている。
- ウ. 県外で受診した分は償還払いにより、自己負担を返還する。
- エ. 医療機関は必要な妊婦に対して保健指導等を行い、健診結果を市に報告する。

② 委託契約の概要

契約名	契約先		平成30年度支出額
妊婦一般健康診査業務委託	ア. 一般社団法人 盛岡市医師会 イ. 岩手医科大学附属病院 ウ. 盛岡赤十字病院 エ. 岩手県立病院等事業管理者 オ. 一般社団法人 岩手県医師会 カ. 医療法人松誠会 滝沢中央病院 キ. 社会福祉法人 恩賜財団済生会 北上済生会病院 ク. 医療法人博愛会 一関病院		208,701 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約（見積り合わせ）	—	208,701 千円※	—
一者随意契約の場合の理由			
—			

※当該委託契約は、単価 3,400 円から 18,360 円までの 15 段階にわたる単価契約であり、契約額 208,701 千円は、平成 30 年度支出額合計である。

③ 利用実績

県内及び県外の受診状況は以下の通りである。

図表 23 県内受診状況

区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	受診数 (人)	委託料 (千円)	受診数 (人)	委託料 (千円)	受診数 (人)	委託料 (千円)
初回	2,268	40,143	2,160	39,657	2,086	38,298
2回目	1,976	9,998	1,991	11,468	1,911	11,007
3回目	2,122	20,880	2,080	21,923	1,999	21,069
4回目	2,083	10,539	2,019	11,629	1,858	10,702
5回目	2,015	10,195	2,003	11,537	1,863	10,730
6回目	2,123	9,871	2,105	11,261	1,962	10,496
7回目	2,117	20,831	2,102	22,155	1,969	20,753
8回目	2,116	14,367	2,085	15,616	1,978	14,815
9回目	1,965	9,942	1,913	11,018	1,835	10,569
10回目	1,962	22,249	1,900	23,256	1,778	21,762
11回目	1,920	9,120	1,841	10,033	1,738	9,472
12回目	1,799	9,102	1,692	9,745	1,608	9,262
13回目	1,499	7,584	1,386	7,983	1,305	7,516
14回目	995	5,034	979	5,639	901	5,189
子宮頸がん	2,255	7,667	2,137	7,265	2,075	7,055
計	29,215	207,530	28,393	220,191	26,866	208,701

(出典:市提供データより監査人作成)

図表 24 県外受診状況

区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	受診数 (人)	委託料 (千円)	受診数 (人)	委託料 (千円)	受診数 (人)	委託料 (千円)
初回～ 14回目	1,069	5,744	1,079	5,912	944	5,157
子宮頸がん	10	32	5	16	7	20
計	1,079	5,776	1,084	5,928	951	5,178

(出典:市提供データより監査人作成)

図表 25 受診率（初回の妊婦健診で評価している）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
初回	98.4%	96.5%	99.5%

(出典:市提供データより監査人作成)

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 25】健診受診後のフォロー状況について

市は、母子健康手帳交付時に妊婦健診を受診することの重要性を説明するとともに、里帰り等のための県外受診者に対しては、償還払いにより受診できる制度にしていることもあり、妊婦一般健康診査の受診率は上昇傾向にある。

しかしながら、市は受診者の人数については受診した医療機関からの請求書等で把握しているが、母子健康手帳交付対象者名と受診者名を照合する作業を行っていないため、未受診者を特定することができていない。

妊婦一般健康診査は、妊婦の疾病の早期発見・早期治療のために非常に重要なものであり、未受診者を特定できる体制を構築し、未受診者に対して受診を促すようにすべきである。

20. 平成30年度もりおか元気応援寄附金推進事業業務委託（単価契約） （ものづくり推進課）

（1）概要

① 事業内容

市がふるさと納税制度を推進するために実施する「もりおか元気応援寄附金推進事業」に関し、次の業務を委託するものである。

- ・ 市へふるさと納税を行なった者（以下「寄附者」という。）に対してふるさと納税金額に応じてポイントを付与する。
- ・ 市と協議のうえ、寄附者に対する返礼品を選定する。
- ・ ふるさと納税申込の受付、礼状、返礼品の申込み方法その他各種書面の送付及び寄附者が選定した返礼品の手配、発送管理等を行う。

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成30年度支出額
平成30年度もりおか元気応援寄附金推進事業業務委託（単価契約）	株式会社 JTB 西日本	33,858 千円
契約方法	契約単価	
随意契約（一者）	寄附金額 1,000 円当たり 90 円 付与ポイント 1 ポイント当たり 800 円	
一者随意契約の場合の理由		
平成 28 年度から当該事業者に業務委託している。新たな事業者に依頼する場合、寄附者に付与しているポイントについて新たな対応が必要となるほか、ホームページの改修、変更を伴うなど、利用者へ不便をかけることとなり、当該事業者と継続して契約締結する方が有利と判断したため。		

(2) 監査の結果

【結果 8】報告書の体裁について

本事業の仕様書では以下のような定めがある。

【仕様書（抜粋）】

6 付与ポイントの管理等

(6) 受注者は、8(2)の報告に合わせ、付与ポイントの受払いの状況等を発注者へ報告しなければならない。また、発注者から付与ポイント管理状況について報告を求められた場合、応じなければならない。

8 委託料の支払い

(1) 委託料は、発注者が受領した寄附金額に契約金額(単価)を乗じた金額の円未満の端数を切り捨てた金額と、付与ポイント数に契約金額(単価)を乗じた金額の円未満の端数を切り捨てて得た金額とを合算した金額とする。

(2) 受注者は、毎月、寄附金額及び付与ポイントの実績を翌月 10 日までに発注者へ報告するとともに、(1)により算定した金額を発注者へ請求する。

関係書類を閲覧したところ、仕様書 8(2)に定める寄附金額及び付与ポイントの実績については書面による報告が行われていたが、仕様書 6(6)に定める付与ポイントの受払いの状況の報告については書面による報告が行われていなかった。

付与ポイントの受払いの状況の報告について、市としては委託先事業者から提供されているシステムにより随時付与ポイントの受払い状況が確認可能な状況にあるため、そのことをもって報告と捉えていたとのことであった。

しかし、それはシステムの画面表示として付与ポイントを閲覧できるというだけであり、実質的には委託先事業者から報告がなされていないものと言える。また、付与ポイントに関して、一方の報告は書面で行われ、一方の報告はシステムによる閲覧で良とするというのは、理由の後付けではないだろうか。

業務委託に関する報告の網羅性を担保するためにも、仕様書において報告の形態や、報告書の書式、体裁を定めるべきである。

2 1. 東北絆まつり 2018 盛岡におけるインバウンド対応PR業務委託 (観光交流課)

(1) 概要

① 事業内容

本業務は、平成 30 年 6 月 2 日及び 3 日に開催された東北絆まつり 2018 盛岡(以下「まつり」という。)において、外国人観光客のニーズに対応可能な開催告知や広報物等の制作により、国内外を問わず、東北絆まつりに対する理解向上と多くの来場者の誘導を図ることを目的としている。具体的な業務の内容は下記のとおりである。

(1) 広報資材の制作業務 まつりの告知、情報発信を広く行うため、チラシやポスター、公式ガイドブックなどの広報媒体を企画・制作する。
(2) 公式ホームページの企画・制作業務 まつりに対する理解向上と多くの来場者の誘導を図るため、ホームページを企画・作成する。専用サーバーも準備し、構築する。
(3) 盛岡駅・まちなか装飾(フラッグ・横断幕等の掲出業務) 盛岡駅や市内中心部、会場周辺の商店街等において、まつり開催を PR するフラッグ・横断幕等を企画・提出する。
(4) 会場内サインの企画・設置業務 会場内のサイン(エントランスアーチ、LED 大型ビジョン、ステージタイトルサイン、会場案内看板、ステージスケジュールサイン、会場案内サイン、6 祭り展示コーナーパネル)の企画、制作及び設置を行う。
(5) 司会(インバウンド対応) メイン会場におけるステージイベントの司会(外国語の通訳も行う。)
(6) 案内所(インフォメーションブース)の設置運營業務 盛岡駅及び市内中心部において案内所を企画・設置、運営する。特に、インバウンド対応を踏まえた通訳スタッフを配置する。
(7) 海外プロモーションの実施 東北・岩手への外国人観光客の誘致拡大を目指し、海外プロモーション施策(海外メディアファムツアー、海外旅行エージェントファムツアー)を実施する。
(8) 海外メディアに対するプレスリリース 海外メディア(台湾)に対するパブリシティ活動の実施

(出典:仕様書)

② 委託契約の概要

契約名		契約先	平成 30 年度支出額
東北絆まつり 2018 盛岡におけるインバウンド対応 P R 業務委託		株式会社ジェイアール東日本企画	49,000 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約（一者）	49,000 千円	49,000 千円	100%
一者随意契約の場合の理由			
平成 29 年度に実施された本事業と関連する事業の業者選定のためにプロポーザルが行われ、その際に選定された事業者であるため。			

（2）監査の結果

【結果 9】再委任の申請手続について

本事業は以下のとおり、業務委託契約約定において、契約業務の一部を第三者に請け負わせようとする際には発注者、すなわち市の承諾が必要である。

【業務委託契約約定】

（一括再委任又は一括下請負の禁止）

第 4 条 受任者は、業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受任者は、この契約の業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

しかし、本事業における契約業務の一部である「海外プロモーション」(※)については、実質的にいわて銀河鉄道株式会社に請け負わせていながら、再委任の手続及び市の承諾にかかる書類が残されていなかった。今後は、同様のイベントが実施される際に文書で残すことに留意されたい。

(※)「海外プロモーション」は、『(1) 概要 ① 事業内容』の(7)に記載されているものである。台湾のメディアや旅行業者などを東北6県のツアーに招き、東北絆まつりを自国で宣伝してもらおうとする企画である。今回は合計7名が招かれている。

2.2. 平成30年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る異業種連携プラットフォーム整備等支援業務委託」（農政課）

(1) 概要

① 事業内容

盛岡産農畜産物の利用促進・消費拡大を図るため、市内外の消費者及び食に関わる事業者等の盛岡産農畜産物への愛着や興味・関心を高める機会を創出するとともに、農商工連携・産学官金などの異業種の連携による盛岡産農畜産物を活用した商品・サービスの提供等に発展できる体制づくりを行い、市の食と農を将来にわたり継承し発展させていく取組の土台作り行うものである。

主な委託業務内容は以下のとおりである。

- ア. 市の「食と農」のファン層の拡大とそれを担う人材の育成
 - ・ 盛岡産農畜産物を継承するための啓発活動の実施
 - ・ 市の「食と農」を支える多様な担い手の確保
- イ. 盛岡産農畜産物の魅力を端的に打ち出すためのイメージ・コンセプト等の開発・制作
- ウ. 多様な主体が参画できるコミュニケーションポータルサイトの構築・運用支援

ここで、事業の名称にも入っている、「もりおかの食と農バリューアップ推進事業」とは、農業と第2次及び第3次産業との連携を強化しながら、盛岡産農畜産物の高付加価値化と販路拡大を推進し、更なる認知度向上や利用促進・消費拡大を図ることで、農家所得の向上（儲かる農業の実現）や食関連産業の活性化を目指すことを目的とした事業で、市の総合計画の戦略プロジェクトにも組み込まれており、平成29年度から令和元年度までの3年間を集中取組期間としている。

② 委託契約の概要

契約名		契約先	平成30年度支出額
平成30年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る異業種連携プラットフォーム整備等支援業務委託」		株式会社JTB盛岡支店	7,850千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約(一者)	7,850千円	7,850千円	100%
一者随意契約の場合の理由			
公募型プロポーザル方式による業者選定のため。			

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 26】企画提案書評価書の記入について

本事業の委託先事業者選定にあたり、企画提案選考委員会の 5 名の評価者が項目ごとに評価を行い、企画提案書評価書に採点結果を記入している。その企画提案書評価書への点数の記入について、鉛筆での記入が多数見られた。下書きは鉛筆書きでも問題ないが、最終的な評価結果として残すには、不正を防止し、審査の透明性を高めるためにもペン書きとすべきであろう。

23. 平成30年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創出支援業務委託」（農政課）

(1) 概要

① 事業内容

盛岡市内の農畜産物生産者、食関連産業事業者、教育機関、金融機関、一般消費者等が相互に連携し、盛岡産農畜産物の高付加価値化や販路拡大による農家所得の向上、地域経済の活性化を図るため、盛岡産農畜産物の魅力発信や利用・消費の機会の増大、「盛岡産」が明示される形での流通体制の構築と販路拡大、6次産業化等による高付加価値化等に取り組む事業である。

主な委託業務内容は以下のとおりである。

ア. 盛岡産農畜産物の生産現場を体験・応援できる機会の創出

イ. 盛岡産農畜産物が買える・味わえる機会の拡充

(東北絆まつり 2018、盛岡市農業まつり、市の中心市街地での購入機会の拡充等)

ウ. 盛岡産農畜産物を活用した異業種連携による商品・サービスの開発・改良の支援

エ. 盛岡産農畜産物であることが明示されて消費者や食産業事業者に利用・消費される仕組みづくり

オ. 大消費地における盛岡産農畜産物の利用・消費拡大の場づくり

カ. 東京オリンピック・パラリンピック等大型イベントとのタイアップ

(国際大型イベントの関係者の食事等に盛岡産農畜産物が使われる条件別の受入基準、国際的な認証取得の要否等を調査し、市の生産者、食産業事業者等が食材等を供給するための具体的な方策の提示。市の内外において、国際大型イベントの関係者に対し、盛岡産農畜産物の特長や魅力を発信できるような取組の実施)

② 委託契約の概要

契約名		契約先	平成30年度支出額
平成30年度「もりおかの食と農バリューアップ推進事業に係る盛岡産農畜産物を活用した消費と交流の機会創出支援業務委託」		株式会社 JTB 盛岡支店	15,999 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約(一者)	15,999 千円	15,999 千円	100%
一者随意契約の場合の理由			
公募型プロポーザル方式による業者選定のため。			

(2) 監査の結果

【結果 10】仕様書に定める業務内容について

本事業の仕様書において、下記の内容が委託業務内容として明記されている。

【仕様書（抜粋）】

第5 委託業務内容

6 東京オリンピック・パラリンピック等大型イベントとのタイアップ

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック等大型イベント(以下、「国際大型イベント」という。)の関係者の食事等に盛岡産農畜産物が使われる条件(シチュエーション(例:選手村、ホストタウン、レセプション等の附随イベント等)別の受入基準、国際的な認証取得の要否、ビジネス・マッチングの機会等)を調査し、本市の生産者、食産業事業者等が、食材等を供給するための具体的な方策を提示すること。
- (2) 盛岡市の内外において、国際大型イベントの関係者に対し、盛岡産農畜産物の特長や魅力を発信できるような取組を実施すること。

委託先事業者から提出された業務実績報告書を閲覧したところ、国際大型イベントや各国からの外国人来訪者が増える機会を活かし更なる誘客や消費拡大を目指していくために、盛岡産農畜産物を活かした食を提供する場面で外国人をおもてなしするポイントを学ぶセミナーは開催されていたが、仕様書第5の6(1)に記載されているような具体的な方策について、委託先事業者より提示されていなかった。

委託先事業者のプロポーザル時の事業予算書においても、セミナーを開催することは記載されていたが、具体的な方策を提示するところまでは記載されておらず、本事業をスタートする時点で、市と委託先事業者との間で、仕様書第5の6(1)の業務内容について認識にギャップがあったものと推察される。

委託先事業者は仕様書に記載された業務を履行する義務があり、その履行の対価として市は委託料を支払うものである。現状では、仕様書第5の6(1)の業務内容について業務が履行されたとは言えない。委託業務内容が適切に履行されるようにするためにも、市は、受託者にどのような成果を求めるのかを明確にし、市と受託者双方が納得した内容を仕様書に記載し、業務委託をする必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 27】事業の検証の文書化について

本事業について、事業を1年間遂行した後の市としての事業の検証状況について所管課の担当者に確認したところ、事業の検証は行っており、その検証結果は次年度に実施される委託事業の仕様書に反映させているとのことであったが、検証時に議論された内容については文書化されていなかった。事業を円滑にかつ効果的に進めるうえで、事業を行った結果、どういう成果が得られ、何が原因で、何を改善する必要があるかの検証を適切に行う、すなわち、PDCAサイクルのCheckを適切に行うため、さらには、事後の事業の検証可能性を確保するためにも、検証時に議論された内容について文書化すべきである。

【意見 28】企画提案書評価書の記入について

本事業の委託先事業者選定にあたり、企画提案選考委員会の5名の評価者が項目ごとに評価を行い、企画提案書評価書に採点結果を記入している。その企画提案書評価書への点数の記入について、鉛筆での記入が多数見られた。下書きは鉛筆書きでも問題ないが、最終的な評価結果として残すには、不正を防止し、審査の透明性を高めるためにもペン書きとすべきであろう。

2 4. 平成 30 年度年間単価契約道路清掃業務委託（道路管理課）

（1）概要

① 事業内容

本事業は、玉山地域を除く盛岡市内の市道において、散水車による道路への散水と道路上の塵埃の除去の同時作業（道路清掃 A 機械作業）、人力による歩道、横断歩道、地下道、中央分離帯等の塵埃の清掃作業（道路清掃 B 人力作業）を行うものである。ただし、中央分離帯が設けられている部位については、中央分離帯近傍の清掃及び散水を行う。

また、当該委託業務に際して、市は、清掃機械（散水車 1 台、路面清掃車 1 台、ダンプトラック 1 台）を貸与することとしており、工種としては、貸与機械の使用の有無によって、「道路清掃 A(機械作業・貸与)」、「道路清掃 A(機械作業・持込)」、「道路清掃 B(人力作業・貸与)」、「道路清掃 B(人力作業・持込)」の 4 種類に区分される。ただし、平成 30 年度の実績においては、「道路清掃 A(機械作業・貸与)」のみの実施となっている。

② 委託契約の概要

契約名	契約先		平成 30 年度支出額
平成 30 年度年間単価契約道路清掃業務委託	日本ハイウェイサービス株式会社		20,042 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約（見積り合わせ）	12,493 円/km (道路清掃 A(機械作業・貸与))	12,300 円/km	98.4%
一者随意契約の場合の理由			
—			

(注 1) 単価契約であり、「道路清掃 A(機械作業・貸与)」、「道路清掃 A(機械作業・持込)」、「道路清掃 B(人力作業・貸与)」、「道路清掃 B(人力作業・持込)」ごとに単価が設定されている。複数単価契約であるが、「道路清掃 A(機械作業・持込)」を指定工種とし、この 1km あたり単価について見積競争を行い、契約先を選定している。なお、他の工種については、各々の設計単価に見積工種（指定工種）の決定単価の請負率を乗じた額で契約している。

(注 2) 契約期間の始期が平成 30 年 4 月 1 日であることから、前年度の平成 30 年 2 月中に見積り合わせを実施し、随意契約の形態で契約を締結している。

(2) 監査の結果

【結果 11】貸与車両の車検時期の再検討について

本事業の契約期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 1 年間であるが、実際の清掃業務は平成 30 年 5 月から 11 月までのうち 8 月を除く 6 ヶ月間である。これは少なくとも過去 3 ヶ年度(平成 28 年度から平成 30 年度)においても同様である。なお、8 月に実施していないのは、7 月までに 1 回目の清掃が概ね完了し、また落葉対応を中心とした清掃が 9 月以降になるためである。

確かに、積雪期においては道路清掃業務自体が実施できないが、例年、4 月中旬以降の盛岡市内においては路面の積雪は少なく、積雪時に雪が取り込んだ排ガスや埃等の汚れが路面に溜まっている状態にある。このため、雪解け時期の 4 月は道路清掃が特に必要な時期と考えられるが、清掃業務は実施されていない。

図表 26 平成 30 年度における各月の業務実績

区分	清掃実施実績	委託料
平成 30 年 5 月	282.4km	3,751,401 円
平成 30 年 6 月	233.6km	3,103,142 円
平成 30 年 7 月	222.4km	2,954,361 円
平成 30 年 8 月	—km	—円
平成 30 年 9 月	224.5km	2,982,258 円
平成 30 年 10 月	190.4km	2,529,273 円
平成 30 年 11 月	355.5km	4,722,462 円
合計	1,508.8km	20,042,897 円

(出典:市提供データより監査人作成)

所管課によれば、道路清掃 A(機械清掃)を実施するに際して、市が所有する路面清掃車 1 台を委託先事業者に貸与しているが、この車両は平成 4 年 5 月に購入し、車輛登録したものであるが、登録時点から 10 年を超えたため継続検査(車検)の頻度が毎年度となっているとのことである。毎年、満了日前の 4 月に車検を受けていることから、4 月に清掃作業を実施できていないとのことであった。

しかし、4 月は雪解け時期のため、積雪時に雪が取り込んだ排ガスや埃等の汚れが路面に溜まっており、道路清掃が特に必要な時期である。また、岩手県は、県道の清掃作業を 4 月から実施しているとのことである。市においても、車検時期を前倒しすることで対応可能であることから、早急に清掃業務の実施時期を見直すことが必要である。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 29】車両の老朽化対策について

委託先事業者に貸与している路面清掃車は平成 4 年に購入したものであり、購入から既に 27 年が経過している。車両の老朽化が進んでおり、所管課によれば、交換部品の調達も困難となりつつあるとのことである。現在、市においては、貸与用の路面清掃車をこの 1 台しか所有しておらず、これが使用できない場合には直ちに道路清掃業務に支障を来す恐れがある。

特殊車両であることから、当該車両の購入価格は 1,600 万円と高額であることから、老朽化対策を事前に検討しておく必要がある。具体的には、新規車両の調達時期、中古車両の調達の可否、調達方法(自己所有するかリースによる賃借とするか。)、調達までの維持補修方法及び故障時の対応策等について具体化することが望ましい。

図表 27 盛岡市所有の路面清掃車の概要

区分	内容
車名	いすゞ U-FRR3208 改
形状	道路清掃車
総排気量	7.12 L
当初登録年月日	平成 4 年 5 月 15 日
購入価格	16,000,000 円

(出典:市提供データより監査人作成)

25. 道路除排雪業務委託（道路管理課）

（1）概要

① 事業内容

本事業は、玉山地域を除く盛岡市内の市道にかかる除排雪業務を行うものである。業務は、「盛岡市除排雪計画」及び「盛岡市道除排雪計画実施要領」に基づいて実施するものとされている。また、担当除排雪路線ごとに受注事業者と契約を締結しており、平成30年度においては計134社と契約を締結している。

当該業務で使用する除雪機械（除雪グレーダ、除雪ドーザ（ホイール・クローラ）、ミニホイールローダ、除雪ジープ、ロータリ除雪車及びロータリ除雪装置（除雪ドーザ用））については、委託先事業者が所有もしくは賃借したものと使用するか、「除排雪機械貸与特記仕様書」に基づき、市から貸与を受けたものを使用する。

図表 28 平成30年度盛岡市道除排雪計画及び同実施要領の抜粋

除排雪路線	市が除排雪しようとする路線（以下、「除排雪指定路線」という。）のうち車道については、市民生活の基盤路線である定期運行バス路線、スクールバス路線、患者輸送バス路線、その他主要幹線市道及びこれらを連結する地区幹線的路線等の種別ごとに次の区分によりあらかじめ市が指定するものとする。 (1) 第1種指定路線：バス運行路線のほか、主要幹線市道とする。 (2) 第2種指定路線：地区幹線的路線とする。 (3) 第3種指定路線：第1種指定路線及び第2種指定路線以外の道路とする。
車道除雪延長	除雪延長：1,510.7km（対前年比較 +7.6km）
市道除雪率の目標	平成30年度の目標：100% （平成29年度の実績：96.0%）
除雪実施基準	除排雪指定路線の除雪は、次に該当する場合に実施する。 (1) 降雪量が概ね10cmを超えたとき、又は降雪量が5cmを超え、さらに降雪が予想されるとき。 (2) 出動基準に満たない降雪日が連続し、車輛又は歩行者の通行に著しい影響を与えるとき。 (3) 強風等により、路面に吹き溜まりが発生したとき。 (4) わだち等路面状況が悪化したとき、又は気温の上昇に伴う融雪により路面状況が悪化したとき。

（出典：平成30年度盛岡市道除排雪計画及び同実施要領）

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 30 年度支出額	
道路除排雪業務委託	計 134 社と契約	464,520 千円	
契約方法	予定価格	契約額	落札率
(注 2)	(注 1)	(注 1)	(注 2) 100%
一者随意契約の場合の理由			
(注 2)			

(注 1) 当該業務の作業量は毎年度の降雪量等により極めて流動的であるため、複数の工種にかかる 1 単位あたりの単価契約と契約期間内における機械管理費(固定経費)とを併せたものとしている。これは個々の事業者によって状況が異なることから、各委託先事業者によって積算額及び契約額は異なっている。

(注 2) 当該業務委託については、業務の特殊性から例年受託希望者の確保が困難である状況であることから、競争入札に付することが適さないものと判断されることを勘案し、例年、受託している事業者に対し、市から委託条件を提示した上で契約を締結することについて協議し、同意が得られた場合に契約締結することとしている。

協議において提示する条件については、契約単価内訳表で示す設計額と機械管理費(固定経費)とを予定価格とし、他の契約条件を予め提示したうえでの協議とすることから、相手方から協議に対する同意の意思表示があれば、金額(見積額)についての意思表示は不要とし、協議において提示した契約条件で契約締結するものとしている。このため、予定価格と契約額とは一致し、落札率は 100%となる。

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 30】今後の除排雪業務委託にかかる実施方法の再検討について

市においては、市道の除排雪業務に対して、平成 30 年度において 464,520 千円という多額の資金を投入している。一方、本件業務委託については、業務の特殊性から例年受託希望者の確保が困難である状況であるとして競争入札に付すことはせず、例年、委託先事業者に対し、市から委託条件を提示した上で契約を締結することについて協議し、同意が得られた場合に契約締結するという特殊な契約形態を採っている。受託希望者の確保が困難な理由には、事業者側にとっては、除排雪業務という時期が限られた業務である一方で、除排雪用機械及び労働力の確保等を、一定程度、通年を通して行う必要がある点が一つ挙げられる。また、発注側の市としては、限られた財源の中で除排雪業務委託を行うことが求められる。

全国的にも将来的な労働力人口の減少や、経済活動の縮小による自治体財政のより一層の硬直化が想定される中、現行の体制にて除排雪業務委託を継続して

いくことが可能なのか、継続的に検討していくこと必要である。確かに、市においても、委託単価を算定するにあたり、委託先事業者の除雪機械を使用する際の稼働単価の見直し等により対応を図っているところである。しかし、将来的な趨勢を踏まえた場合、委託単価の水準等だけではなく、委託方法等も含めた不断の見直しが必要なものとする。委託先事業者による業務の安定的な提供という視点からは、複数の業務を包含することによる業務の通年化や複数年度契約等の視点も有用である。たとえば、冬期の除排雪業務を単独の委託契約とするのではなく、道路維持業務とを併せて包括的に業務を委託すること等も考えられる。青森県弘前市のように、雪対策業務の包括化を検討する上では道路除雪業務を基幹的な業務として位置づけ、冬期間の他の雪対策業務、夏季に実施されている道路維持管理業務を包括し、地域維持型道路管理業務として委託している例もある。

いずれにしても、冬期の除排雪業務に支障を来すことは、市の都市機能に重大な障害となり得るものであり、将来的にも、安定的に除排雪業務を発注し得るよう、除排雪業務委託の実施方法について、あらためて検討することが必要である。

26. 平成30年度年間単価契約放置自転車等撤去業務委託その3 (交通政策課)

(1) 概要

① 事業内容

本事業は、「盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する条例」(平成19年12月25日条例第73号)(以下「自転車条例」という。)及び「盛岡市自転車等駐車場条例」(昭和58年12月26日条例第24号)(以下「駐車場条例」という。)の施行に伴う放置自転車等撤去業務を行うものである。

図表 29 放置自転車等撤去業務委託の業務内容

撤去対象車種	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下「自転車等」という。)
履行場所	①自転車条例に基づく自転車等放置禁止区域及び自転車等放置規制区域 ②駐車場条例に基づく自転車等駐車場 ③盛岡市が指示した放置禁止区域等以外の道路等 ④JR 東日本及び IGR いわて銀河鉄道の各駅自転車等駐車場
業務内容	(1)警告等業務 (2)撤去業務 (3)台帳等作成業務 (4)運搬業務 (5)整理業務 (6)処分業務 (7)写真作成業務

(出典：仕様書より監査人が作成)

② 委託契約の概要

契約名	契約先		平成30年度支出額
平成30年度年間単価契約放置自転車等撤去業務委託その3	日本労働者協同組合連合会 センター事業団		3,835千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約(見積り合わせ)	5,122円/時間 (撤去業務)	5,100円/時間	99.5%
一者随意契約の場合の理由			
-			

(注) 単価契約であり、「警告等業務」、「撤去業務」、「台帳等作成業務」、「運搬業務」、「整理業務」、「処分業務」、「台帳写真作成業務」といった工種(業務)ごとに単価が設定されている。複数単価契約であるが、「撤去業務」を指定工種とし、この1時間あたり単価について見積競争を行い、契約先を選定している。なお、他の工種については、各々の設計単価に見積工種(指定工種)の決定単価の請負率を乗じた額で契約している。

(2) 監査の結果

【結果 12】予定価格の積算方法について

本事業は複数単価契約であるが、「撤去業務」を指定工種とし、この1時間あたり単価について見積競争を行い、契約先を選定している。仕様書上、撤去業務は4tトラック又はこれと同等の車両を使用し、作業員2名以上の編成で作業を行うこととされている。

【仕様書（抜粋）】

(撤去業務)

第9条 撤去業務は、4トントラック又はこれと同等の車両を使用し、作業員2名以上の編成で次の作業を行うこととする。ただし、撤去台数が少ない場合や放置禁止区域内での撤去を行う場合は、軽トラック等を用いて撤去を行うこともできることとする。

- (1)前条第3項により警告札を貼付され、放置された自転車及び原動機付自転車を撤去すること。
- (2)発注者の指示により、放置禁止区域等以外の場所にある、発注者が警告札を貼付した自転車等を撤去すること。
- (3)撤去前後の現場状況写真を撮影すること。
- (4)その他撤去に必要な業務を行うこと。

一方、予定価格を設定する際の根拠となる設計書においては、作業員の1日当たり単価を「労務費」とし、パワーリフト付4トントラックの使用料を「運転費」とし、「労務費」と「運転費」の合計を「直接業務費」とした上で、これを1日の作業時間数(8時間)で割ったものを「1時間当たり直接業務費」(2,663円)としている。

その際、仕様書上は2名以上の編成を求めている作業員について、設計書上は1名分のみとして「労務費」を積算している。「運転費」は燃料費と機械損料のみから構成され運転手の人件費は含まれていないことから、設計書上における「労務費」の数量(人数)は過少である。

また、「運転費」については、パワーリフト付4トントラックの使用料を算出するに当たり、1日当たりの想定作業時間数を2.9時間としている。所管課によれば、通常、一般的な道路維持業務委託においてトラック等の機械損料を算出するに当たっては、1日当たりの稼働時間を5.8時間としているが、当該撤去業務においては、放置自転車等の整理等に要する時間もあり、作業時間数よりもトラックによる運搬時間数の方が少ないため、更に半分の作業時間数として設定しているとのことである。

しかし、実際には、撤去作業の一環として放置自転車等を整理する場合であっても、トラック等は待機していることが想定され、この設定は根拠が希薄なものと考えられる。

図表 30 「撤去業務」にかかる直接業務費の設計内容

名称	材料	数量	単価	金額 (数量×単価)
労務費	作業員	1 人	13,500 円	13,500 円
運転費	パワーリフト付 4トントラック	2.9 時間 / 日	2,692 円	7,806 円
1 日当たり直接業務費計: (A)				21,306 円
1 時間当たり直接業務費: (A)÷8 時間				2,663 円

(出典:市提供データより監査人作成)

図表 31 パワーリフト付 4 トントラックの単価表

名称	材料	数量	単価	金額
燃料類	軽油(ミニローリー)	5.7リットル/ 時間	104 円	592 円
機械損料	パワーリフト付 4トントラック	1 時間	2,100 円	2,100 円
1 時間当たり単価				2,692 円

(出典:市提供データより監査人作成)

仮に、「労務費」を 2 名従事とし、「運転費」について 1 日 5.8 時間稼働とした場合、1 時間当たり直接業務費は 5,326 円と試算され、設計単価の 2 倍となる。最終的な 1 時間当たり業務費には、直接業務費に加えて現場管理費及び一般管理費等が加算され、この試算単価を基礎とした場合、平成 30 年度の積算方法を前提とすると、予定価格の根拠となる「撤去業務」の単価は 1 時間当たり 10,000 円を超える水準と試算される。この数値は試算であり、通常の道路維持業務を前提とする現場管理費及び一般管理費等の額の妥当性は勘案していないが、その点を踏まえたとしても相当程度、過少に算定されていたものと言える。これは、指定工種である「撤去業務」だけではなく、「警告等業務」、「台帳等作成業務」及び「運搬業務」等の他の業務も同様の状況である。

予定価格の積算にあたっては、仕様書上の要請や業務実態を踏まえて実施しなければ、当該予定価格は現実と乖離したものとなる。市財政は厳しい状況にあり、効率性を追求することは重要であるが、合理性を有する範囲内で行われるべきであり、予定価格の積算が現実と乖離した場合、事業者に過度な負担を求めることや、業務の安定的な実施に影響を与えるおそれがある。本事業においても、見積り合わせに際して、数年にわたり 1 者のみが応札(見積書を提出)する状況が続いており、平成 30 年度契約時の見積り合わせにおいても、61 者を指名した結果、落札した 1 者のみが応札している。

いずれにしても、今後の予定価格の積算にあたっては、仕様書上の要請や業務実態を踏まえて適切に実施する必要がある。

図表 32 「撤去業務」にかかる直接業務費の試算

名称	材料	数量	単価	金額 (数量×単価)
労務費	作業員	2人	13,500円	27,000円
運転費	パワーリフト付4トントラック	5.8時間 / 日	2,692円	15,613円
1日当たり直接業務費計: (A)				42,613円
1時間当たり直接業務費: (A)÷8時間				5,326円

(出典:市提供データを基礎として監査人が試算)

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 31】予定価格の積算における間接費相当額の積算方法について

今般の監査にあたっては、平成 30 年度の委託契約を対象としているが、所管課によれば、令和元年度の契約にあたっては、設計書上、人員等の数量を見直すとともに、社会保険料相当額を加算したとのことである。一方、平成 30 年度まで加算していた通常の道路維持業務を前提とする現場管理費及び一般管理費等の額が高額であるとして、これを廃止している。

直接の労務単価以外に社会保険費相当額を加算した点は、委託先事業者の就労環境の改善にもつながるものであり評価できるものであるが、現在の算定方法は、健康保険料や雇用保険にかかる法定保険料率を直接業務費にかける方法としている。しかし、直接業務費にはトラックの使用料である運転費も含まれていることから、仮に業務費全体に対する平均的な社会保険費相当額の割合等を把握していない限り、労務費に法定保険料率をかける形にすることが合理的である。

また、社会保険料費を加算する一方で、それ以外の間接費は含まれていない。業務を遂行するにあたり、作業員の直接労務費及びトラックの使用料等のみで委託料を構成することは、委託先事業者が民間事業者であることを踏まえると現実的とは言えない。

社会保険費を算定する際の対象を見直すとともに、一定の間接費相当額を考慮することが望ましいものとする。

図表 33 間接費相当額の構成内容の比較

平成 30 年度		令和元年度	
区分	内容	区分	内容
現場管理費	直接業務費×58.61%		
業務原価	直接業務費+現場管理費		
一般管理費	業務原価×21.30%		
—	—	社会保険費	直接業務費×社会保険事業者負担率
業務費	業務原価+一般管理費	業務費	直接業務費+社会保険費

(出典:市提供データより監査人作成)

【意見 32】新たな契約方法の検討について

この数年にわたり現行の受託事業者のみが応札する状況が続いており、当該事業者が業務を実施できない、もしくは引き受けないような場合には、放置自転車等の撤去業務自体の実施に支障が生じることとなる。『【結果 12】 予定価格の積算方法について』及び『【意見 31】 予定価格の積算における間接費相当額の積算方法について』では契約単価を問題としているが、それ以外に、放置自転車等の警告台数や撤去台数等自体が少ないため、本事業単独では、民間事業者の採算ベースに合っていない可能性がある。

このため、単価設定の合理性も重要であるものの、他の委託業務等と一括して発注すること等により、業務の規模から生じる採算性の問題を解決することを検討することも有用なものと考えられる。

本事業は、道路の路側帯及び歩道等を主な対象として作業を実施するものである。このため、平成 30 年度契約時の見積り合わせに際して、「盛岡市物品の買入れ等競争入札参加者資格名簿で、「公園・道路清掃業務委託又は一般廃棄物(運送・運搬)並びに産業廃棄物(運送・運搬)」の分類に登録されており、市に本社又は営業所を有する 61 者を指名している。本件業務の実施にあたりトラックが必要になることも踏まえると、該当するエリアの公園・道路等清掃業務委託契約と組み合わせ、一括して発注する形態も考えられる。

また、盛岡駅前前の放置禁止区域等で撤去された放置自転車等は盛岡駅前自転車駐車場内に移され一時保管されるとともに、その返還業務は盛岡駅前自転車駐車場の指定管理者が行っている。このため、次期の指定管理者選定にあたっては、盛岡駅前エリアの警告及び撤去業務については、自転車駐車場の指定管理者が、指定管理業務と併せて撤去業務等の委託契約を締結することを要件として募集する等も考えられる。場合によっては所管課をまたぐ事案となる可能性もあるが、将来にわたり安定的に放置自転車等の撤去業務等を継続することを目的として、全市的

な視点で、新たな契約方法を検討することが望まれる。

図表 34 平成 30 年度における警告等台数の実績と委託料の内訳

(1) 台数等の実績

区分	警告(台)	撤去(台)	整理(台)	運搬(台)	台帳作成(台)	処分(台)	写真(枚)
5月	64	58	0	0	58	0	351
6月	134	52	74	83	200	0	419
7月	171	76	209	21	306	0	594
8月	135	57	90	56	203	0	513
9月	73	45	334	1	380	0	429
10月	120	352	73	0	425	0	750
11月	140	65	80	1	284	138	502
12月	55	29	573	3	719	114	294
1月	40	22	425	1	588	140	231
2月	32	21	233	1	255	0	225
3月	113	236	280	1	517	0	612
合計	1,077	1,013	2,371	168	3,935	392	4,920
委託料(円)	846,296	1,586,100	306,660	173,366	514,415	91,728	32,371

(出典:市提供データより監査人作成)

(2) 委託料の内訳

(単位:円)

区分	警告(台)	撤去(台)	整理(台)	運搬(台)	台帳作成(台)	処分(台)	写真(枚)
委託料	846,296	1,586,100	306,660	173,366	514,415	91,728	32,371
小計							3,550,935
消費税等							284,073
合計額							3,835,008

(出典:市提供データより監査人作成)

27. 遊具施設点検（その1）業務委託（公園みどり課）

（1）概要

① 事業内容

本事業は、公園利用者の安全のため、市が管理する公園等の遊具を専門的な立場から点検を行うものである。点検の判定基準及び内容は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」(国土交通省 平成26年6月作成)、「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014(一般社団法人日本公園施設業協会平成27年4月版)」、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」(一般社団法人日本公園施設業協会 平成26年6月版)及び「同指針(別編)」に基づいて実施する。

なお、市が管理する公園等の遊具の数が膨大であることから、市内を2つに区分した上で、遊具施設点検業務についても、「その1」と「その2」に分けて別個に委託している。

図表 35 遊具施設点検業務委託の業務内容

点検内容	<p>点検は劣化診断を中心に行い、破損、耐久性、つなぎ、固定部、可動部及び支柱等が支障なく安全な状態で利用に供されているか点検を行う。また、点検する施設の腐食防止及び美観保持等の観点から塗装の状態についても併せて点検を行う。</p> <p>なお、一般公園施設で目視により修繕する必要があると判断される施設があるときは、速やかに発注者へ報告する。</p>
点検の判定基準及び内容	<p>「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」(国土交通省 平成26年6月作成)、「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014(一般社団法人日本公園施設業協会平成27年4月版)」、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」(一般社団法人日本公園施設業協会 平成26年6月版)及び「同指針(別編)」に基づく。</p>
軽微な修理等の対応	<p>軽微な修理等については、点検実施時に行うこととしその項目は次の各号とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消耗部品 (2) 脱落部品(ボルト、ナット及び割ピン等) (3) 可動箇所のグリスアップ (4) 亀裂部分のコーキング (5) 手に触れる箇所の錆落とし及び塗装

報告書における判定区分	判定区分	判定内容
	A	支障なし
	B-1	問題はないが劣化等の初期段階
	B-2	手に触れる部位の劣化等の初期段階
	C-1	計画的な修繕が必要
	C-2	身体裂傷等の危険があり計画的な修繕が必要
	C-3	主要部材が劣化して計画的な修繕が必要
	D	使用禁止
※ 本年度の施設修繕計画に反映させるため、点検後に C 判定及び D 判定の施設がある場合は、発注者へ早急に報告すること。		

(出典：仕様書より監査人が作成)

② 委託契約の概要

契約名	契約先	平成 30 年度支出額	
遊具施設点検（その 1）業務委託	有限会社サンブリッチ東北	3,348 千円	
契約方法	予定価格	契約額	落札率
指名競争入札	3,451 千円	3,348 千円	97.0%
一者随意契約の場合の理由			
—			

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 33】点検結果の判断基準を統一化する方策の検討について

遊具施設点検業務は、市内を 2 つのエリアに区分した上で各々事業者を選定し、当該事業者が点検業務を行っており、当該監査対象事業は、そのうちの 1 つである。

本事業は、市が管理する公園等の遊具を専門的な立場から点検を行うものであり、特に判定が D と区分されたものは、利用者の安全性を確保する視点から使用を禁止するとともに、その後の利便性の回復のため、修繕工事等による復旧が求められるところである。

平成 30 年度においては、遊具施設点検業務委託(その 1)にて 17 基、遊具施設点検業務委託(その 2)にて 7 基の遊具が D 判定として区分されている。D 判定に区分された遊具については、その全てについて、報告を受けた年度内において国の公園施設長寿命化対策支援事業(社会資本整備総合交付金)を財源とした遊具更新工事、もしくは修繕費予算における対応を行うこととしており、平成 30 年度において D 判定に区分された 24 基の遊具についても、遊具更新工事での対応 5 基、修繕での対応 19 基という形での対応が図られている。

図表 36 平成 30 年度において D 判定に区分された遊具数とその対応

契約区分	D 判定とされた遊具数	対応	
		遊具の更新	修繕
遊具施設点検業務委託(その 1)	17 基	4 基	13 基
遊具施設点検業務委託(その 2)	7 基	1 基	6 基
合計	24 基	5 基	19 基

(出典:市提供データより監査人作成)

委託先事業者による点検結果の判定区分のうち、特に D 判定とされたものについては、利用者の安全性にも直結するものであり、市が年度内での更新工事もしくは修繕といった対応を図ることとしていることから、その判定は重要である。

一方、判定の基準となる「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014(一般社団法人日本公園施設業協会平成 27 年 4 月版)」に定める劣化判定基準には、一般的な目安を記載しているものの、最終的には「事故発生の可能性」が高いか否かという委託先事業者の判断に委ねられることとなる。

図表 37 劣化判定基準表 抜粋

区分	判定	状態
金属 (腐食)	a	表面に錆があるが孔食になっていない
	b	孔食が始まっているが残量が肉厚の 60%以上
	c	孔食が進み残量が肉厚の 60%未満
	d	c の劣化状態に加え、事故発生の可能性が高いと考えられる場合
金属 (摩耗)	a	摩耗していない
	b	残量が初期状態の直径で 60%以上
	c	残量が初期状態の直径で 60%未満
	d	c の劣化状態に加え、事故発生の可能性が高いと考えられる場合
木 (腐朽)	a	腐朽していない
	b	健全部分が初期状態の直径で 80%以上
	c	健全部分が初期状態の直径で 80%未満
	d	c の劣化状態に加え、事故発生の可能性が高いと考えられる場合

(出典:市提供データより監査人作成)

(注)判定の区分は次のとおり。なお、「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014(一般社団法人日本公園施設業協会平成 27 年 4 月版)」における判定区分の表記は小文字のため、そのまま記載している。

a:健全な状態、 b:軽微な劣化がある状態、 c:修繕の必要な劣化がある状態、
d:緊急修繕が必要な劣化がある状態

所管課によれば、平成 30 年度において、委託先事業者が判断した判定区分に対して疑義が生じる事案が生じたとのことであり、もう一つの契約の委託先事業者から意見を聴取したところ、異なる判断となる可能性があるとの見解が出されたとのことである。「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改定第 2 版)」(国土交通省 平成 26 年 6 月作成)においても、維持管理段階における安全点検の視点として、「適切かつ確実に安全点検を行うためには、点検漏れの防止に努め、判断基準の統一を図る必要がある」旨が示されているように、少なくとも委託先事業者間における判断基準が統一されていることが求められる。

ただ、実務上は、遊具の個別の状態により判断されるものであることから、判断基準を明文で定めるだけで対応することは難しく、現状においては、担当者が判定に疑義のある事案については、委託先事業者に対して判断根拠の提示や理由の聞き取り等を行って対応しているとのことである。確かに、最終的な判断は市が現地確認や委託先事業者からの聞き取り等を行った上で実施せざるを得ないが、たとえば、D 判定のものについては、判断した根拠を説明する文書の提出を求めることをあらかじめ仕様書上明記する等、市が委託先事業者の判断を確認する材料の入手を容易にする枠組みを明確にしておく必要がある。

また、判断に際して注意を要するような事案が生じた場合には、もう一方の委託先事業者にも情報提供して留意を促すとともに、市の担当者間での引継ぎのためにも、事例集等の形で記録を取り纏めておくことが望ましいものとする。

28. (仮称)新盛岡バスセンター整備による中心市街地活性化のための基盤整備検討調査業務委託(まちなか整備室)

(1) 概要

① 事業内容

盛岡市河南地区に所在する旧盛岡バスセンターは、昭和 35 年に開業し運営されていたが、平成 28 年 3 月老朽化が顕著になったことから単独での事業は困難であるといった理由により、廃止の方針となった。

市中心市街地のバス交通は、盛岡駅と河南地区の 2 箇所のバスターミナルに支えられており、今後も旧盛岡バスセンターの位置にバスターミナル機能を存続させる必要がある。

また、市民や商業関係者等からもバスセンター機能継続の要望が市や市議会に提出されており、このような再整備を求める市民意見を踏まえ、第三者に売却される可能性があった旧盛岡バスセンター敷地を市が先行取得し、民間活力の導入を図りながら同地に新たなバスセンターを整備する方針となった。

市ではバスターミナル機能とにぎわい機能を併せ持つ(仮称)新盛岡バスセンター(以下「新バスセンター」という。)の整備を計画しており、平成 29 年度に行った公民連携事業導入可能性調査の結果を踏まえ、バスターミナル(乗降ホーム、車路、照明等及び附帯する施設)部分は市が整備し、にぎわい機能を担う建物部分は民間事業として整備することを基本的な方針としている。

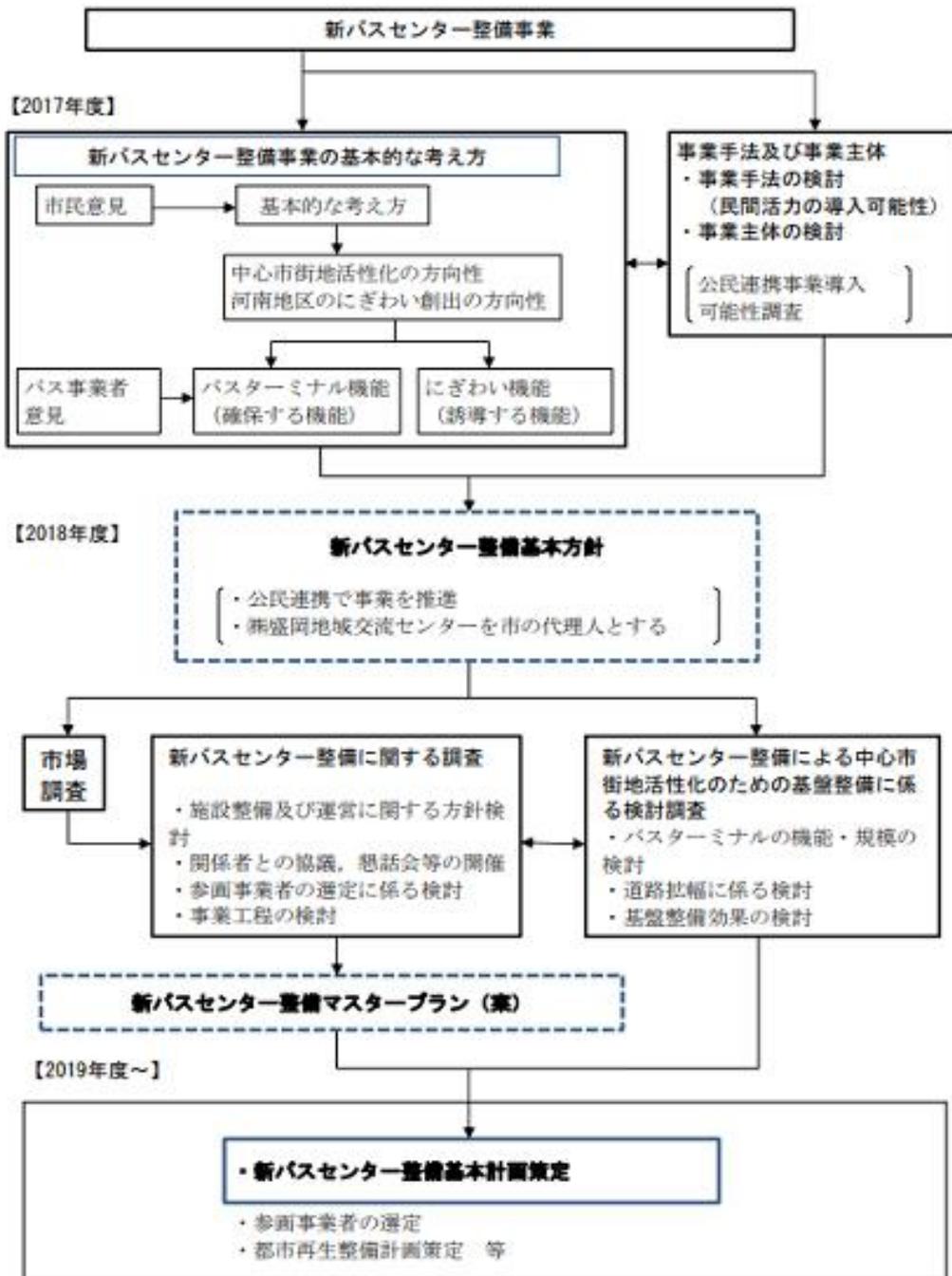
本事業は、バスターミナル整備及び周辺道路拡幅(以下「基盤整備」という。)と民間の建物整備の相乗効果を図るために、民間の取組と一体的に基盤整備の概略設計に必要な調査検討を行うことを目的とするものである。

主な業務委託内容は以下のとおりである。

- ・ これまでの検討状況及び関係法令等の整理、現況調査等により、概略設計に必要な前提条件の整理
- ・ バスターミナルに必要な機能・規模の検討
- ・ バスターミナルの需要調査
- ・ バスターミナルの概略設計
- ・ 道路拡幅に係る概略設計
- ・ 基盤整備による周辺地区や中心市街地にもたらす効果の検討

新バスセンター整備基本計画の検討の流れは次表のとおりである。

図表 38 整備基本計画検討の流れ



(出典：(仮称)新盛岡バスセンター整備基本計画)

② 委託契約の概要

契約名		契約先	平成 30 年度支出額
(仮称)新盛岡バスセンター整備による中心市街地活性化のための基盤整備検討調査業務委託		中央コンサルタンツ株式会社盛岡事務所	9,741 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約(一者)	9,741 千円	9,741 千円	100%
一者随意契約の場合の理由			
公募型プロポーザル方式による業者選定のため。			

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 34】企画提案書審査票の記入について

本事業は公募型プロポーザルにより委託先事業者が選定されている。その選定にあたり、6名の評価担当者が項目ごとに評価を行い、企画提案書審査票に採点結果を記入している。その企画提案書審査票への点数の記入について、ほとんどの委員が鉛筆で記入していた。下書きは鉛筆書きでも問題ないが、最終的な評価結果として残すには、不正を防止し、審査の透明性を高めるためにもペン書きとすべきであろう。

29. (仮称)新盛岡バスセンター整備に関する調査業務委託 (まちなか整備室)

(1) 概要

① 事業内容

新盛岡バスセンターをにぎわい機能を持つ安全・安心な施設として整備し、バスターミナル機能を維持するとともに、中心市街地活性化及び河南地区のにぎわい創出を図るための施設整備及び運営に関する方針、参画事業者の選定方法及び事業工程について調査・検討することを目的とする事業である。

② 委託契約の概要

契約名		契約先		平成 30 年度支出額
(仮称)新盛岡バスセンター整備に関する調査業務委託		株式会社盛岡地域交流センター		12,906 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率	
随意契約(一者)	12,938 千円	12,906 千円	99.7%	
一者随意契約の場合の理由				
新盛岡バスセンター整備にあたり、官民が連携して事業を進めることとし、市と契約先が平成 30 年 9 月に締結した基本協定において、個別の調査等の業務が必要な際は委託契約等の締結を検討することとしていたため。				

(2) 監査の結果

【結果 13】再委託内容の検証について

本事業では、業務の一部について再委託を行っている。業務委託契約約定で定めているとおり、再委託にあたり、委託先事業者は市の承諾を得る必要がある。

【業務委託契約約定(抜粋)】

(一括再委任又は一括下請負の禁止)

第 4 条 受注者は、業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

承諾の状況を確認したところ、平成 30 年 12 月 19 日に委託先事業者から市に対

して下請負承諾願が、同年 12 月 20 日には下請負届が提出されていた。この下請負届には、添付書類として下請負に関する契約書、仕様書、設計書が提出されていた。

そこで、再委託の内容について下請負に関する契約書等で確認したところ、「(仮称)新盛岡バスセンター整備事業公民連携事業支援業務」(以下「支援業務」という。)という名称で、委託先事業者である株式会社盛岡地域交流センターと株式会社オガールとの間で平成 30 年 11 月 6 日に業務委託契約が締結されており、この支援業務に関する設計書によれば、この支援業務のうち再委託業務に関する部分が 5,328 千円と積算されていた。

この再委託部分に関して、市が積算した直接人件費と委託先事業者が積算した直接人件費は以下のとおりである。

図表 39 再委託部分の直接人件費の積算比較

	市の積算		委託先事業者の積算	
	人	金額(円)	人	金額(円)
主任技術者	1.0	65,500	6.0	393,000
主任技師	3.0	158,100	12.0	632,400
技師 A	6.0	277,800	—	—
技師 B	—	—	24.0	909,600
技師 C	10.0	308,000	—	—
合計		809,400		1,935,000

(出典：市提供データより監査人作成)

積算された技術者の人件費の内訳が双方で大きく異なり、直接人件費の総額についても委託先事業者の積算額は市の積算額の 2.39 倍となっている。

技術者の人件費の内訳が双方で大きく異なり、直接人件費の金額も大幅に増えている点について所管課に確認したところ、確かに差額が発生しているが、差額が発生したとしても再委託部分については民間事業者間の契約であるため、特に問題ないものと認識していたとの回答であった。

また、再委託の承認に関して、承認の起案はされていたが、承認にあたっての具体的な検討状況の文書化はされていなかった。

委託先事業者が積算した再委託部分の直接人件費が、市が積算した金額の約 2.4 倍となっていることを鑑みると、再委託の承認の際に、再委託部分の直接人件費について市の積算と委託先事業者の積算が大きく異なることについて詳細に検討し、合理的な理由があることを確認することが必要であり、さらには、事業実施後の検証可能性を確保するためにも、その理由について文書化することが必要である。

30. 平成 30 年度県費負担教職員研修業務委託（教育研究所）

（1）概要

① 事業内容

日々の教育実践に必要な教職専門職としての研修を行い、教職員の資質の向上に努め、教育の質的向上を図ることを目的とした事業である。

市の県費負担教職員の研修事業については、中核市である市が実施するものであるが、中核市に移行する前から県教育委員会が実施していた研修事業については、県教育委員会に委託して実施している。

具体的には、以下の業務を委託している。

- ア. 教育公務員特例法第 23 条第 1 項の規定による初任者研修の実施業務
- イ. 教育公務員特例法第 24 条第 1 項の規定による中堅教諭等資質向上研修の実施業務
- ウ. 前 2 号に掲げる研修以外で授業力向上研修のほか県費負担教職員の職務遂行上必要な研修の実施業務

契約金額は、各種研修の実施に要する経費、授業力向上研修の実施に要する経費及び総合教育センターの運営に要する経費のうち、市の受講者数及び教職員数の割合に応じた負担額としている。そのため、最終受講者数が確定した時点で変更契約を行うこととしている。平成 30 年度は、当初契約額 9,210 千円、変更後契約額 9,244 千円である。

② 委託契約の概要

契約名		契約先	平成 30 年度支出額
平成 30 年度県費負担教職員研修業務委託		岩手県	9,244 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約（一者）	9,210 千円	9,244 千円	100%
一者随意契約の場合の理由			
当該研修実施に係る専門的な知識、技術等を有し、長年の実績がある。また、独自の研修体系を策定し、教職員の資質向上及び指導力充実のため、計画的、継続的に各種研修を実施するなど、教育の諸課題解決に向け現職教育を積極的に推進している。更には、市が単独実施する場合、多額の経費が見込まれるなど、実施効果や効率、経費等で市が単独で実施するより、業務委託が有利であることから県に委託するものである。			

(2) 監査の結果

【結果 14】実績報告書の記載内容の誤りについて

教育公務員特例法が改正され、平成 29 年 4 月 1 日に施行された。この改正では、第 24 条が改正され、十年経験者研修が見直された。具体的には、十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とした。

当該改正に伴い、業務委託契約内容も下線部のとおり、十年経験者研修から中堅教諭等資質向上研修に改められた。

- ア. 教育公務員特例法第 23 条第 1 項の規定による初任者研修の実施業務
- イ. 教育公務員特例法第 24 条第 1 項の規定による中堅教諭等資質向上研修の実施業務
- ウ. 前 2 号に掲げる研修以外で授業力向上研修のほか県費負担教職員の職務遂行上必要な研修の実施業務

しかし、岩手県から提出された実績報告書においては、下記のとおり、法改正前の研修名である十年経験者研修のままであった。

- ア. 教育公務員特例法第 23 条第 1 項の規定による初任者研修の実施業務
- イ. 教育公務員特例法第 24 条第 1 項の規定による十年経験者研修の実施業務
- ウ. 前 2 号に掲げる研修以外で授業力向上研修のほか県費負担教職員の職務遂行上必要な研修の実施業務

実績報告書における業務内容については、正確に記載するよう徹底する必要がある。

3 1. 盛岡市松園地区公民館児童健全育成事業業務委託（松園地区公民館）

(1) 概要

① 事業内容

本事業の目的は、児童生徒が遊びや様々な体験を通じ、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、地域児童の健全育成の拠点としての役割を担い、学校・家庭・地域、関係機関が連携し合い、一体となって児童生徒の健やかな成長を促すことである。

具体的な事業内容は下記のとおりである。

- ア. 児童の「遊びや体験活動、学習活動等(以下「遊び等」という。)」を通じて、自主性、社会性及び創造性の向上を推進すること。
- イ. 児童の遊び等への意欲及び興味の上を推進すること。
- ウ. 家庭・地域及び学校等との連携を意識しながら、遊び等の環境づくりの支援を行うこと。
- エ. 専任講師による体育・文化講座を年間 30 回以上実施すること。
- オ. 児童の健康の監理、安全の確保等に関して注意を払いながら実施すること。
- カ. 児童健全育成事業に関して、必要に応じて松園児童センターと連携を取りながら実施すること。松園児童センターでは、フットサル、テニス、幼児教室、キッズダンス、囲碁・将棋等の体育・文化教室を開催しており、地域交流の場として利用されている。
- キ. 児童の遊び等の状況を把握し、必要に応じて家庭への連絡を行うこと。等

③ 委託契約の概要

契約名	契約先		平成 30 年度支出額
盛岡市松園地区公民館児童健全育成事業業務委託	社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団		5,316 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約（一者）	5,316 千円	5,316 千円	100%
一者随意契約の場合の理由			
当該事業者は、過年度から当該事業を実施していることから業務に精通しているとともに、盛岡市の他施設の指定管理者であり、その実績が良好であるため。			

④ 施設概要

ア. 本館

- ・ホール
- ・第1リハーサル室
- ・会議室

イ. 別館

- ・第1研修室
- ・第2研修室
- ・第3研修室
- ・第2リハーサル室
- ・図書室
- ・調理実習室
- ・プレールーム

⑤ 事業計画

本事業は、松園地区公民館別館のプレールーム、図書室、第3研修室を活用して児童の健全育成を図る活動を行うものである。別館全体は、東松園小学校の空き教室を利用して開設されたものであり、特にプレールームは、東松園小学校の児童が利用し、小学校の敷地内にあるため学校との連携もとりやすく、情報交換等がスムーズに行われている。

また、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かにすること及び地域児童の健全育成の拠点としての役割を担うほか、母親クラブなどの地域組織活動を育成助長する等、地域と一体となって施設の管理運営を行うという設置目的を基本とし、子育て支援に積極的に取り組んでいる。

事業実施にあたっては、松園児童センターと合同で実施し、または連携して実施するなどして、子供たちの交流を図り、子供の健全育成に効果的・効率的な運営を図っている。

開催した主な行事や教室は以下のとおりである。

図表 40 開催した体育・文化教室（平成30年度）

種目	回数	種目	回数
体操教室	13回	クッキング教室	2回
キッズダンス教室	13回	計	30回
クラフト教室	2回		

（出典：盛岡市社会福祉事業団ホームページ）

図表 41 開催した主な行事（平成 30 年度）

実施月	行事名	実施月	行事名
4 月	入学進級おめでとう会※	10 月	松園芸文祭※ やきいも会※
5 月	映画会◎	11 月	—
6 月	奉仕活動※	12 月	クリスマス会※ 映画会◎
7 月	<ul style="list-style-type: none"> • 七夕かざり作り • 親子レクリエーション※ • サマーコンサート※ • 映画会◎ 	1 月	みずき団子作り 新年お楽しみ会※ 映画会※
8 月	奉仕活動※	2 月	豆まき会 ひなまつりお茶会※
9 月	まつぞの児童センターまつり	3 月	映画会※ スポーツ・文化教室修了式 奉仕活動※

※…松園児童センターでの合同行事、◎…松園地区公民館の主催講座

(出典:盛岡市社会福祉事業団ホームページ)

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 35】指定管理者制度導入の検討について

松園地区公民館は、児童健全育成事業について、盛岡市社会福祉事業団と毎年度随意契約を締結し、委託業務を実施している。

他方、松園地区公民館に隣接した松園児童センターについても、本事業の委託先事業者である盛岡市社会福祉事業団が指定管理者として管理運営業務にあたっている。加えて、本事業は、松園児童センターの分室的位置づけとして、登録児童等の管理や事業を連携しながら実施しており、両施設では相互交流が行われているため、両施設の関係性は深いと考えられる。

このように、松園児童センターの管理・事業運営と松園地区公民館の児童健全育成事業は同一の事業者が受託しており、その事業内容や目的も関連性があるにもかかわらず、それぞれ市との契約形態が異なっているのが現状である。

本事業の対象である松園地区公民館についても指定管理者制度を導入することによって、より経済性や効果を勘案した事業の実施が期待できるのではないかと考えられる。

ただし、松園地区公民館は、その施設内に松園連絡所を併設しており、証明書

等の交付事務を取り扱っている。当該事務については、現行制度上指定管理者に実施させることはできないため、たとえば窓口業務の市場化テスト等を行い、その受託事業者を実施させることなどが必要となる。無論、指定管理者と窓口業務の受託事業者が同一の者になれば効率化が進むことになるが、現行制度上は市場化テストと指定管理者制度が別々の制度であるため、委託先事業者の選定などは別々に行わなければならない、やや手続きは煩雑になる。そのため、導入を議論する際には市が行う事業をトータルで見て効率化が進むかどうかを検討する必要がある。

3 2. 盛岡市都南学校給食センター給食搬送業務委託 (都南学校給食センター)

(1) 概要

① 事業内容

本事業は、盛岡市都南学校給食センターにおいて調理された給食を都南地区等の市立小中学校に搬送する業務である。

副食入りの食缶及び食器を格納したコンテナ等一式を給食センターのプラットホームから搬送用車両に積載し、学校の配膳室に指定の時刻までに搬送する。

搬送先の学校は、見前小学校、津志田小学校、飯岡小学校、羽場小学校、永井小学校、都南東小学校、手代森小学校、見前南小学校、向中野小学校、見前中学校、飯岡中学校、乙部中学校、見前南中学校の 13 校であり、搬送するコンテナは 6 学級用が 13 台、8 学級用が 20 台の合計 33 台となっている。

② 委託契約の概要

契約名		契約先	平成 30 年度支出額
盛岡市都南学校給食センター給食搬送業務委託		丸大運輸株式会社	15,682 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約（見積り合わせ）	15,682 千円	15,682 千円	100%
一者随意契約の場合の理由			
—			

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 36】予定価格の設定方法について

本事業では、予定価格の設定において、事業者からの参考見積りを徴しているが、実際の予定価格はこれを参考にしつつも大幅に下回る価格に設定されている。その結果、入札の状況は下記のようにになっている。

図表 42 平成 30 年度事業者決定の見積り合わせの結果

(単位:円)

事業者名	第 1 回	第 2 回	協議
丸大運輸株式会社	19,200,000	18,240,000	14,520,370
A 社	辞退	—	—
B 社	辞退	—	—

※1 金額は税抜きである。

※2 A社及びB社の辞退理由は、いずれも人員や車両の都合がつかないことによる。

参考見積りはあくまでも参考であるため、これをそのまま採用する必要はない。しかし、上記の結果は、まるで市の都合のみで決めた予定価格(14,520,370円)に事業者を従わせているようにも見受けられる。市の予算執行における経済性の追求は当然に必要であるが、その前提としては価格設定が合理的でなければならない。

因みに、過去の本事業の委託事業者は、平成18年度より丸大運輸株式会社であり、本事業の委託先事業者は、実質的に丸大運輸株式会社しかない状況である。したがって、市が契約金額を不合理に下げすぎた場合には、今後、委託先事業者がいなくなってしまうという問題が発生しかねない。その場合には、より高い事業費を設定して新たな事業者を探るか、又は、本事業を市が直営で行うなど抜本的な対策が求められることとなる。

他の給食関連の事業では未だ見積り合わせへの参加事業者が複数存在しているが、本事業においては事業者候補も1者しかいない状況である。それを前提として、今後は、見積り合わせの段階で事業者と協議するのではなく、予定価格を設定する段階で直近年度に実際に掛かった費用を検討し、これを基にした、いわば実勢価額を反映した参考見積りをもって予定価格の決定に生かすようにすべきである。

3.3. 盛岡市都南学校給食センター調理等業務委託（都南学校給食センター）

(1) 概要

① 事業内容

本事業は、盛岡市都南学校給食センターにおける調理等業務を委託して実施するものである。施設の概要は次のとおりである。

図表 43 盛岡市都南学校給食センターの施設概要

施設名	盛岡市都南学校給食センター
所在地	盛岡市東見前8地割76番地
敷地面積	3,342 m ²
延床面積	1,250 m ²
構造	鉄骨造一部2階建
建築年度	昭和58年度(改築)
調理方式	ウェットシステム調理場のドライ運用
コンテナ台数	33台(予定)
調理予定日数	200日以内
調理予定食数	1日あたり最大5,300食程度
ボイラー	炉筒煙管ボイラー(伝熱面積22.83 m ²)
重油地下タンク	10,000リットル
供給学校	見前小学校、津志田小学校、飯岡小学校、羽場小学校、永井小学校、都南東小学校、手代森小学校、見前南小学校、向中野小学校、見前中学校、飯岡中学校、乙部中学校、見前南中学校の13校(児童生徒数:4,897名)

(出典:仕様書)

② 委託契約の概要

契約名		契約先	平成30年度支出額
盛岡市都南学校給食センター調理等業務委託		一富士フードサービス株式会社	49,338千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約(見積り合わせ)	49,343千円	49,338千円	100%
一者随意契約の場合の理由			
-			

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 37】長期継続契約の導入について

市は、本事業の委託先事業者を年度ごとに選定して実施している。一方、一の事業者が長期継続的に委託事業の実施者になる方が市及び委託先事業者双方にとって望ましいこともある。

本事業の場合は、給食の調理を行うものであり、将来数年に亘って業務内容に大幅な変更が生じる可能性は低いと考えられる。その上で、委託先事業者が一定の複数年度に携わることでその練度が上がり技術的な習熟が期待できること、また、長期の契約が委託先事業者の経営の安定性に寄与することなどがメリットとして考えられる。

加えて、市の側にも、事業者の都合に配慮した結果として契約価格の低下、すなわち一定程度の経費削減効果を期待できること、また、長期に亘る契約が委託先事業者への説明や意思疎通の負担軽減に繋がることなども期待できる。

他方、一の事業者が長期継続的に委託事業の実施者になることによるデメリットも考えられる。

一つは、多くの事業者が当該事業に参入することを阻んでしまう可能性があることである。さらには、一旦決定した委託先事業者に問題があった場合、その交代が容易でないことである。

前者の問題に対しては、あまり長い期間の契約とせず、他の事業者の参入を促すようにする必要がある。また、後者については、問題があった場合、速やかに契約を解除し、他の事業者に交代することができる権利を市に残しておくことが求められる。

下記に「盛岡市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」(以下「長期継続契約条例」という。)を記載する。長期継続契約条例では、「(2) 次に掲げる役務の提供を受ける契約」の項に直接的な例示としての給食調理事業は記載されていない。そこで、(3)の項による対応となるが、市においては総じて役務提供にかかる委託事業への長期継続契約が進んでいない現状がある。したがって、給食調理事業だけでなく役務提供にかかる委託事業全般について、上記のメリットとデメリットを検討し、長期継続契約の導入可否を議論することを求めたい。

【長期継続契約条例】

第2条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる物品を借り入れる契約

(略)

(2) 次に掲げる役務の提供を受ける契約

- ア 庁舎，学校その他の施設（これに付随する設備等を含む。）の管理
 - イ 収集又は運搬
 - ウ 電子計算機による事務処理又は情報の作成若しくは提供
 - エ 前号アからクまでに掲げる物品の保守，点検その他の管理
- (3) 前2号に掲げるもののほか，物品を借り入れ，又は役務の提供を受ける契約で，商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であることその他の事由により翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち，市長が定めるもの

3 4. 盛岡市玉山学校給食センター調理等業務委託（玉山学校給食センター）

（1）概要

① 事業内容

本事業は、盛岡市玉山学校給食センターにおける調理等業務を委託して実施するものである。施設の概要は次のとおりである。

図表 44 盛岡市玉山学校給食センターの施設概要

施設名	盛岡市玉山学校給食センター
所在地	盛岡市川崎字川崎 142 番地 1
敷地面積	1,700 m ²
延床面積	708.8 m ²
構造	鉄骨平屋建
建築年度	平成 9 年度及び 10 年度(改築)
調理方式	共同調理方式ドライ方式
コンテナ台数	12 台(予定)
調理予定日数	200 日以内
調理予定食数	1 日あたり最大 1,000 食程度
ボイラー	炉筒煙管ボイラー(伝熱面積 13.6 m ²)
重油地下タンク	5,000 リットル
供給学校	玉山小学校、渋民小学校、生出小学校、巻堀小学校、好摩小学校、 玉山中学校、渋民中学校、巻堀中学校の 8 校(児童生徒数:840 名)

(出典:仕様書)

② 委託契約の概要

契約名		契約先	平成 30 年度支出額
盛岡市玉山学校給食センター調理等業務委託		一富士フードサービス株式会社	22,247 千円
契約方法	予定価格	契約額	落札率
随意契約（見積り合わせ）	22,300 千円	22,247 千円	99.8%
一者随意契約の場合の理由			
—			

(2) 監査対象事業に対する意見

【意見 38】長期継続契約の導入について

以下は、『33. 盛岡市都南学校給食センター調理等業務委託（都南学校給食センター）【意見 37】長期継続契約の導入について』における意見と同趣旨である。

市は、本事業の委託先事業者を年度ごとに選定して実施している。一方、一の事業者が長期継続的に委託事業の実施者になる方が市及び委託先事業者双方にとって望ましいこともある。

本事業の場合は、給食の調理を行うものであり、将来数年に亘って業務内容に大幅な変更が生じる可能性は低いと考えられる。その上で、委託先事業者が一定の複数年度に携わることでその練度が上がり技術的な習熟が期待できること、また、長期の契約が委託先事業者の経営の安定性に寄与することなどがメリットとして考えられる。

加えて、市の側にも、事業者の都合に配慮した結果として契約価格の低下、すなわち一定程度の経費削減効果を期待できること、また、長期に亘る契約が委託先事業者への説明や意思疎通の負担軽減に繋がることなども期待できる。

他方、一の事業者が長期継続的に委託事業の実施者になることによるデメリットも考えられる。

一つは、多くの事業者が当該事業に参入することを阻んでしまう可能性があることである。さらには、一旦決定した委託先事業者に問題があった場合、その交代が容易でないことである。

前者の問題に対しては、あまり長い期間の契約とせず、他の事業者の参入を促すようにする必要がある。また、後者については、問題があった場合、速やかに契約を解除し、他の事業者に交代することができる権利を市に残しておくことが求められる。

市に対しては、給食調理事業だけでなく役務提供にかかる委託事業全般について、上記のメリットとデメリットを検討し、長期継続契約の導入可否を議論することを求めたい。